令和２年第４回定例会

上士幌町議会会議録

令和２年　６月９日　開会
令和２年　６月26日　閉会

上士幌町議会

令 和 ２ 年 第 ４ 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第１号（令和２年６月９日）

出欠席議員……１
職務のため出席した者の職氏名……１
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１
議事日程……２
開会の宣告……４
開議の宣告……４
議会運営委員会の報告……４
会議録署名議員の指名……５
会期の決定について……５
諸般の報告……５
意見書案第１０号の上程、説明、質疑、委員会付託……６
意見書案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……８
意見書案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１
意見書案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３
一般質問……１６
江波戸　　明　議員……１６
小　椋　茂　明　議員……３５
山　本　和　子　議員……４５
報告第２号の上程、説明、質疑……６２
同意第１号から同意第１３号の上程、説明、採決……６３
議案第５３号の上程、説明、質疑、委員会付託……６７
議案第５４号の上程、説明、質疑、討論、採決……６８
議案第５５号の上程、説明、質疑、討論、採決……６９
議案第５６号の上程、説明、質疑、討論、採決……７０
議案第５７号の上程、説明、質疑、討論、採決……７２
散会の宣告……８２
署名議員……８３

第２号（令和２年６月２６日）

出欠席議員……８５
職務のため出席した者の職氏名……８５
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……８５
議事日程……８６
開議の宣告……８７
議会運営委員会の報告……８７
諸般の報告……８７
行政報告……８８
意見書案第１０号の上程、報告、質疑、討論、採決……９０
議案第５３号の上程、報告、質疑、討論、採決……９２
報告第３号の上程、説明、質疑……９５
報告第４号の上程、説明、質疑……１０２
報告第５号の上程、説明、質疑……１０８
議案第５８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０９
議案第５９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１２
議案第６０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１４
議案第６１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１９
議案第６２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２０
監報告第３号の上程、報告……１３９
閉会中の継続調査の申出について……１４０
農業委員会会長退任挨拶……１４０
閉会の宣告……１４１
署名議員……１４３

６　　月　　９　　日

令和２年　第４回　上士幌町議会　定例会　会議録

招集年月日	令和２年６月９日			
招集の場所	上士幌町議会議場			
開会・閉会日時及び宣告	開会	令和２年６月９日　午前１０時００分	議長	杉山幸昭
	散会	令和２年６月９日　午後４時１分	議長	杉山幸昭

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出席　１１名
欠席　０名
欠員　－名

○　出席
△　欠席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅刻
早　早退

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	渡部信一	○	7	中村哲郎	○			
2	山本和子	○	8	江波戸明	○			
3	伊東久子	○	9	斉藤明宏	○			
4	野村恵子	○	１０	馬場敏美	○			
5	早坂清光	○	１１	杉山幸昭	○			
6	小椋茂明	○						

会議録署名議員	２番　山本和子　議員		１０番　馬場敏美　議員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	船戸竜一	議会事務局主査	遠藤裕司
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	竹中貢	建設課長	渡部洋
	副町長	千葉与四郎	教育委員会教育長	小堀雄二
	会計管理者	青木弘彦	教育委員会教育推進課長	木下由季子
	総務課長	杉本章	教育委員会生涯学習課長	須田修
	企画財政課長	杉原祐二	教育委員会幼児教育課長	弦巻佳光
	企画財政課ＩＣＴ推進室長	梶達	農業委員会会長	早坂晴雄
	町民課長	（会計管理者兼務）	農業委員会事務局長	渡辺純一郎
	保健福祉課長	尾形昌彦	消防課長	永谷全功
	農林課長	名波透	代表監査委員	根本広実
	商工観光課長	佐藤泰将		

令 和 2 年 第 4 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第１号）

令和２年６月９日（火曜日）

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定について
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　意見書案第１０号　選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について
日程第　５　意見書案第１１号　２０２１年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第　６　意見書案第１２号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第　７　意見書案第１３号　新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出について
日程第　８　一般質問
日程第　９　報　告　第　２号　令和元年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第１０　同　意　第　１号　農業委員会委員の任命について
日程第１１　同　意　第　２号　農業委員会委員の任命について
日程第１２　同　意　第　３号　農業委員会委員の任命について
日程第１３　同　意　第　４号　農業委員会委員の任命について
日程第１４　同　意　第　５号　農業委員会委員の任命について
日程第１５　同　意　第　６号　農業委員会委員の任命について
日程第１６　同　意　第　７号　農業委員会委員の任命について
日程第１７　同　意　第　８号　農業委員会委員の任命について
日程第１８　同　意　第　９号　農業委員会委員の任命について
日程第１９　同　意　第１０号　農業委員会委員の任命について
日程第２０　同　意　第１１号　農業委員会委員の任命について
日程第２１　同　意　第１２号　農業委員会委員の任命について

日程第２２　同　意　第１３号　農業委員会委員の任命について
日程第２３　議　案　第５３号　上士幌町ふるさと納税・地方創生基金条例の制定について
日程第２４　議　案　第５４号　上士幌町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２５　議　案　第５５号　工事請負契約の締結について
日程第２６　議　案　第５６号　財産の取得について
日程第２７　議　案　第５７号　令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第３号）

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　ただいまより、令和２年第４回上士幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めております。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、この際、暑く感じられる方は上着を脱いでも結構でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長）　議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　議会運営委員会よりご報告を申し上げます。

議会運営委員会は、６月４日午前９時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについてご報告申し上げます。

１点目は、行政側説明員の出席でありますが、コロナウイルス感染防止対策として、日程第３、諸般の報告が終了した後、説明員は議案に関連のある説明員のみ出席することにいたしましたので、ご承知おきお願いいたします。

２点目は、日程第４、意見書案第10号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

３点目は、日程第10、同意第１号から日程第22、同意第13号までは人事案件でありますので、一般質問終了後に本会議を休憩し、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、ご承知おきお願いいたします。また、同意議案の13件は、関連がありますので、一括上

程し、質疑、討論を省略し、議案ごとに採決を行うことにいたします。

４点目は、日程第23、議案第53号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、２番、山本和子議員、10番、馬場敏美議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月26日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月26日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承知願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第３、諸般の報告を行います。

お手元に令和２年３月１日から令和２年５月31日までの議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の１第１項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前１０時０４分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０６分）

◎意見書案第１０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長）　日程第４、意見書案第10号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である９番、斉藤明宏議員から提案理由の説明を求めます。

９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　ただいま上程されました意見書案第10号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

この意見書については、選択的夫婦別姓の早期の実現を目指して活動している選択的夫婦別姓陳情アクションという活動団体が東京都内にあり、全国の地方議会に対し、政府や国会に対して意見書の提出を求めて活動しています。

この活動に賛同している町内の方から、本町議会からも意見書を提出してほしいとの要請があり、内容を確認し、私が提案者となり、馬場議員に賛成者となっていただき、さきに開催されました議会運営委員会におきましてご協議をいただき、私が提案者となった次第であります。

選択的夫婦別姓制度とは、現在は男女が結婚するときは、全ての夫婦は必ず同じ氏を名のらなくてはなりません。選択的夫婦別姓制度とは、このような夫婦は同じ氏を名のるという制度に加えて、希望する夫婦は結婚後にもそれぞれの結婚前の氏を名のることも認めるというものです。

もちろん選択的な制度ですから、全ての夫婦が別々の氏を名のらなければならないというわけではなく、これまでどおり夫婦が同じ氏を名のることも当然できますし、夫婦が結婚前の氏をそのまま使用を希望した場合に、認めようとする制度です。

以下、意見書を読み上げて提案説明とさせていただきます。

2018年２月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9％となり、反対の29.3％を大きく上回りました。特に多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4％にのぼります。

また、同年３月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁しました。男女同権の理念に則り、2003年か

ら日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、2016年３月の第７回及び第８回報告に対する最終見解において、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を求めています。

1996年２月26日に法制審議会が民法改正を答申してから24年が経過しましたが、未だ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていません。最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については裁判で見出すことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねました。しかし４年以上にわたって議論が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が４件も提起されています。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えています。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実です。家族のあり方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国および国会の責務であると考えます。

よって、上士幌町議会は国および政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。

以上をもって、意見書案第10号の提案理由の説明とさせていただきます。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係各位に送付いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、提案された意見書について、若干質問したいと思いますけれども、平成27年に最高裁において対応されたという部分がありますけれども、これを今の意見書の中身を確認しましたら、一定程度僕は理解できると思いますけれども、町内の動きという部分について確認させていただければありがたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　斉藤議員。

○９番（斉藤明宏議員）　町内的には、管内で幕別町にこの動きを支持する方がいらっしゃいまして、その方から町民の方にご相談があり、上士幌町議会でもこの意見書案を採択して、ぜひ国及び内閣に対して送ってほしいという要請があったということで私のほ

うに相談があり、ご本人は、実は陳情という形で上げようかなというふうに考えていたということなんですけれども、私も中身を見まして、十分理解できる内容だなということで、私が提案者になった次第です。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって意見書案第10号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第10号は、会議規則第39条第１項の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎意見書案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第５、意見書案第11号2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である９番、斉藤明宏議員から提案理由の説明を求めます。

９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　ただいま上程されました意見書案第11号2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

この意見書案については、さきに開催されました議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご賛同をいただき、私が提案者となった次第であります。

昨年６月の町議会定例会におきましても、国の2020年度予算編成に向けて同趣旨の意見書を提案し、ご可決いただいたところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症の対策に係り、各職場、地域でご奮闘されている各位に心から敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症に対して、国の緊急事態宣言の下、各自治体で感染防止対策や地域経済対策、雇用対策など、様々な対策が取られています。しかし、これら住民の命と生活を守る施策に対して、国が措置する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、活用の自由度や自治体

の財政需要を満たすものとはなっておらず、各自治体からは財政不安の危惧がされています。

さらに、2020年度の地方財政計画の歳出額は過去最高となりましたが、2021年度以降の地方一般財源総額の在り方については示されていません。例年どおりであれば、経済財政諮問会議が６月に決定する経済財政運営と改革の基本方針、骨太方針で方向性が示されることになりますが、今年は７月にずれ込むこととなります。

このことから、2020年度第２次補正予算において十分な新型コロナウイルス感染症対策予算を確保することと、自治体要望を十分反映させること、2021年度予算では、新たな政策課題や住民ニーズに対応し得る一般財源の総額確保と社会保障関連予算の充実を求めるため、本意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書を読み上げて提案といたします。

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が出されるなど全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策などさまざまな対策が取られています。

しかしながら、４月30日に成立した2020年度一般会計補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」は成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っていません。政府は現在2020年度第２次補正予算にむけた準備を進めていますが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任においてのさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠です。

一方で地方の財源の基本的な方向性については、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比＋1.0％と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイル

ス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度補正予算および2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

１、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の総額を大幅に増額すること。交付額の算定にあたっては、財政力の弱い地方自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、確実な財政措置を行うこと。

２、さらに、各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。

３、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。

４、社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

５、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

６、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

７、地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（トップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止にむけ検討すること。

８、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている１兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

９、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

10、地域間の財源の偏在性是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を検討する際は、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

11、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

12、2020年度の地方財政計画では、依然として４兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上をもって、意見書案第11号の提案理由の説明とさせていただきます。

議員各位の満場のご賛同を賜り、意見書案をご可決いただき、関係各位に送付いただけますようお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって意見書案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより意見書案第11号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第６、意見書案第12号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である５番、早坂清光議員から提案理由の説明を求めます。

５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　ただいま上程されました意見書案第12号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

この意見書案につきましては、例年、同趣旨の意見書案を採択していただいているところでございますが、今年も北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から、

本町議会、森林・林業・林産業活性化推進議員連盟に対し、意見書案の採択提出について要請を受けたところであります。また、同議会並びに他市町村議会におきましても、この６月定例議会におきまして、同様の対応がなされる見込みとなっております。

本意見書案の取扱いにつきましては、さきの議会運営委員会で一部追記をする中で、委員全員のご賛同をいただき、私が提案者となった次第であります。

それでは、意見書案を読み上げて提案といたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の森林は全国の森林面積の約４分の１を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

１、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

２、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

３、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

４、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するというものでございます。

議員各位の満場のご賛同を賜り、記載の関係各位にご送付いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって意見書案第12号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより意見書案第12号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前１０時３１分）

○議長（杉山幸昭議長）　再開いたします。

（午前１０時３２分）

◎意見書案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第７、意見書案第13号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である１番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

１番、渡部信一議員。

○１番（渡部信一議員）　意見書案第13号につきまして、提案理由とその内容についてご説明いたします。

この意見書案については、十勝農民連盟の町村議会における国への一斉要請活動として、上士幌農民連盟より意見書提出の要請があり、さきの議会運営委員会にて、議会運営委員全員の賛同を得て、私が提案者となった次第であります。

それでは、内容を読み上げて説明したいと思います。

新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書（案）。

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争に晒され、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。更に、近年では頻発する自然災害での影響や、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては、人・物・情報などが滞っており、いっそう経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取組みが急務となっている。

一方、政府が今年３月に新たに策定した、今後の10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進にあたっては、同基本法での「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念のもと、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性ある具体的な施策が求められている。

ついては、新型コロナウイルス感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、下記のとおり要望致します。

１、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。

また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払いの拡充・強化や地域社会の維持・活性化に繋がる新たな政策支援を講じること。

２、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45％）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講ずること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

３、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

ご審議いただき、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって意見書案第13号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に本案に対する反対の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、本案に対する賛成の討論を行います。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　ただいま提出されました意見書案第13号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書につきまして、賛成の討論を行います。

本町の基幹産業の農業は、生産者の意欲と農業系統等の連携をもって、大きく生産高を押し上げています。このことにより、上士幌町においては、農業を基盤とした地域経済への効果、人口の維持などにつながっています。

一方、農業生産等は気候変動に左右され、ＴＰＰなどの経済連携協定の発効に伴うグローバル化、今年度のようなコロナ問題においても、多大な経済に係る影響を持ち合わせています。

我が国の自給率は先進他国と比較し遅れを取っており、本計画においては、食料自給率37％から45％のカロリーベースで引き上げるという計画がなされております。ますます農業の役割が重視されます。

私たちも、基幹産業である農業の安定で、生活基盤である我が町の医療、福祉、教育、雇用、情報通信等が守られ、農村地域に安心して暮らせるものと思います。

地域政策で家族農業や農業法人の充実を求め、持続可能な生産基盤を維持し、農業が持つ多面的機能の充実と発揮効果を推進するためにも、令和２年３月に制定されました食料・農業・農村基本計画に基づく農村振興の推進に関する支援を求める必要があります。

以上をもちまして、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出について、議員各位の賛成のもと、早期に提出されるようお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、本案に対する反対の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、本案に対する賛成の討論を行います。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに討論がありませんので、これをもって意見書案第13号に対する討論を終結いたします。

これより意見書案第13号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長）　起立多数であります。

よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午前１０時４３分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４４分）

◎一般質問

○議長（杉山幸昭議長）　日程第８、一般質問を行います。

一般質問は３名の議員から、お手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など、留意事項については、既にご承知のことと思いますので省略いたします。

◇　江波戸　　明　議員

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、順次発言を許します。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　第６期上士幌町総合計画の策定に向けた取組への基本的な考え方について。

本町の第５期総合計画の推進については、国が進めてきた地方創生に係る町の将来の人口の推計である地方人口ビジョンと町自らによる地方版総合戦略の策定と実施において、地方創生関連交付金の財源を積極的に活用しながら、総合計画と総合戦略との連携

を保ちながら、町行政を進めてきたところです。

これらの検証を行い、効果と課題を整理し、今後における町民生活の福祉のより安定した取組を進める時期として、新たな第６期総合計画の策定を行う年度を翌年に控えているところです。

今年度より新たにスタートした第２期総合戦略計画を踏まえ、総合計画においてもその方向性を明確にしていくことになりますが、総合計画においては、より具体的な町民生活の課題を基本として踏まえ、地方自治体の基本である町民全体の福祉の充実した幸福感を求めるべき内容とする必要があります。

今日においては、コロナウイルス感染症は国及び地方自治体を含めた、国内末端までの安定した住民生活、民間経営の推進及び行政運営等に大きな負の足跡を残し始めており、今後この影響はしばらく続く気配を感じます。

このことを踏まえて、第６期総合計画策定は今日までに経験のなかった社会背景の中で進められて、新たな視点でのそれぞれの地方自治体及び社会全体がより一層自主及び自立した行政運営が求められるのではないかと思います。

このような背景を想定しながら、新たな総合計画の策定の準備に至る町の取組の基本的な考え方について質問いたします。

１、令和２年度執行方針において、令和４年度からスタートする第６期総合計画については、広く町民の声を聴取するとありますが、この具体的な町民の声の聴き方について、どのように対応しようとしているのか。

２点目、第５期総合計画の行政執行に対する効果と課題をどの時期に、どのように集約し、町民に対して説明を行うのか。

３点目、近年、増員されている背景がある町職員数について、総合計画における将来にわたる行政職員の配置と人件費等に係る財源とのバランスについて、どのような推移を考えているか。

４点目、最近の町行政の中でも外部委託等が多くなっているが、これからは職員自らまちづくりを計画し、町民目線で提案する必要もあると思いますが、このことなどに係る職員の人材育成をどのように考えているか。

５点目、今後10年間に団塊の世代が後期高齢者の時期を迎え、町内において高齢者全体の人口は減少するが、より一層の安定し、安心な高齢者に対する地域福祉及び地域医療体制の整備が求められるべきと思いますが、このことについてどのように考えているか。

６点目、本町の人口は微減の傾向を示しているが、世帯数は上向きに推移しています。

安定した職場の確保がこのような傾向を示すと思いますが、今後における、本町における就業の場づくりの核をどのように考えているか。

最後、７点目になります。今後、全国的に情報通信技術が一段と加速し、この技術で社会生活を大きく効果的に対応する時代に進むことも考えられます。現状では、国内や海外の数々の情報通信技術の検証結果がまちづくりの参考になる時代だと思います。

町として、情報通信技術等について自ら行うことによる町民に対する効果と費用対効果等をどのように考えているか。

以上をもちまして、質問としたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　第６期上士幌町総合計画の策定に向けた取組への基本的な考え方について、江波戸議員のご質問にお答えいたします。

自治体における総合計画は、平成23年地方自治法の改正によって、それまで義務づけられていた総合計画の規定が廃止されたことから、近年は各自治体における計画策定も多様化してきているのが今日的状況であります。

本町においての総合計画は、昭和48年から10年ごとに策定しており、現在は第５期を迎えております。令和３年度に期間が終了するため、新制度の下での計画となりますが、令和４年度からのスタートに向け、第６期上士幌町総合計画10か年の策定作業を進めることとしております。

作業の進捗につきましては、５月中に策定の方法、策定審議会、タイムスケジュール、策定委託者選定など、スタートアップの概要について議会に報告の予定でありましたけれども、新型コロナウイルスの感染防止の密接、密集、密閉の３密対策や人の移動自粛等の影響で作業が遅れております。

今回の感染症につきましては、世界中に蔓延し、いまだ拡大していることやワクチン、治療薬においても開発途上にあること等、収束の見通しも不透明であり、戦いは長期化の様相を呈しており、町民の皆様には、感染予防のため不自由な生活をお願いしておりますが、収束後も細心の注意とアフターコロナの社会では、働き方、生活スタイル、産業、教育、福祉、医療など、全ての分野において急速かつダイナミックに激変することが予想されます。

第６期の総合計画は、百年に一度とも言われるコロナウイルスのパンデミックと収束後の社会の激変が予想される中で、さらに10年先を見据えた計画であること、３密防止など、社会的制約を受ける中での意見収集など、過去とは異なる環境と条件での計画策定となります。

以下、議員のご質問にお答えいたします。

第１点目の町民の声の聴取方法についてであります。

１つには、町民や行政区、事業所、小・中・高校生へのアンケート調査の実施、２つには、町民の声を直接伺う地域別懇談会や各種団体との懇談会、本町の未来を支える若年層との懇談会等を考えており、様々な手法で意見を聴取していきたいと考えております。

以上の進め方を基本とした上で、感染症が仕事や生活に強く影響を与えている中で、適切なアンケートになるのか、３密を避けながらの意見聴取の在り方など、状況に合わせて臨機応変な対応が必要と考えております。

２点目の第５期総合計画の効果と課題の検証であります。

効果と検証につきましては、本年中に取りまとめを行う予定であります。総合計画策定審議会等のご協議をいただいた後、速やかにホームページ等で情報提供をする予定であります。また、第６期計画策定の各種懇談会でも報告をさせていただきたいと思っております。

３点目の職員数についてであります。

まず、平成の合併論議の中で、自立のためのシミュレーションを作成いたしました。人口につきましては、平成16年現在、5,369人、職員は116人でありました。自立の道を選択する中で、平成32年の人口推計を4,170人とし、これを基に職員の削減を計画的に行ってきたところであります。その結果、平成23年度には94名まで減少しましたが、現在の職員数は、再任用職員を除いて125名、31名の増となっております。

増加の主な要因といたしましては、認定こども園をはじめ、子育て支援に係る職員の適正配置で19人増え、その他の職員は平成16年と比べ、５人の減となっております。

なお、平成32年、令和２年５月現在の人口は4,982人、予算面でも、平成16年に作成したシミュレーションでは、平成32年、39億円の歳入見込みに対して、今年度の当初予算は92億円と54億円増、2.4倍に増えております。

また、新たな業務といたしましては、認定こども園の開設やふるさと納税、地方創生、ＩＣＴの推進など、多様化する政策課題に対し、地域おこし協力隊や派遣職員の協力を得て、町民福祉の向上に努めているところであります。

今後におきましても、時代に即した事務事業の見直しやSociety5.0時代を見据え、ＡＩやＩＣＴの技術を積極的に活用したスマート自治体の実現を目指し、効率的な人事配置に努めてまいりたいと考えております。

４点目の職員の人材育成についてであります。

まず、行政職員には、住民が主役であるという認識の下、住民には公正・公平、誠実に対応する、社会環境の変化や新たな動きを的確に把握して地域課題に取り組み、広い視野と先見性を持って課題解決を図るなどの資質を期待しております。

人材育成としては、公務員として必要な基本的な研修、法務研修、職務職階に応じた研修、専門性を高める研修など、計画的に実施しております。また、住民と協働のまちづくりの観点から、町内外で行われるイベントにもスタッフの一員として参加、派遣するなど、多様な形で人材の育成を図っているところであります。同時に、自らを高めようとする主体的な意思、意欲が肝要と考えております。

町が持続的に発展するためには、次代を担う人材の育成は大切なことでありますので、今後も適宜、様々な機会を通して人材育成を図ってまいります。

５点目の高齢者に対する地域福祉や地域医療体制についてであります。

今後、本町では全国に先行して高齢者の人数は減少しますが、その中で、高年齢化が進む状況にあります。少子高齢化の年代構成の中で、どのように高齢者の支援体制を確立していくか、課題解決の模索と実践が求められております。

超高齢化社会を迎え、慢性期疾患が中心となった現代は、これまでの病院完結型であった医療から、地域完結型に移行しており、入院期間の短縮による影響や在宅での長い療養期間をどのように支えるかが、日常生活圏域において問われるものと認識しております。

人生100年時代と言われる今日、健康で生きがいのある人生を送ることを目標に、医療、介護や看護、見守り等の充実を図るとともに、新たにＡＩや高度情報通信の最新技術の活用が、次期計画の重要な視点の一つと考えております。

６点目の就業の場づくりについてであります。

議員ご指摘のとおり、本町の人口は5,000人を超えた平成30年８月末の5,020人から、令和２年４月末の4,982人と微減となっております。一方、世帯数は平成27年１月末の2,324世帯から令和２年４月末の2,592世帯と増加を続けております。これは、核家族化の進行や就業目的で町外から若者世代が転入してきたことによるものと考えております。

就業の場づくりの核としては、本町の基幹産業である農林業の第１次産業が最も大きな就労の場であり、人手不足は依然として深刻な状況にあります。また、観光業、建設、商工、運輸、介護など様々な業種においても人手不足が顕著となっております。

本町において、人と仕事をつなぐ業務につきましては、無料職業紹介所や人材センターが担っており、雇用促進のプラットホームとして、さらに充実するよう支援してまいります。

７点目の情報通信技術についてであります。

我が国の将来のあるべき姿として、Society5.0を掲げております。それは、高度に進化した情報通信技術を活用して、バーチャル（仮想）とフィジカル（現実）が融合した産業の構築や社会を目指すものとしております。

その情報通信技術は、コロナウイルス感染症対策としても、在宅や地方などで勤務するリモートワーク、遠隔診療、遠隔教育などの必要に迫られながら、情報通信環境の不備や様々な規制の弊害などが指摘されております。

政府としては、急ぎ、通信インフラの整備に対し補正予算化するなど対策を講じておりますが、いみじくもコロナウイルス問題によって、我が国の情報通信施策が諸外国との比較において、不備や遅れがクローズアップされたようにも感じております。

いずれにいたしましても、我が国の将来のあるべき姿として掲げるSociety5.0の理念は、新しい時代、新しい社会の構築にとって避けることのできない大きな潮流と認識しているところであります。

コロナウイルス対策では、３密防止のソーシャルディスタンスが感染予防の有効な手法として、世界の各国で取り入れられております。東京を中心とした首都圏の構造としては、人や企業が集中する３密の象徴的なエリアであり、最大のリスクを抱えているのが首都圏であるということも言えます。東京一極集中の是正が一向に進まない中で、コロナウイルスが収束した後のニューノーマル、新しい日常での働き方や生活スタイルが地方にあります。

本町においては、これまでの弱点であった高速情報通信網も整い、テレワークなどの受入れ準備が整いつつあります。また、５Ｇをはじめとする超高速通信とＡＩやロボットの活用は、農林業をはじめ、様々な分野に革新的変化をもたらすものと考えており、時代の風は地方に向いてくるものと認識しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前１１時０３分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１４分）

○議長（杉山幸昭議長）　江波戸議員。

○８番（江波戸　明議員）　現在は町のほうもコロナ感染症対策で、経済対策なり、地域のいろんな課題を掘り起こしながら支援、また国・道の支援等含めて大変な時期かと思っております。

併せまして、昨日、待望の道の駅が開設され、これから多くの地域のにぎわいと、また運営する観光商社のこれからますますの繁栄が期待されるかというふうに認識しているところであります。このような、今回、議会においても総合計画等に関する特別委員会を設置しながら、町と共にまちづくりの在り方を取り組むところであります。

このたびのコロナウイルスの対策経験からも、先般も町長が言っていましたように、行政内部でも不要不急の必要性を体験しながら、今までと違った新たな行政の運営が見込まれるんじゃないかというふうに認識しているところであります。つまり、今までの無理無駄な行政運営からの脱却が求められる時期になってきているのかなというふうに認識しているところであります。

この10年間の総合計画に対する総論として、今後10年間は5,000人の町の人口を基盤としながらも、今まで５期50年にわたる、歩んできたまちづくりに対する時代背景と大きく異なり、行政のより一層のスピード感が求められるのではないかなと思います。

また、もう一方、きめ細かな対応も含めて、これに重なってくるというふうに認識しているところであります。その上で、行政は町民が安心し、安定した地域での福祉を受けられる環境だけはしっかり保持しなくてはならないというふうになりますから、大変これからの行政の運営というのは、かなり町民と密着しながら進んでいくことだと思います。

これからは地域コミュニティーの変化、それから、先ほどありましたように、本当に人口の微減に対して世帯数が多くなってきているこの背景、それからまた、世界的に高度な情報通信技術がどう取り入れられるか、これもやっぱり地方の知恵ではないかと思いますし、少子高齢化と人口構造の大きな変化、高齢者は減りますけれども、健康な高齢者が増えてくる状態とか、なかなか子供が増えていかない状況とか、こんなことも、これからの10年間の中に見いだせる一つかなというふうに認識しているところであります。

また、もう既に始まっていますけれども社会保障、これについても、やはり大きな変化があるのかな。きっと我々町民、国民に対しても大きな負担が出てくる可能性も過分にあるなという背景もあるかと思いますし、また、自然災害の多発と大型化、こんな問題もあります。

町も防災担当の職員を配置しながら、きっとこういう部分については充実されるかと

思いますけれども、そういう部分と、それから、今回国としては大型の税制配分、税の配分をしながら、コロナ対策について本当に対応してきていると思いますけれども、やはり、出したからにはその始末も出てくるかなと思います。そういう意味では、今後、地方交付税等に絡んで財政の配分がどうなるかなと、勝手な心配ですけれども、やはりあるものは限界がありますから、こんなことを含めて対応していかないとならない時代が来るのかなというふうに思っています。

また、農業、林業、観光等の基幹産業に対する国際的な競争力、本当にこれから国際的な中で、しっかり地域産業を守っていかなければならない、そんなところがあるかというふうに認識しているところであります。

このような大まかな課題の背景を踏まえて、どのようなまちづくりを目指すのか。歴史を大切にしながら、上士幌町らしさを追求し、夢より実現第一を基本として進める必要があると思います。世界や国内のＩＣＴを活用した環境は、進化しながらその目線を失わず、効果的に活用することとなると思います。

質問でありますが、町長から、このような背景に至る行政運営総体における大きな考え方の変化が確認できるか。また、今後10年間に向けた上士幌町らしさを見いだしたまちづくりに対する総論について、まず考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今、各分野といいますか、わたって、議員の見解が述べられております。

最初のコロナに伴って不要不急な外出、それはずっと全ての国民にお願いしてきているところでありますけれども、行政の中でも、特に僕らのような立場の中でも、これまで札幌、ほぼ様々な会議というのは札幌や帯広が軸になって行っていますが、ほとんどが書面での審議ということに今回なっております。今段階までそうであります。

こういったことを経験して、じゃ、今までの会議の在り方というのは、本当にどうだったのかと。なかなかそれを気づかせてくれる機会というのはなかったという、多分そういうデジタルの社会で、テレビ会議だとかと言われつつも、現実の中でそれがすぐ動くというふうなところはなかなか踏み込めなかったということでありますけれども、今回のこの経験をして、本当に対面ですべき会議やあるいは交渉事と、それからいわゆるデジタルを使ってテレビ電話やその他の方法でやるという、この辺あたりについては、随分と見直しをするということが出てくるのではないだろうかなと、そう思っております。

例えば十勝の町村会の会議でありますけれども、重要な会議は、それは一堂に会してやるということはありますけれども、お互いの連絡調整等については、もう既に十勝一

つとしてテレビ会議を導入しようというようなことで合意を得ております。これは、この後、北海道との会議なんかでも、そのようなことというのは出てくるだろうと、そんなふうに思っております。

町としては、そういった準備をしっかりしていかなければならないということでありますが、例えば今、このコロナで止まっていますシェアオフィスのあそこの機能というのは、そのようにここにいながら東京と仕事ができる、そういう環境が整備されてきております。これも行政の中に取り入れていくというのも必要、そういった意味でのコストの削減なり、財政的な軽減を図る、こんなこともできるのではないだろうかなと思います。

スピード感の話が出ています。今までは10年一昔というふうに言っていましたけれども、今はもう毎年毎年が大きく変化していっているという時代でありますから、非常に先を見通すことも難しいという、そういった今日社会であるというふうに思います。

データが積み重なっていくということでありますから、ゼロからじゃなくて、それをどんどん新たな価値を生んでいたり、新たな技術が開発されていくということですから、このスピード感というのも非常に大切だと。ある意味では、情報が勝敗の優劣を決めるなんていうことも言われておりますけれども、いろんな意味で厳しいその変化の中であっても、時代を的確に把握をしながら、様々な対策を講じていくということであります。

コミュニティーも大きく変化をしてきております。もう言うまでもなく、冠婚葬祭はほとんど今行われなくなってきたと。コロナの関係でいうと、お葬式のほうも、焼香だけ故人にしていただいて、後は身内だけでやるというふうに変わってきましたけれども、ひょっとすると、これも新しい生活スタイル、いわゆる習慣になる可能性もゼロではない、そんなような感じもしているところでありまして、葬式そのものもがコミュニティーでの大事な、お互いに支え合う一つの儀式であったものが、これからは変わってくるということです。

るる今述べられておりまして、農林業なんかについても、今回の国際的な基準の中で、グローバル化の中で進めてきた経済対策あるいは農業関係でも輸出、あるいは輸入をしながら国民の食料を支えてきたということでありますけれども、今回のコロナの関係によって、いわゆる食料においても、そのサプライチェーンが止まってしまったということで、改めて自給率の向上というのは、これはもう必至の状況になってきているというようなこともございます。

最後に、夢よりも現実ということでありましたが、これは両方とも大事なことだと、そんなふうに思っています。夢なくして目標に向かっていくということはなかなか難し

いと。しかし、現実を無視しては駄目だということだろうと思います。これは両方とも大切。こういういろいろ様々なご指摘や考え方の下で、この後の10年間をどうするかということは非常に難しいということです。

ですから、そういった意味で、今まで10か年の総合計画が、このまま自治法の中で定められて、そして議会の議決が必要だということでありますけれども、もうそもそも10か年を見据えて詳細を決めるということ自体がそもそも難しいというような状況、それから、それぞれのその時々の町政なり市政の、最も町民の意思を反映するのは、いわゆる首長選挙であります。総合計画が全てを拘束するのではなくて、それは一つのモデルなり、考え方、方向性ということでは、その４年間の間に町民の審判を受けて、そこに政策なり施策を提案すると。これは最も重たいことであるというふうに思っております。こういうような状況の中で、様々な計画についても、このつくり込みから変わってきているということです。

最近、今般の状況というのは、またコンサルなんかにも聞く人もあるだろうと思いますけれども、先般、帯広市の市長がお見えになって総合計画を置いていただいてきました。そういった中では、今まで本町の計画そのものもそうでありますけれども、３層構造で計画をつくっております。基本構想、基本計画、そして施策と、さらにその細かいところになっていますが、こういったところの、果たして本当にそれが必要なんだろうかというような話もされてきましたけれども、本町は本町としての考え方の下で計画を策定していくということになりますが、いずれにしても、10か年の計画で変わっていくものと、それからある意味では、大きな流れとしてなかなか変わらないもの、変わらないものについては、それはやっぱりそこのところはしっかり押さえて、計画に反映をさせていくということであります。

特に、その中で変わっていかないというのは、人口の問題なんかというのは、そう簡単に変わる話ではないです。少子高齢化の構造的な世代構成だとか、そういったものは変わっていくものではないと。それから、日本全体の人口も減少していくということも、それも５年、10年で変わることではないだろうというふうに思いますから、そういった社会変化に応じた計画の策定というものは、これは一つずつ大事なことになってくるだろうというふうに思います。

もう一つは、やっぱり社会の変化をどう見るか。それから、上士幌町の特性をどのように考えていくか、こういったことも非常に大事な視点だと、そんなふうに思います。そういった意味では、本町の基幹産業というのは、農林業がベースになると、その上で製造なり、あるいは観光だとか、そういった広がりを見せていくということだろうと思

いますから、そのような視点が一つ大事だと。あと技術的な面でいうと、やっぱりそのデジタル化というのは、これは大きな変化だろうと思います。そのことによって、働き方も、それから日常生活についても、いろいろと変わっていく可能性がある。

このようなことが、今質問を受けて、この後、総合計画はみんなで知恵を出して決めていくということになりますけれども、町長としても、今質問を受けて答えられる、あるいは考えている、お示しできる範囲の答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、町長のほうから総括的な、総合的な、総論的な部分を含めての意見を、考え方を示していただきました。

まず、１点目の町民の声を聴くと質問した部分でありますが、これについては、大変前向きな答弁をいただいたのかなと思っています。こういうコロナの状況下を含めて、いろんな手法を用いながら、やはり町民の声を聴くという、今、町長から言われましたように、まちづくりの基本である町長の理念でも一つありますが、協働のまちづくりの一つは、やはり町民の声をしっかり聴くということにあるんだというふうに僕は認識しているところであります。

今までなかなか、町長自ら、一般的な課題になっている部分については、例えば合併の問題とか、施設造りとか、こういう事実については、町民とのそういう場を持っていますけれども、行政というのは、これからスピードアップしていくとしたら、１年、１年が一つの、10年計画の中でも、１年、１年が本当にスピード化していかないとならない、そういう時代だと思いますから、そのためには、町民の適切な声を、スピード化に基づいて聴いていくということが必要だと思います。

そんな意味で、今回、この懇談の在り方についても積極的に対応するということですから、その在り方を目指して、町長の考え方も含めて都度、都度対応してほしいなと、そういうふうに思っているところであります。

今、この長期計画については、先ほど自治法の関係を含めて、約10年前になりましょうか、いろんな意味で対応していますけれども、やはり、極端に言えば、漫画的な形で、うまく町民に分かりやすい総合計画をつくったという事例もあったというふうに認識していますから、少しでも町民に分かりやすい総合計画を工夫するということも、一番先の課題ではないかと思います。

そんなことを含めて、今後、この辺について、どう町民に発信していくか、そして町民の声、いわゆる広聴をどういうふうに進めていくか。基本的な考え方について質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　町民の声を聴くという一番大切なベースになるのが情報公開だと、そんなふうに思っております。情報公開なくして、町民の声なり参加というのはあり得ないというふうに思っています。

その情報公開をした中でも、それぞれ子供からお年寄り、職種によって関心事が全く違ってくるわけです。その関心事に対して、私どもとしては的確に応える。まずは情報を出した上で、その情報が、どの人がどんな関心を持っているのか、そことのやり取りになってくるんだろうと、そんなふうに思っております。一律的に進めて網羅的に説明という時代でもなくなってきた。

特に、今は私どももやっぱりこれから考えなきゃならんのは、町民にお知らせする上での媒体としてお知らせ広報がございます。これはこれからも大事だということでありますけれども、それだけが、紙ベースの情報提供が、それが全てではない。むしろ、今の、多分若い人方はほとんどスマホを持っているという状況であります。

ですから、その若い世代がスマホを通して、町の情報が必要な情報だとすれば、それは必ず見ていただけると。紙ベースというのはなかなか、紙ベースで読んでいただける、あるいはあの分厚い中に自分が必要な情報というのはどれなのかというのは、なかなかその辺も難しいところがある。でも、これは行政としてはやらなきゃならないことだというふうに思っておりますが、そういった中では、最近の子育てに対する悩みだとか、それは若いお母さん方が一番関心がある。そういった関心のある人方にしっかり、今で言うスマホの中でそういう情報を伝達する、そういう新たなツールというのがこれからどうしても必要になってくるだろうと、そんなふうに思っております。

多分、あと10年もたったら、今でもかなりの部分で、今回小・中学生のデジタルの関係のあれですね、タブレットを全員に配るといったときに、教育委員会のほうでそれぞれの家庭の情報を取っていただいておりますけれども、80％台だとか、90％台だとか、若い世代については、もう90％ぐらいはスマホを持っている。そこでの情報の収集というのは、大体軸になっているということですね。それに対応して、そこでのやり取りなんかというのは、これは非常にこれから大事になってくる部分だろうというふうに思っています。

このように、全て対面式で人を集めてくるという、その情報の徹底の仕方、あるいは情報の聴き方、声の聴き方というのは、その辺については、十分今回の総合計画の中でも、それが軸になってくるかどうかは分かりませんけれども、住民の声を聴く手法としては、その辺については十分取り入れる必要があるだろうと。

幸い、今、ちょうどＩＣＴの戦略室もできておりますから、先駆的に、どこからどの世代にどんな関心を持っているのかなというのは聴くようなことができるだろうと、そんなふうに考えておりますので、いろんな様々な情報の、町民の声を聴くということがありますが、何としても僕らとしては情報の公開、情報開示をどうするかというのが、住民の声を聴く最も一番大事なところだという前提の下で住民とのやり取りをしていきたい、そう考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、町長からあったように、これからきっと10年先は別にしましても、そんなに遠くない時代に、今あったように、いろんなデジタル効果を発揮しながら、町民が情報を得る力、それをまた得る環境をつくっていく、これもまた一つは、逆に言えば行政の仕事だと思います。

７点目のＩＣＴ関係を含めて、情報をどういうふうに伝達していくかというのを、今、町長がおっしゃったように、本当に我々も望むところでありますし、高齢化社会になりつつも、やはりそれに少しずつ慣れた町民が多くなってきますから、きっとそういう活用の時代に入るんだろうと。

そんな意味で、今回のＩＣＴ推進室等を含めて、やっぱり町民向けにどう広聴できるか、そんなことがやっぱり一つの大きな課題でありますし、世界的な、今進んでいるＩＣＴ化を含めて、それを活用するということも大事だと思いますんで、そういう形で、町民の意見を聴いたり、また情報を流すという、お互い相互関係をしっかりすることによって、町民の安心感、生活感、それが安定した形で捉まえるのかなと思っています。

２点目ですけれども、５期の総合計画、どういうふうにという部分がありますけれども、きっとこの総合計画をつくった、５年で見直ししながらという部分はありますけれども、つくった時代と今はかなり違っているのかなと。ふるさと納税もこんなふうになるということはゆめゆめ感じてもいなかった時代でありますから、併せまして、地方創生含めて、やっぱりいろんな大きな対応をしてきているかと思います。

そういう中で、行政が進み過ぎているという言い方はちょっと変ですけれども、なかなか町民が追いつけない、理解できないという部分もあったり、行政の評価については、町民とちょっと微妙な差があるときもあるかなというふうに認識しているところであります。

そんなことで、第５期のそういった部分についてはなるべく早く計画に合わせまして、町民との懇談を併せまして提供するとなっていますけれども、その部分について、５期の説明方法については、一定程度きちっと整理しながら進んでいくのかなというふうに

認識してございます。

そんなことを含めて、ふるさと納税という大きな一つのうちの町の財政、先ほどシミュレーション的には2.5倍になったという財政基盤はありますけれども、きっとこれも大きく地方創生の交付金と、それからふるさと納税とが後押ししているのかなというふうに認識しながら対応しているんですけれども、まず、この辺について、５期の大まかな課題、効果といいますか、それについての、本当に大まかでよろしいですから、この辺町長の考え方、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　結果については、総合計画の10か年については、あまり指標として、今言うＫＰＩですね。そういった形で総合計画は盛られていないと。そうでないものもありますけれども、そういった意味では、もう終わったことについては淡々として整理をして、そして、それを町民にお届けして、それを踏まえて、町民の皆様方には、次期の計画について提案をしていただければなと、そんなふうに思っています。

その辺の見方については、数量的に表せるものについては数量的に表して、それがよくできたか、あるいは50点なのかというのは、それぞれの見方があるだろうと、そんなふうに思います。

事実関係を淡々と私どもとしては伝えることが、終わったことに対しての整理の仕方だろうと、そんなふうに思っています。

そこで、過去を議論してどうこうという考え方については、特別持ち合わせていない。むしろ、それは資料として提供して、それを次期の６期の中に、それぞれ足りない部分については充実させるだとか、あるいはやめるということもあるだろうし、いろんな見方があるだろうと思いますから、そんな中で生かしていければなと、そう考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　次は、行政職員の配置と人件費等の財源の在り方等を含めて、それから、併せまして行政の外部委託と職員の自らのまちづくりの対応、これについて、重ねて質問したいと思いますが、地方自治体の財源について、人件費というのはかなりウエートを占めてくる、一律にやめたということにならない、事業と違って、やっぱり人材確保と、それからその活用によっては、そんなに簡単ではないという部分がありますけれども、先ほどちょっと膨らみ始めてきたという、合併段階の町の財政シミュレーションをつくった15年前を含めて、やはり、かなり財政の幅も大きくなってきたし、やる仕事の内容も大きく変化してきているなという部分はありますけれども、なかなか財政を維持するためには、人件費をどう抑圧してきたという過去の足跡もあると思います

けれども、これから抑圧ということではなくて、どう効果的に使うかという部分もきっと出てくるんだというふうに認識しております。

そんなことで、今後財政基盤の安定、施設の維持管理、こんなことを含めて、この第５期の中で、箱物という言い方は別にしましても、多くの公共、それから財産的な建物をどんどん造ってきていますから、この維持管理もきっと後年次、第６期には重なってくるのかなというふうに認識しております。

そんなことで、まず、財政の大まかな推移、先ほど地方交付税が本当にどうなるか、僕もちょっと認識はしませんけれども、やっぱり国の財政も厳しくなってくる中等含めて、一定程度考え方を絞って考える必要性が少しはあるのかなというふうに認識していますし、そんなことで、この点について、町長からのお話も聞きたいと思いますし、もう一つは、行政の外部委託という部分があるかと思っています。

今回、地方創生の中でよく言われているのが、いわゆるコンサルタントバブルとか、いわゆるせっかくの財源がまた都市に還流してしまうとか、それから、せっかくこの財源を得ながら、地方税の、職員がそれをどういうふうにうまく活用したかとか、そんなこともやっぱり考えておく必要があるかというふうに思っています。

私は、やっぱりいろんな意味で、職員の方々が、せっかくの機会ですから、いろんな事業に対して本当に真摯に対応している方もいますけれども、今後つくる総合計画においても、さきの総合戦略等については、僕の印象ですけれども、派遣していただきました道職員の方が一生懸命先頭につくっていただいて、我々もその対応について、いろいろ説明を受けながら認識してきたところでありますから、そんなことも必要だと思いますけれども、この総合計画については、基本的にやっぱり町職員の中堅の方がしっかりそれを対応しながら、後年次、自分の問題として、町職員として、その足跡を確認していくということも僕は必要だと思いますから、せっかくいろんな計画、全部が全部でなくて、かなり外部委託している部分も含めて、基本的な部分はやっぱり職員、町の中で議論してほしいなと。それで、こういう構想があるからコンサルに頼みたい、外部の力を借りたい、こういうことがやっぱりこれからの行政の在り方かというふうに認識していますけれども、この点を含めて、町長の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　まず、財政の問題で、コストの問題が出ておりました。施設を造ると、それに対してイニシャルコストとランニングコストがかかるということであります。これについては、どちらも非常に大切な事業を実施する上での視点だと、そんなふうに考えております。

ですから、建てるに当たっても、一般財源をできるだけ少なくするということでは、ある程度この施策が国にとっても、あるいは北海道にとっても、非常にモデル的な意味合いがあると。町にとってももちろん住民サービスにつながっていくというような、その辺の考え方ですね。これをしっかり持って、その上で国なり道と交渉しながら、有利な財源を確保してくると。これはもう今までずっとやってきたところであります。おかげさまで、そういった意味で、施設を造っておりますけれども、イニシャル、開設にかかる費用については、相当少ないというか、持ち出しは、手出しは少ないということになります。

もう一つは、ランニングコストの問題かと思います。これについても、普通の電化製品もそうですけれども、古くなると電気がかかると。だんだんエコだとかになってくるということがあります。そういう意味で、同じような必要な施設については、それはやっていかなければならないということでありますが、その辺についてのイニシャルコストも、ランニングコストについても、十分検討した上で建設をさせていただくということであります。

いずれにしても、それは何のためにと、その前提があるというふうに思っています。私どもとしては、住民サービス、住民の福祉の向上のために必要だという前提がそこにあると。これを造ることが業者のためだとか、個人の利益だとか、そのようなことには全くあってはいけないし、そのようなことについて、今までやってきたということは全くありませんということをまず申し上げながらということです。

職員の数も、おっしゃるとおり、合併のときから、とにかく人件費というのは、もう生涯かかるコストでありますから、１人当たり、定年までの支払いになると相当の額になるということなんで、採用にしても、相当慎重にならなきゃならんということでありますが、なかなか人を採用するというのは、つくづく難しい一面があるなと、そんなふうに思っています。

そういった意味で、専門的な知見を持った人だとか、キャリアだとか、いろんな形で協力をいただいていると。派遣の職員もそうであります。それから、協力隊なんかもそうであります。

議員も職員の頃については、多分行政職員を事務屋と、こんなふうに称していたと思いますけれども、今、単に法律に基づいて事務を行うのが職員の仕事ではなかなかない。そうすると、新しい企画力だとか、そういったことになると、誰でも彼でもという簡単にいかないということがあります。そんなんでは、いろんな人の力を借りながら、それを職員が学んで、その後の政策に反映をさせていくというような、そんなようなことも

考えて積極的に協力隊なんかについても頼んでいるということでもございます。

それから、計画をつくる上で、あるいはほかのことでもそうでありますが、全てコンサルというのはいかがなものかということであります。

それについては、考える基本的なものをつくっていくなり、あるいは課題に対する捉まえ方だとか、何を目標としていくのかというのは、これは現場でやらなきゃならんことだと思うんです、職員であったりですね。それはもちろん住民の声を聴きながら課題を踏まえたり。それを具体的に形にしていく中で、より違った知見だとか、そのようなこともしっかり受け止めながら、より精度の高いものにしていくといったときに、それぞれのプロパーの意見を聞くと、そこがコンサルの仕事になってくるんだろうと思います。例えば設計にしたって、職員は設計の担当の職員もいますけれども、全体的にそれじゃ、それができるかといったら、そうはいかないから、コンサルに頼まなきゃならんというようなことだろうというふうに思っています。

総合計画でも、今の現状の把握だとか、それから、その中における課題だとか、こういったことは当然職員の中で進めていくことになるかと思います。それを解決する手だてとしては、場合によっては全く違った、まちづくりをコンサルにしているところについては、いろんなところの情報なんかももちろん持ち合わせているというようなこともあるだろうと思いますから、そういった中で、新たな課題解決のための方策なんかについて、考え方を聞き入れる。あるいはまとめ方だとか、今の総合計画の在り方はどうなっているのかだとか、そういったことでやることによって、より精度の高い計画に、あるいは事業につながっていくものと、そんなふうに思っていますから、職員のやるべきこと、それからプロに頼むこと、最終的には町が責任を持つということでありますから、コンサルに責任を持たす形でもない、どう使うかという話だろうと、そんなふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、町長からあったように、そういう形で、きっとまちづくりというのは、まずしっかり計画ができる体制と、職員も含めて、タイミングよく専門性を取り入れながら対応していくというのが、一番効率的な一つかと思いますから、その方向性できっと、今後の総合計画の根幹については対応できるのかなというふうに認識してございます。

高齢期を迎えた地域福祉、地域医療の関係でちょっと質問したいと思いますけれども、今後、定年制、年金支給の在り方など、すごく社会保障という部分については厳しくなり、これにも連携して、町のほうもやっぱり高齢者の収入等を含めてとか、その対応に

ついて、国の施策と連動してくる部分があるかなというふうに思っています。

全国的には、医者の高齢化なり、専門医の不足という場合もありますけれども、2030年、10年後には国民医療費が60兆を超すんではないかという、国費の危機というふうにも聞かされております。小さな町といえども、やはり国費ばかりでなくて、地方財政も、ここら辺の医療福祉についての影響というのはかなり出てくるかなというふうに思っていますけれども、今後、介護施設なり医療施設のまちづくりの一つの大きな福祉、安心の場でありますから、この辺について、どのような安定的な経営がされているかなというのが、一つは、先を見た中で、いろんな意味で、町民の一つの不安材料になってくるかというふうに思っています。

ただ、先ほどあったように、ＩＣＴ、技術等を含めて、そういうことによっては、きっと福祉施設もかなり労働の強化から少しは軽減されたり、また医療については、新たな医療とのネットワーク、いわゆる双方向でその状況を確認できるとか、高度な部分に進むかと思いますけれども、町としてはやはり一定程度の支援をしないと、なかなかそういう医療機関、福祉施設等についても改善されないかなと思いますけれども、もし基本的な部分で、この福祉、医療を今以上に維持するというのは、非常に難しい時代かと思いますけれども、維持の仕方、支援の仕方を含めて、考え方だけ述べていただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　医療、福祉が身近なところにしっかり確立されているということが、町民にとって安心する大きな材料だと、そんなふうに思っています。

これまで地方のほうの医療については、非常に不安視されて、定年退職後出ていくなんていう事例もたくさんあると。今もないかと言われれば、そこまでは否定できない感じがします。

これまでも必要な支援はさせてもらってきていると、そんなふうに考えていると。決して粗末にしているというようなことではなくて、積極的にそのとき、そのときに町民の福祉の向上につながるというような視点でのそういった要望なり、ことがあったとすれば、十分協議にのせさていただいてしているというふうに思っています。

介護にしても、多分行政が直接やる部分は別ですけれども、民間というところで経営しているところがありますけれども、かなり法人であっても、町が総合的に支援をしているなと、そんなふうに思っています。ハードの面の施設の場合でもそうでありますし、それから、いろんなソフト面でもですね。ただ、意味がなく財政を支出するというのは、これはまた町民にとってもマイナスなことであるということでありますから、町民の福

祉のために必要なことについては、これまでもさせていただいていますし、これからもさせていただくと。

やっぱり一つ変わってくるのは、今回なんかはそうですけれども、やっぱり病院になかなか心配で行けないと。行けなければ、今度はまた経営的に大変だと。最近はそのようなニュースも聞くわけでありますけれども、子供が診察だとか、健診なんかでも滞っているというようなことが出てきているということであります。

これに対して、さてどうするのかということですけれども、やっぱりどれも不安は、子育てしている方々から聞いているところであります。地元のクリニック等でも対応はしていただいていますけれども、常時それを専門的にということではなくて、サービス的な要素も含めて応援していただいているということでありますが、やっぱりこういった中で、今のネットをフル活用している若いお母さん方は、ネットを通して、遠隔であっても、今の子供の症状はこんな症状なんだけれども、先生、どうですか、こういうやり取りが起きてきているということであります。

そのようなことだとか、診療の在り方も、もう随分これから変わってくるかなと。地元にいる先生方との向き合い方と、それから、また他方、遠くの先生方のいろんな力も借りてやるということだとか、これらについても、いろいろ変わっていくんだろうと、そんなふうに思います。これらについても、もはやもう動き始めているということですから、備えはもうしていく段階に来ているんだというふうに思いますが、地元の先生方ともその辺については相談をしながらということになっていくだろうと、そう考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。残り少ないですので、簡潔にお願いします。

○８番（江波戸　明議員）　最後になりますけれども、やはり総合戦略、人口ビジョン、それから総合戦略等については、人間の人口の問題というのがかなり多くあったと思いますけれども、これからのまちづくりの中に、やはり農業を基幹とした大型化と、法人化の対応と雇用という部分では、やはり農業の雇用というのはかなり大きくなってくるだろうと思います。

時間がありませんので、考え方については、またどこかで時間をいただきながら対応していただければと思いますけれども、大事なのは、人口とやはり仕事場、就業の場づくり、これがすごく大切なことだと思っています。

僕はやはりこういう時代でも、企業といっても大型企業でなくて、本当に上士幌のニーズに合った企業、上士幌の魅力が活用できるような企業とか、そういう部分等を含め

て対応することもやっぱり一方では必要でありますし、関係人口という部分の言葉がよくありますけれども、やはり、町が例えばレンタルオフィス、シェアオフィス等を含めて年間支出する財政も少しはあると思うんですけれども、せっかく来てくれた人がやっぱり町のためにどうなるかと、その関係をつくっていくのが本当の関係人口だというふうに認識していますから、そんなことを含めて、計画の中で対応をよろしくお願いし、質問に代えていきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　いいですか。じゃ、町長、手短にお願いします。

○竹中　貢町長　今おっしゃるとおりだと思っております。いかにお金をかけて、それがみんなに納得してもらえるか。あるいは、町の発展につながるかという視点が大事だと思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、８番、江波戸明議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

（午前１１時５６分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◇　小　椋　茂　明　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　私のほうからは、新型コロナウイルス対策の経済支援について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、地域経済が大きな打撃を受けている中、本町は４月の臨時会でプレミアム商品券の発行や利子と保証料を全額補助する特別融資、収束後に向けた観光クーポンを発行することを可決しました。

さらに、５月の臨時会では、第２次対策事業として観光関連、飲食業者持続化支援、小規模事業者持続化支援として給付金交付を可決し、影響を受けている事業者を支援する策が行われていると思います。

しかしながら、本来、観光関連や飲食業の繁忙期になるはずの３月から５月の利用控えや休業は大きな損失で、これらの分を取り返すのは容易ではありません。さらに、これから夏に向けて盛り返したいところで、町内最大のイベント、バルーンフェスティバルをはじめ、ビアパーティーや花火大会の中止が決まり、先の見えない不安が募ってい

ることと思います。

一方で長期間の学校給食停止の影響を受け、牛乳の消費低迷も発生し、消費拡大策を模索しているとお聞きします。これから取り組む第３次対策事業や、その後に向けて、これらの現状を含んだ対策が必要かと思い、考え方を伺います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　新型コロナウイルス対策の経済支援について、小椋議員のご質問にお答えします。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響は、全国的に甚大なものであり、議員ご指摘のとおり、本町も観光関連や飲食業をはじめ大きな打撃を受けており、商工業関係以外の分野にも及んでいると認識しております。また、この経済回復はそう簡単にはいかないとの認識の下、切れ目のない支援の施策が必要とも考えております。

このような中、本町におきましては、町内事業者が新型コロナウイルス感染症の影響で廃業しないことを大前提とし、いち早く第１次経済支援対策を打ち出し、引き続き第２次、第３次経済支援対策と具体的な施策を展開してきているところであります。

第１次経済支援策の一つであります上士幌町中小企業融資条例の特例融資資金の拡充では、資金繰りの対策として、実質事業者負担が無利子、無担保となる運転資金の貸付けを行っておりますが、５月末現在で15件、6,400万円の融資額の実績となっております。今後も融資の需要が見込まれており、当融資につきましては、有効な経済支援対策の一つと考えております。

しかしながら、国の緊急事態宣言の延長が５月４日に発令され、さらに、経済影響が深刻となりましたことを踏まえ、第２次対策といたしまして、観光関連・飲食業者持続化支援事業、小規模事業者持続化支援事業と上限額10万円から最大100万円を交付する給付型の施策を打ち出し、５月19日の臨時議会においてご可決いただいたところであります。

第１次、第２次経済支援策におきましては、６月１日に販売開始となりましたプレミアム商品券販売事業など、現在進行中のもの、さらに観光クーポン事業など、国の動向や新型コロナウイルスの感染状況をしっかり見極めながら、これから事業実施するものなどがあります。

そのような中、本町といたしましては、町内経済が回復するまでしっかりと支援を講じていくことを踏まえ、第３次対策として、先日の議会産業経済建設常任委員会において、道の駅オープンに伴う商店街等飲食店支援事業を打ち出したところでもあります。

今後の対策といたしましては、例年実施しております商店街活性化対策事業の一環で

あります商店街賑わい事業の中元大売出しの拡充化を図ることとし、補助金額の倍増により、売上総額１億円を目指し、地元の購買力の増加と売上高の増加につなげていくこととといたします。

今後とも事業者の皆さんの声を拾いつつ、関係団体と十分連携を密にし、本町としての有効な経済支援策を講じてまいります。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　何点かちょっと引き続き確認があるんですけれども、まず最初に、当初の質問に対しての答弁の中で、牛乳消費拡大関連のことの答弁が入っていなかったので、この辺についてちょっと伺いたいと思うんですけれども、この質問を出したときには模索しているという表現を私使いましたけれども、質問自体がちょっと前に作成したもので、その後、農協さんあたりから、消費拡大のキャンペーンを行うんだということで、１リットル１本当たり40円を農協から支給するということで取り組んでいるんだということをお話しいただきまして、牛乳の関係がどんなふうになっているか確認したいので資料が欲しいということでもらいまして、資料をもらって目を通したんですけれども、なお、ここに書いてある学校給食停止だけのものではなくて、もちろん業務用の関係が、休業要請や外出自粛関係で、業務用が激変したために牛乳の停滞が始まったというのが４月ぐらいの話でして、もちろん牛乳は生ものですので、毎日出来上がりますから止めるわけにはいかないと。何年ですかね、かなり前に廃棄したという2006年ですか、その頃に廃棄したということだけはしたくないということで、関係者がかなり力を注いで、加工用に大分回して、何とかその場をしのいで、廃棄という危機は乗り切ったんだということになっているようです。

しかしながら、休業要請が解除になったといっても、業務用に至っては、まだまだ元の形には届いていませんし、加工用につくったというものも、よくスーパーで売られているような家庭のバターはよく、ないような話をするんですけれども、これはそちらのほうではなくて、業務用として取りあえずつくったのがたくさん在庫がある状況で、それも流通がまだ普通でない中で、それもどうするかも課題になっているということで、今、学校が始まって牛乳は通常になるけれども、加工用に回さない分、やはり飲む用の牛乳がたくさん消費しなくてはならないという状況だということで、もちろん１滴も無駄にしないようにということで乳業各社が協力して、フル稼働して出た結果だということで、さらに、牛乳の消費拡大は必要な時期はまだまだ続いているということですので、ここらについても、町の考え方がありましたら伺いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　牛乳は消費が停滞しているというような形については承知をしておりまして、地元の農協とも連携を取りながら、さてどうするかということでありますけれども、町だけ単独で解決するようなレベルの話でないだろうと、そんなふうに思っています。

今、お話あったように、業務用だとか、それから学校が一月以上にわたって休んでいると。これは北海道だけでなく全国で休んでいるということですから、この消費の止まっているところの影響というのはやっぱり大きいだろうと、そんなふうに思っております。

休業関係での飲食関係を含めて、業務が止まっているという、そこの消費の停滞の問題も、これは牛乳に限らず、あらゆる分野に起きているような現象だと。肉にしてもそうでありますし、そういったことでありますけれども、ただ、牛乳については、乳業メーカー、それから系統の中で、総合的にそれらの対策を講じていただいているということでありまして、それを受けまして、消費拡大のキャンペーンなり取り組むということになれば、一緒に応援をさせていただきたいなと、そう思っております。

当面、休業解除になっているというようなこともありますし、それから、もう一つはこの後、夏休みの、あるいは冬休みの長期休暇、これは今まで休んだ分の補塡として、学業のほうを増やすといいますか、夏休みを短くして学習時間をちゃんと確保するという中で、新たな牛乳の消費が起きるということと、特に夏場になると、本州方面の生乳生産が暑さ等々で落ちるということでありますから、北海道としては、そういった意味での、従来にないような、また新たな需要が起きる可能性がある。この辺は定かではありませんけれども、そういった見方もされているということであります。

今今のところで、これまたいろんな難しさがあって、学校に、農協も含めて無料で提供の話だとか、いろいろありますけれども、持ち帰りがなかなか難しい話だとか、そのようなことで、そういう善意の申入れがあっても、なかなか今のところは動き切っていないというようなことがあるというふうに思っています。

今できることとして、農協の職員なり、あるいは役場のまとまった形の中で、消費の応援をさせていただいているということであります。必要に応じて、またそういったことがあると、一般町民までいければいいんですけれども、それはまた手続上、非常に難しいというようなことで大変だという話を聞いていました。

それから、牛乳券の話もありましたけれども、牛乳券については、牛乳だけでなくて、いろんなところに使えるというようなことで、これもまたなかなか課題があるなというようなことで、いろいろと担当レベルでもお話をやり取りをしておりますし、その中で、

町としても応援できるものについては応援していきたいというふうに考えております。

そういうことと、もう一つは、ある程度農業関係、長いスパンで見る必要があるだろうというふうに思っています。少なくとも、この普通のところは休業しているわけでありますけれども、農業関係は通常に耕作をしていまして、順調に生育しているというようなことであります。この後、価格の問題がどうなるかだとか、こういったいろんな課題がありますから、ある程度の長いスパンで見ていく必要があるでしょうし、その辺の情報交換についてはしっかりしていければ、何か大きな変化が起きたときにはすぐ対応できるような、そういった準備だけはしっかりさせていただきたいなと、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　牛乳の消費拡大に関しては、農協の担当者の方も、役場のほうから取りまとめ等をしていただいているんですよという声も聞いたんで、そういう動きを町民全体に広められるような、何かそういうＰＲするようなな場面をつくりながら、少しでもそういうことに貢献していければなと思っております。

続きまして、経済対策のほうに入りますけれども、１次、２次ということで答弁の中にもありましたように、プレミアム商品券の発行や特例融資の創設ということ、また、先ほど私も言いましたけれども、観光や飲食関係、小規模関係の持続化ということも出していまして、事業者の方々に聞きますと、やはり道や国の関係は複雑だし、なかなか該当にならないということで、何か町のほうから出ているということが、すごい助かっているという声も聞きますので、まさにピンポイントな事業ができているかと思います。

そんな中で、さらに厳しいということで、これからも対策が必要だという中で説明がありましたけれども、３次の政策として、道の駅オープンに伴う商店街、飲食店の支援事業ということで、まさに昨日のプレオープンのときから始まっているということで、そちらのほうもどういうふうになるかはちょっと分からないんですけれども、既に３次が進んでいるということを含めまして、４次として毎年恒例の中元売出しということで10％還元事業をやっているものを、5,000万から１億円に枠を拡大して取り組むということで、４次まで補正を組んで取り組んでいる町村も、今のところそこまでしている町村はないかなと私も見ているんですけれども、ここら辺については十分打ち出しているということは認識していまして、これらの事業に対して期待するものと、あとプレミアム商品券あたりでも、ご老人の方と話ししますと、新聞を取っていないんで、実はちょっと床屋さんに行ったときに、これがあると知って慌てて来たんだよね。何か方法ないのかなんていうことを言っている年配の方もいらっしゃいましたんで、いい事業が続い

ているということで、さらに周知する方法も、チラシオンリーではなくて、プラスアルファ、町のほうから何か周知方法も必要かと思いますので、その辺についてのお考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　商工会独自に新聞なんかの告知をしているんだと思います。多分商工会は商工会として会員のほうにも、いろんな情報を流していると。町は広報の中だとか、そういった中でも取り上げさせていただいていますけれども、今できるとすれば、そういったことが考えられる、先ほどの話もありましたけれども、紙ベースの情報の提供と、あとは友人関係の口コミだとか、そのようになるのかなと。今回は、コロナの関係では、必要に応じて全戸に郵送で流させていただいておりますから、従来に増して、情報の提供の仕方としては、きめ細かい情報は流させていただいているというふうには思っております。

まだ、そういった中でも、なかなか情報を収得できないという方もいらっしゃいますんで、この辺については、何といっても粘り強くというか、引き続きいろんな形でというしか、今のところはなかなか、急に今日、明日という話にはならないかなと、そう思っております。

広報の在り方というのは本当に難しいなと、つくづく思っていますけれども、もしそういう方々がいたら皆さん方でまたお知らせいただければなと、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　今言われているので、やはり、さらにどうだと言われてもなかなか難しいかとは思うんですけれども、広報に載せるだけじゃなくて、分かりやすく、見やすくということでも、目につくようにというような配置をしていただけるだけでも違うのかなと思っていますので、その辺の配慮をしていただければと思っております。

続きまして、さきに新型コロナウイルス感染対策の地方創生臨時交付金に係る政策提案ということで、我々のほうに提案ないかということで出しまして、私も何点か出させてもらった中で、大学と世帯への支援を、必要だということを訴えさせてもらいまして、それが実になったという形で、さきに説明のありましたがんばる学生応援給付金事業ということがスタートすることになりました。

さきに新聞等の報道が出たあと、関係世帯、学生さんを含めて、学生さんの保護者なんかでも、随分好評の声をいただきまして、よくぞここの分野をやってくれたということで、大変うれしく思っているという声もありました。

そういったことを考えると、この政策提案の、たくさん提案があった中で、実施して

いないものもまだまだ入っているんではないかなと思っております。その中に、飲食関係の支援が必要だということも出ていまして、特に飲食事業者へ一定額が回る仕組みのものが必要だということの提案で、実はこれ、私たちの中でも、そういえばやっぱりプレミアム商品券もすごいありがたいしうれしいんだけれども、その中で飲食に回る分がどれぐらいかなというのが未知数だということもありまして、飲食関係に特化した支援が必要じゃないかという論議が既に出ています。もちろん先ほど３次政策で出ました道の駅のオープンに係る飲食店支援というのは、もちろん飲食店のほうはやっているんですけれども、お昼のランチに限ったものであって、道の駅配布ということもあって、ちょっと限られた分野でしか該当しないのかなという気持ちもありまして、やはり飲食店の一番の大きいところは夜の部門をどれだけ利用するところまで持っていけるか、後押しできるかということが非常に回復の鍵となっています。

最初の説明でもありましたとおり、なかなか春先の潰れた分を取り戻すというのは、資金そのものは融資を受けて一回しのげるんだけれども、それはいつかは、利子がないといえども返さなくちゃならないという中で、どこかで盛り返すような策がないと、なかなか今後に向けて大変じゃないかと思いますので、何とか飲食関係に特化した支援ということも政策提言にも入っておりますので、検討していただければと思いますので、その辺についてのお考えをお伺いします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今回、１次、２次、３次と対策の中で、本当に困り具合というのが、その中からも読み取ることができるというところがございます。

特に、宿泊関係、それから飲食関係、この辺については、非常に需要が大きいといいますか、喜んでいただいているなと、そんなふうに思いますし、また一方、持続化給付金ですね。国のほうとしては50％以下の減収になったところに対して200万以下の応援をすると。そこまでいかなくても、中小事業者ということでは、20％以上でも、町としては10万円の支援をするといった政策を出しておりますが、ここについては、思った以上に要望といいますか、申請が上がっていないということですから、やっぱり業種によって、いわゆる影響の度合いというのが違うというのが、何となく読み取ることができます。

ですから、そういったことを踏まえて、この後の政策もピンポイントで打っていくということです。この回答の中にも触れておきましたけれども、融資の関係ですね。融資の関係については、これは20％云々ではなくて、手持ちの資金をしっかり確保しておいて、万が一のときに備えるということ、ですから、特別今落ち込んでいなくても、そう

いう自分たちの保全といいますか、担保を取っておくような、そういう準備はしているということで、そちらのほうの利用が非常に高いと。これで今段階では十何件になっていますけれども、まだ要望が大きいということでありますから、そんなに落ちていないけれども、ちゃんと自分たちの体力をつくっておくと。そのための施策としては、非常に有効に使っていただいているというふうに考えています。

お話しあったように、飲食関係については、やっぱり非常に厳しいと。特に、やっぱり３密のそういったイメージも強いという職種でありますし、それから、東京のほうでも起きているのは、やっぱり飲食関係のところのコロナ発生が大きいということです。

ただ、十勝は同じ十勝の中で出入りする分については、ゼロとは言いませんけれども、リスクは低いと。僕は町内にいる方々については、そのように思っておりますから、ぜひ今回の道の駅の関係でも、町民の方々にもクーポンを配っておりますから、あれは500円につき100円と。言ってみれば２割引き、うまく利用すると２割引きで飲食ができるということなんで、積極的に活用いただきたいなというふうに思います。

町民だけでなくて、町内から、町外から来る人方についても、そのように誘導しながら、飲食関係の、少しでも落ち込みを防ぐことができればなと。去年とはもう対照的なんですね。去年は道の駅でもう人があふれて、そして町中へ来て、もうくたびれ果てて、その後はちょっと休ませてもらうみたいなね、それくらいの好況感があったわけですけれども、今年は全く逆の状況だと。ただ、ナイタイも動き始めたし、道の駅も動き始めた。少しずつ経済活動も動き始めたということで、精神的な面ですね、マインドの面も改善していくとすれば、また、だんだんその辺も期待をしたいなと、そんなふうに思います。

中元のこのプレミアムの後の次の段階として、中元の売出しをするということで、これについては、総額１億円ということで、先ほど申し上げた、今やろうとしているクーポンですね、それとは別に、飲食関係に特化をした、そういう事業なんかについても考えたいなと。それは今の状況を見ながら、いずれ特定の飲食関係に特化した、そのコロナ対策事業を講じていきたいというふうに思っております。

それから、今も議員の皆さん方からいろんな提案をしていただいております。今段階でやれるもの、あるいは中長期の視点だとか、いろんな提案があります。いずれにしても、今、コロナによって大きなダメージを受けているということを最優先にして、そういったところの声を、議員さんは議員さんで町民から声をいただいていると思いますし、私どももそういった各職場の中から課題を吸い上げながら、優先順位を定めてやらせていただいているということでございます。全てが全て、予算が伴うものばかりでもござ

いませんから、その辺については、全体の政策の中で、必要なものについては活用させていただきたいなと、そんなふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　今の飲食に特化した関係や政策提言の関係も前向きに取り組むということで、期待しているところであります。

最後に、冒頭、イベントは軒並み中止になっているという流れが出ていまして、上士幌に限らず、どこの町村も今年はということで、次から中止ということが連日見ておるんですけれども、イベントの中身によっては、あまり早くから、町村によってはもう９月のイベントを中止したという記事も見たんですけれども、だんだん収束に向かっている中で、早く経済も活性しなくちゃならないということを考えますと、やみくもに中止オンリーだけではなくて、今決まっているところまでは仕方がないと。近々、まだ一月、二月くらいの後ですから仕方ないということもありますけれども、それ以降、例えば一番最初に、今決まっていないイベントなんかを例を挙げますと、盆踊りあたりもまだ決定していないかと思うんですけれども、町外からとか管外からたくさん来るようなイベントでもないですし、もし今後の状況を見ながら対策を講じていくんであれば、可能だという判断が出るようであれば、ぜひできる方向も視野に入れて検討していただきたいと思いますし、もちろんそれ以降のイベントも、なるべくそういう対策を講じて、できるものであればやってほしいなという気持ちもありますので、その辺の今後に向けてのイベントに対する考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　新型コロナということで、全く正体がつかめないということを、ここ二、三か月続いてきたということでありますが、ほぼ予防の関係でいうと、感染の拡大あるいは予防という視点からいくと、３密ですね。密閉、密室、密集、これを避けるというのが最大の予防対策だというようなのが、大体ほぼ共通の認識というふうにも受け止めております。

ですから、そういった状況を避けるというような環境ができれば、やみくもに、まさに何もかにもやめる必要はないだろうなと、そんなふうに思いますね。

そういった意味では、やっぱり室内のイベントはなかなか大変かも分かりませんが、室外のイベントなんかについては、かなりリスクは低いというふうにも感じます。あるいは、不特定多数だけではなくて、家族のそういった出入りといいますか、飲食なんかについても、そう心配はない、そんなようなことがあるだろうというふうに思いますから、その辺については、少しずつマスコミのほうも含めて、注意すべきこと、それから、

ある程度緩和して、経済活動なり日常生活に戻るというようなことが、これから当然考えられるのかなと、そんなふうに思います。

うちの中でのこの先のイベントとしては、取りあえず熱気球については、書面決裁でもって、今年については中止をするということでありますけれども、その後のイベントですね、秋の収穫ことだとか、盆踊りなんかもありますけれども、ただ、盆踊りというのは一緒になって踊っていますから、その辺はどう判断されるか分かりませんけれども、野外でのそんなようなことも十分気をつけながらやるとすれば、いいのではないだろうかなと。

それから、お店なんかでもそうですけれども、例えばナイタイテラスなんかというのは、非常に高原で空気環境がすばらしいと。それから、あそこにはテイクアウトと、それから館内といいますか、レストランの中で食べると。10％と８％になっていますから、８％の人は外で食べると、10％は中で食べる、そのようにして分散をするような、そういった食事の出し方もしておりますので、多少人が動いても、リスク度は低いのではないだろうかなと。長期間座って、長期間そこに滞留しているということでもありませんので、そういった意味で、ある程度そういう大きな流れの中ではリスクが低く、経営といいますか、そちらのほうも動き始めることができるんではないだろうかなと、そんなふうに思ったりもしています。

道の駅も、昨日、今日と、リスクを避けるために、住民に事前に来ていただきました。明日、あさってから一般開放しますけれども、その辺については、やっぱり気をつけながら、うまく運営をしていくと。指定管理者のほうも十分配慮しながらやっていくということであります。

多分そんなに滞在時間も長くないような形で、できればやっぱり町中に回ってきてほしいなと。これがそうだとすれば、非常に経済の波及効果としてはすばらしい、期待されることになるというふうに思いますけれども、なかなか今はまだない。やっぱり出ることについても警戒心がありますから、もう少し時間がかかるかなと、そんなふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　たくさんの意見を言わさせてもらいましたけれども、早くたくさんの支援事業が実を結んで、少しでも日常に戻れるように近づいたらいいなということを願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、６番、小椋茂明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

（午後　１時３０分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時３２分）

◇　山　本　和　子　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　私は、大きく２点にわたり一般質問いたします。

１点目の質問です。

全ての子供たちに豊かな育ちの保障を。

新型コロナウイルス感染症により学校が休校になったり、家庭の収入が減るなど、子供たちの遊び、学びの機会が奪われ、ストレスも大きくなっているのではないでしょうか。誰もが豊かな教育の機会が保障されるように、対策を講じるべきです。以下、質問いたします。

１点目、児童手当が支給されている子供に、町独自の臨時給付金を支給すること。

２点目、就学援助の拡充をすること。その１つ目は、臨時休校に伴う給食停止期間分の給食費相当額を支給すること。２点目が、令和２年度の対象枠の拡大です。就学援助の収入の基準は、前年１年間の収入で決まりますが、今年２月から６月等の直近の収入を審査対象にすること。また、認定基準を前年収入の生活保護基準の1.3倍から1.5倍にすること。

大きな３点目は、教材費の補助金を増額すること。今年度から中学１年生は5,000円、ほかの学年は2,000円となっています。また、コロナ対応として、問題集の補助を含めて急遽900円が支給されておりますが、今後、子供たちへの対応やカリキュラムの関係で、各種教材等が必要になることも予想される。また、現在の金額でも十分ではありません。

４点目、感染症対策での手洗いの環境を十分整えること。秋、冬に冷たい水での手洗いは大変ですが、給湯等、その対応をきちんとすること。

５点目、子供の学び支援事業を実施してはどうか。町内の方々のアイデア、協力で、子供たちの要望に応える多様な遊びの機会を工夫してはどうか。その際、気軽にできるよう手続は簡単にして、補助金等はチラシ代、材料代程度から臨機応変に対応すること。

以上です。

大きな２点目の質問に入ります。

企業版ふるさと納税について。

企業版ふるさと納税制度は2016年度から始まり、自治体が計画した地域活性化の事業に対し企業が寄附すると、寄附額の３割相当を法人税など、税金から差し引く優遇制度であり、通常の寄附の３割の減税と合わせると６割の軽減を受けることになります。

この制度は、2019年度末に期限を迎えましたが、３年間で3,130件、寄附額が約66億円と振るわなかったために、2020年度からは減税割合を６割に引上げ、全体では９割の税負担が軽減されることになり、期限も５年間延長されました。

上士幌町は、今年度から企業版ふるさと納税制度に取り組む準備を進めていますが、納税金ありきで事業が進むのではないか、町民の声が十分反映されるのか心配です。また、企業はきちんと国等に税金を納め、まちづくりの財源は国の補助金や交付税で保障されるべきです。以下、質問いたします。

１、納税金を集める主な事業、アピール事業は何か。企業向けパンフレットの案では、５Ｇ時代を見据えたスマートなまちづくり、再生可能エネルギーを活用したエネルギー地産地消、関係人口拡大プロジェクトとなっています。これらは上士幌町人口ビジョン・第Ⅱ期総合戦略に載っている事業ですが、進めるに当たっては、町民合意の下に実施されるべきです。納税金ありきで事業が進むのではないかと心配です。

２点目、この制度を利用するため、国に提出した地域再生計画では、寄附額の目安は５年間で21億円となっていますが、どのような企業にパンフレットを送付しアピールしていくのか。

３点目、今後、新型コロナウイルス感染症対策で国やまちづくりにおいて新しい生活スタイルが求められてきます。交流人口、関係人口が多ければいいのか、何事も早くスピード感を持って行うのがいいのか、問い直すことも必要です。地域ごとの価値を大切にし、素朴な生き方も大事にされるべきと考えます。

以上、お聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　全ての子供たちに豊かな育ちの保障を。山本議員のご質問にお答えします。

１点目の児童手当受給世帯への臨時交付金につきましては、国の制度を活用して、子育て世帯の生活を支援するため１万円の臨時交付を実施いたします。子育て支援策につきましては、既にふるさと納税・子育て少子化対策夢基金等を活用した多様な事業展開により、上士幌町独自の支援策を実施しております。このことから、現時点での児童手当受給世帯全体への追加支援は見合わせることといたしました。

なお、社会的に困窮しやすいひとり親の子育て世帯への支援につきましては、６月補正予算にて事業を実施させていただきたいと考えております。

２点目の臨時休校に伴う給食停止期間の給食費相当額の支給につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による学校臨時休業により、全ての子供が家庭で食事を取る日が続き、保護者からは食費の負担も大きいという声も届いています。

このため、社会情勢等の変化により、支援が必要となる子育て世帯の方々への施策につきましては、子供たちの学びを保障する視点で、総合的に検討させていただきたいと思います。

また、就学援助の拡充についてですが、就学児童・生徒の保護者の中には、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、著しい収入減少などにより大変な思いをされている世帯もあると考えております。現在の認定基準は、生活保護法の基準額の1.3倍を超えない世帯として、令和２年度就学援助費の特例で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年になってから休業、離職などにより収入が著しく減少したことで家計が急変し、経済的に就学が困難と認められる保護者に対して、前年収入だけでなく、今年に入ってからの収入減の要因等も勘案した収入見込額を積算し、認定基準を満たせば支援を行える方法を検討中です。

特例認定による給付につきましては、必要な事項について取りまとめの上、教育委員会に諮り、早急に対応を進めたいと考えております。

３点目の教材費の補助額の増額につきましては、小・中学校とも学校や家庭において、子供たちの学びに必要と思われる教材を保護者負担に留意して対応しております。中学校１年生の保護者の負担が大きいことから、今まで2,000円だった補助額を5,000円に増額させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、学校は年間指導計画の見直しを図り、学校の新しい生活様式の中で教育活動を進めることになります。今後、教育課程の特例的な措置として、授業を補完するための家庭学習が不可欠となります。このため、保護者負担が過大にならないよう配慮しながら、公費負担も念頭に置き、必要な教材や教具をそろえ、学習内容の定着が図られるよう進めてまいります。

４点目の手洗い環境の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症防止策に限らず、健康安全面から日常生活における手洗いの励行やうがいはとても重要です。ご指摘のとおり、秋、冬に冷たい水での手洗いは大変で、時間が短くなり、汚れ等を落とし切れないという心配もあります。このことは、学校のみならず、公共施設全般に係る案件と認識しています。とりわけ校内全体に給湯設備となると、膨大な経費を要することか

ら、ハンドソープやアルコール消毒などの衛生用品の充実を図ってまいります。

５点目の子供の学び支援事業につきましては、これまでも地域全体で子供たちを育むという観点から、地域の様々な知識や経験を持つ方々のご協力をいただきながら、体験機会の充実に努めております。

今後も学校や教育委員会、地域が連携することにより、子供たちに多様な学びの機会を提供することができるよう、臨機応変に対応してまいります。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　続いて、企業版ふるさと納税についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、令和２年度税制改正により、法人税の軽減が最大６割から９割となりました。また、個別事業を認定する仕組みを抜本的に見直し、自治体の総合戦略に位置づけられた地方創生事業に充てるものであれば、大くくりで認められることになりました。

本町についても、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画は、総合戦略の内容として令和２年３月に認定されたところであります。

１点目の企業版ふるさと納税を活用する事業についてであります。

本町が進める主な取組として、主に３つの事業を考えております。

１つ目には、ＩＣＴ、ＩｏＴ等を活用したまちづくり事業であります。

地場産業で地域の活力を生み出すまちを目指すためには、各産業の共通の課題であります人手不足や労働環境の改善が必要とされております。労働力不足や労働作業の省力化を図り、事業の拡大や雇用機会の創出のためには、今後、ＩＣＴやＩｏＴなどの技術が欠かせないものとなっており、農業分野では、既にＩＣＴ化が進められ、ＡＩによる画像解析による先進的な育成環境の管理や人手不足の解消が図られることも分かっております。

２つ目には、再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消事業であります。

町内にあります再生可能エネルギーを活用し、地域内電力供給を進め、バイオガスプラントから産出されるバイオガスやメタン発酵消化液等を利活用し、環境に配慮した資源循環エネルギーの地産地消を進めていきたいと考えております。

３つ目は、熱気球のふるさと関係人口プロジェクト事業であります。

本町は、国内で最も歴史のある大会の開催地であり、また、学生チームの登竜門でもあります。特に、学生の皆さんは、将来社会人となって、熱気球のふるさと上士幌に戻ってくることが期待されます。

熱気球を通じた関係人口の創出により、熱気球の人材を育成し、今後も持続発展的な

大会運営を行えるよう取組を進めていくために応援いただける企業のご支援をいただきたいと考えております。

これら３つの事業以外にも、健康、教育、福祉の分野につきましても、企業版ふるさと納税を活用できる事業があれば、今後検討していきたいと考えております。

なお、企業から寄附金ありきの事業が進むことのご心配をいただいておりますが、寄附を頂く企業の意向で進めるのではなく、企業版ふるさと納税の財源を活用しながら、町民の皆様の誰もが健康で安心し、充実して生涯を送ることができることを念頭に置き、地域課題を解決する方法やきっかけとして、企業が持っているノウハウや人材等を活用させていただき進めてまいります。

２点目の企業へのアピールについてであります。

先進自治体の例を見ますと、支援をいただける企業は、もともと地元とつながりがあった企業や、その自治体の取組に関心がある企業となっております。企業から多くのご支援をいただくためには、情報発信力の強化が不可欠と考えております。企業にとりましては、税制優遇のみならず、企業イメージに合った自治体を応援することができ、社会貢献に積極的な会社として、企業のイメージアップにもつながるなどメリットもあります。単にパンフレットを送付するだけで支援していただけることはないと考えており、今後作成いたしますパンフレットを活用して、積極的に町の取組をＰＲしてまいります。

３点目の交流関係人口についてでありますが、地域ごとの価値を大切にすることは、郷土愛を育み、生きがいを持って生涯活躍していくために必要なことと考えております。本町は、これまで熱気球大会や観光を通じた交流人口により、地域の活性化に寄与しているところであります。

また、ふるさと納税による関係人口により、地場産品のＰＲ、新商品の開発や町の認知につながっております。例年実施している見本市の参加者アンケートでも、ふるさと納税により上士幌町を知り、見本市で地元の人と交流することで、さらに上士幌町を好きになり応援したいとの声を多数いただいております。本町を応援していただける方々のおかげで、新たな町民の皆様のための施策を展開することができていると考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　それでは、１点目の子供たちに豊かな育ちの保障をから質問いたします。

１点目の児童手当支給世帯への交付金につきましては、今までも何回も質問してきましたが、今回見送るということですので、就学援助のほうについて質問をしたいと思っ

ています。

就学援助の関係の、まず１点目の給食費の問題なんですが、総合的な視点で取り組むということがちょっと理解できないんですが、具体的な給食費をどうするかという、食材も含めて、そのことについて質問しているわけです。

給食につきましては、小学校、中学校、年間にすれば４万から５万円ぐらいをセンターのほうに払っていると思うんですが、親が払う場合と生活保護の方、いわゆる要保護の方は保護費の中に入ってくると。町独自の就学援助の方については、教育委員会がセンターのほうに払うんだと思うんですよ。そうすると、何らかの形で、全ての子供たちは給食費を払っていると。その中で、多分普通の子供たちは給食費、返還していると思うんですよ。文科省のほうで払いなさいという通知が来ていると思うんですが、唯一払われていないのが就学援助を受けている、1.3以下の、町独自の準要保護の方々については、給食費は払われていないという言い方は変なんですが、援助を受けていないという形になると思うんです。

その点について、きちんと金額なり、さらに食材なりをきちんと、できれば３月からがいいんですが、せめて４月、５月についてきちんと手当てをするべきと。その点について再度質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　学校給食費についてです。

学校給食費につきましては、就学援助の世帯につきましては、今お話があったとおり、徴収はしておりません。その他の子供たちについては、年間10期で徴収しております。大方の95％は口座払いで、５％は納付払いというふうに伺っています。

毎年、休んだ日数だとか、それから行事に関わって、年度末の第10期で調整をさせていただいていますが、今年度につきましては、今までにない、これまでにない取組ということで、４月、５月の欠食については、11から13ということがありました。したがいまして、保護者のほうにとっても、子供が２人、３人いると、月１万5,000円ぐらいかかるということもありますので、全体的には、この６月の徴収時期、６月25日になるんですけれども、ここの部分を止めて、その年度末のほうで調整しないで、今回６月25日で徴収をストップして、保護者のほうに、食していない部分の還元はしていきたいなと考えています。

なお、就学援助を受けている子供たちの部分については、１年間見通した中の給食費、大体おおむね190食、年間でありますので、ここを見通した中で、どういう還元ができるのかということを年間を通して総合的にという部分で考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　そうすると、総合的にというのは、多分10回払いですよね。もう既に５月分はいっていますので、ちょっと聞いたら、就学援助を受けている方も５月分払ったと、口座に払ったと。それはいずれは援助を受ければ戻ってくるんですが、ただ、全体的な中で、でも本人たちは払っていませんので、教育委員会が払いますよね。その分は何らかの形で、給食費として、食材費として本人に払うべきだと。

文科省の通知の中で、生活保護費については、保護費の中で減らしていませんので、多分前の全協のときにちょっとそんなことをちらっと質問したんですが、保護費の中では給食費は減らしていませんので、保護費の中に入っていると。だから、それは従来どおり、うちの町は国から直接来ますので、多分その仕組みは分からないんですが、文科省の５月19日か何かの通知の中で、就学援助についても、国が示す生活保護ですね、保護の方の援助費と同等な扱いをし、町独自で救済なり、何かをすべきだというふうに通知が来ているはずです。

そのやり方というのは、町独自ですので、国の基準は何もないんですけれども、その中の例として、いろんなＡ市Ｂ市という例がありまして、例えば私も全国的に調べてみたんですが、普通なら給食250円、中学校290円なんだけれども、１食500円として該当する月の分、４月からの分を昼食費として、昼代として払っているところもあります。

それから、すごいところは、岐阜県可児市ですか、これは３月から給食を未実施の分、多分日にち掛ける何日分、それについて実施していると。あと神戸市では、５月分をお米とかレトルトカレーとか、10品目を品物で払っていると。

管内では、私が知り得ている情報の中では、幕別では食材費として物で支給しているというのは、この間、幕別の議員さんに聞きました。そのときに、幕別では、生活保護の方より、ややこしいですね、要保護と準要保護と両方の世帯に4,000円分相当額の食材を配布することを決めたと。これからかかるんだと思うんですが、多分管内的にはそういうところが出てくるんではないかというふうに思いますが、総合的な支援というのはよく分からないので、給食費を払っていないんだから給食費を払わなくていいじゃなくて、本来の給食を食べなきゃいけないときに、町が補助して、それで学校で賄ってもらえるものを、学校に行かない場合には、その分の教育委員会がセンターに払った分の給食費の分が本人にいかないと、就学援助の役割はないんではないか、その辺再度確認したいと思います。これはまだまだ４月、５月、６月は多分学校休みにはならないと思うんですが、４月、５月は既に該当していますので、その辺について、これからでも十

分間に合いますが、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　国の５月、恐らく中旬の文書が来ておりますので、そこの部分を再度確認させていただいて、ここの部分、内容を掌握した上で、就学援助の対象の世帯の部分については対応していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　ちょうど２月、３月と年度をまたがっていますので、多分実際的な対応というのは４月からの対応のところが多いと思うんですよ。４月からというのは、多分５月か６月か、実際に、上士幌町もさっき説明を聞きましたら、６月分の給食費を相殺する形に聞いたんですが、実際に一般的な子供たちは給食費を払わないで相殺する形ということもあると、いろんな形があると思うんですけれども、ですから、別に３月まで遡るというのは厳しいと思うんですが、４月５月は十分対応できますし、極端に言えば、食材だけじゃないんですよ。水道料、ガス代も全部関わってくると、結構な負担になると親が言っています。それは子供が１人だけでなくて、２人も３人も該当する方もいるんですよ。小学生２人とか、中学生もいると、結構な金額になりますので、その辺はぜひ文科省の通知も５月19日だったと思うんですが、３月10日に１回出ましたね。その次に５月19日ぐらいに、たしか就学援助については出ているはずですので、ぜひ確認して、まだ間に合いますので、ぜひお願いいたします。

それと、次の問題で、先ほど１月、２月の基準についてはぜひ検討して緩和して該当するということがありました。それから、音更町の例で、議員さんから聞いたんですが、もちろん緩和もするんですが、生活保護の基準、音更も1.3以下なんですが、それを1.5にこの際緩和して、それをずっとこれから踏襲するというふうなことも聞きました。その辺について、答弁が多分なかったと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　答弁の中で、新型コロナウイルスで大変な思いをされているというご指摘、これは私のほうも耳に入っておりますので、経済的に就学が困難だという部分については、当初、３月の末で一度切っているんですけれども、その後、例えば休職をしたとか、それから倒産をしただとか、それから前年度の同じ時期の収入から何割減っただとか、管内の町でもそういった動きをしているところがあります。

考え方としては、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子供たちが学習環境が整えられるような準備をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　ずっと前から言っていることなので、今日、明日中にとはなりませんので、多分来年度に向けて、再来年度に向けてぜひ取り組んでほしいなと思っています。

次に、教材費の関係なんですが、多分私が取った答弁の中身というのは、今までの分は、４月以降に集める年度分については、もう学校のほうでおおよそ決めていると思うんですよ。例えば国語テストとか、算数ドリルとか、何とかというふうに、１年生は何ぼ、２年生は何ぼとか、大体5,000円から約七、八千円ぐらいで、そのうち町が小学生は2,000円と、中一は5,000円というふうに多分組んでいると思うんですよ。

それももちろん補助してほしいんですが、私が教育長の答弁の中で把握したのは、これからかかるだろう教材費とか出た場合については、公費負担も入れながら十分検討するというふうに取ったんですが、これからのことが全然見えてこないと思うんですよ。もしかしたら、カリキュラムを変えるかもしれませんよね。そうすると、教科書はいいんですが、補助教材なり、問題集がもしかしたら変わるかもしれない。その辺も含めると、かなり負担が出るときに、全て従来どおりに、臨時、臨時で親から集めるんではなくて、その分は、当面今年度だけでも町の負担とすると、それはどれぐらいかかるか、全然先が見えません。そんなふうに、私、そう取ったんですが、それでいいのかどうか確認いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　学校の補助教材については、今年ベースになるんですけれども、補助教材については、小学校１年生で4,720円、それから中学校１年生が１万2,000円ちょっと超すくらいと、中学校３年生が6,000円だと。4,000円から１万2,000円程度だということで、中学校１年生が、やはり３年間分の美術の道具だとか、技術家庭の道具だとかというお金がかかるということで、今回増額をさせていただきました。

今後、まだ見通しが立たない、このコロナで見通しが立たない状況の中で、今回、文科省も道教委も私たち教育委員会もそうなんですけれども、これまでと違った学習の仕方というのが一つの方法になっていくだろうということです。当然、休んでいる期間が20日あったと。上士幌小学校、上士幌中学校も含めてなんですが、20日間の休みということが、それをこの１年間で教育課程を全て終了しなさいという文科省、ただし、文科省のほうは、標準時間と言われている小学校４年生から中学校３年生、1,115時間で組んでいるんですけれども、その時間は必ずしも達成しなくても、その代わりその1,115

時間の中身は、学校と家庭の中でやってほしいという考えです。入試の方法も変わらないと聞いています。

そうすると、学校行事の精選をしていったりしていく中で、家庭での学習だとか、学校での学習のスタイルも変わっていくだろうと。今、議員おっしゃったように、教育課程も少し編成のし直しも必要になってくるだろうと。

例年、保護者から集めている教材費、補助教材は、学校の中で使う部分だとか、家庭学習で使う部分が入っているんですが、今回、まだ通っていませんけれども、900円の家庭学習ドリルについては、夏、冬、この時期、冬までちょっと見通したんですけれども、学校のほうに相談したら、当面はこういったものがあるといいと。あとは先生方の中で教材を工夫していきたいという考えがあります。

ただ、一方で、今回、国のほうの第２次補正の中で、学校再開後の学習環境という中で、学校はその規模に応じて100万から300万、小・中学校でいけば最大200万になるんでしょうけれども、その２分の１を補助するというような中身も出てきています。ただ、まだ通っていませんので、中身もよく分らないんですが、そうなった場合は、学習教材だとかというのもその中に組み込むことができるというふうに考えています。

今後、今年１年間は、もしかしたら来年まで続くかもしれませんけれども、なるべく保護者が大きな負担にならないように考えて、必要な部分については、本当にここは学びを保障するという部分が重要な観点になってきますので、公費の部分でも対応できるように進めていきたいなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後　２時０４分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時１４分）

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　４番目の手洗いの関係なんですが、一般的に一番気をつけなさいというのは手洗いだと、３密は３密で大事なんですが、言われているので、私もしっかり把握したわけではないんですが、小学校についてはお湯が出そうだと。中学校は出ないんではないかといろんな情報を得ているんですが、その辺の状況はどうなのかと。全て、トイレの果てから全てじゃなくて、せめて給食を食べるときに手洗いをする場所

に給湯があるのかと。もしそうでなければ、きちんと給食を食べるときでも消毒をちゃんとするのか。その辺を徹底すれば、例えばの話、３密を防げと、子供たち、行き帰り、くっついて歩いているし、物すごい難しいんですが、大事なことをきちっと抑えて、できることを増やしてあげると。給食を食べるときは、仕方ないから前を向いて食べても、一番抑えなきゃいけないところをどういうふうにするか、手の消毒をどうするのかということをぜひ、音更は1,000万円単位で直すらしいんですが、芽室は既にあるという情報も聞いているんで、その辺についてどんなふうに徹底するかと、手の消毒。マスクは厳しいですね。それも含めて、その辺を確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　給湯設備についてです。

上士幌小学校については、１階部分で水を飲める場所が２か所、スペースとして２か所、蛇口の数は１か所について16個、それが２か所で32個、そのうちの半分がお湯が出る状況になっています。２階については、手前と奥と合わせて３つのスペースがあって、同じだけあります。また、トイレも上士幌小学校は全て温水対応になっていますし、特別教室についても、全て温水で対応になっていますので、その辺については、小学校の部分については、そういった環境は整っています。

先ほど議員おっしゃっていたとおり、中学校のほうなんですね。中学校のほうについては、水飲み場というところについては、みんな冷水になっています。これは１階も２階もそうです。ただし、一方で特別教室の家庭科室だとか理科室、技術室、また特別支援の教室、または多目的トイレ、こういったところには温水も対応できるようになっています。

通常であれば、その使わない部屋、特別支援の部屋は別なんですが、特別教室の部分については、通常は施錠しているんですけれども、今般、こういったコロナウイルスの感染症対策ということになりますので、学校長とも相談をして、秋から冬にかけて、水が冷たいときについては、当然そこは開放して、子供たちがそこで手洗いできるような環境は整えるということでお話を聞いています。

感染を拡大させないという意味で、今、子供たちが朝登校中も実はマスクをしています。私のほうからは、国のほうでは３つの段階を設けていますけれども、現在はまだ第１段階ということで、マスクを装着して登下校してくださいと。ただ、必ず小学生１年生とか２年生に必ずマスクをして歩けとなると、走っていたりすると非常に暑いと。呼吸困難になって命を落とす場合もあるということもありますので、こういった部分については、学校のほうを通して子供たちのほうに、状況に応じてやってくれという話をし

ています。

なお、給食についても、これかなりＱ＆Ａのガイドラインを見てもそうなんです。かなり厳しい状況になっています。

これも恐らくクラスターを発生させないという概念の中での取組だと思うんですけれども、当然正面を向いて取りなさいだとか、それから、給食当番も毎日毎日交代ではなくて、ある程度決まった人間が一定期間やりなさいだとかというガイドラインがあります。

こういったものが感染防止に役立つという観念から、学校では今そのようなガイドラインに沿ったような形でやらせていただいています。ただ、実態としては、非常にやっぱり難しくて、いろんな場面で報道等で子供たちの様子が見えていますが、実は、やっぱり子供たちというのは、人と人とが関わり合いながら、コミュニケーションを取りながら学校の中で生きていますので、必ずしもそうではないんです。ただ、そこの部分はきちっと先生方が認識をしながら、授業をするときも、先生と子供が向かい合って話をしないように横からアドバイスをするだとかというものに沿って感染防止に今努めているという状況で、今後もハンドソープだとか、石けんも含めてなんですけれども、励行できるように、そういう環境はきちっと整えていきたいなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　最後の地域づくりの問題については、これからも続く問題ですので、何らかの形で、学校だけじゃなくて地域でいろんな、いろんなというのは、いろんな子供の興味に基づいて、また大人もいろんな方がいたときに、本当に私自身はおばあちゃんの力はすごいらしいんですが、隣のばあちゃんに声をかけるとか。必ずしも学校教育で一斉にバーじゃなくて、そういういろんな触れ合いが大事だという意味で、これからも続く課題ですので、そのときにまた質問させてもらいます。

次に、企業版納税金の関係について質問いたします。

既に委員会の中でこのようなパンフレットの案を頂いていますので、どういうことをアピールするかという事業についても、３点、答弁にあったとおりありました。その中で、私、この事業をすることをどうのこうの言っているわけじゃなくて、それと企業がくっついた場合どうなっていくんだろうかということを心配しています。

例えばここ何年かで、ここ一、二年で取り組んできた事業、遡って資料を探してみたんですが、例えばSocietyですね、５Ｇ時代を見据えた事業の中で、例えばスマート農業、もう既にある一部では取り組むというんですか、去年の８月に農家の方と一緒に５Ｇ試験をやったというのも見ています。そのときに関わった企業が、例えばＫＤＤＩと

かＡＴＲとか、関わって一緒に研究をやったというのも見ています。

それから、再生エネルギーの関係では、マイクログリットはちょっと厳しいだろうという判断ではいるんですけれども、一応計画の中にはもちろん入っていますので、その事業とか、あと自動運転バスもそうですね。自動運転バスの実証実験、去年しました。今年については、もらった資料を眺めたんですが、今年は自動運転ではなくて、福祉バスを活用した実証をするみたいなことが載っていたというときに、こういう町が目指す事業に対してどんなふうに企業にアピールしていくんだろうかというのがちょっと気になっていて、必ずしも町全体が、町が示すまちづくり、第Ⅱ期総合ビジョンに基づいて支援するというのが一応の大きな柱ではあるんですが、個々の事業に対してアピールしていて、個々の事業に対してどういう企業が寄附するんだろうかと。10万円というものじゃなくて、多分億単位になってくるのかな。その辺についてどんなふうにアプローチして、どういう企業を、想定はなかなか難しいと思うんですが、今のところ考えているのかということを質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　個人の企業版ふるさと納税がかなり普及をして、5,000億だとか、そのレベルにあるということでありますが、質問にありますように、企業版ふるさと納税については、それから比べるとかなりまだ低いということであります。

個人のやつについては、住民税等々の２割までメリットがあるということで、そこでのかかる経費が2,000円であれば、例えば100万円寄附したとすると、税額が100万円だとすると、20万まで控除の対象になると、そういうことですね。あと2,000円ということですから、言ってみれば、何らかの形で19万8,000円が戻ってくると、還付されるというような制度になっております。

今回、企業版ふるさと納税については、一応９割という、頭出しは９割になっていますけれども、実際は相当厳しい内容なんですね。様々な特例措置というのがあって、法人住民税だとか、法人税とか、住民事業税だとか、そういういろんな様々なところを少しずつ控除するというふうなことになって、ざっくり、例えば１億円の所得があったという場合の、それから税金を払っていくということになりますが、それでも二、三百万くらいの寄附にしかならないと。まずそういうことなんですね。

ですから、そう簡単に寄附がどんと増えるというのは、個人のふるさと納税と同じように考えられないという状況がございます。寄附ができる企業にとっても、相当限られてきているということですから、たまたま今、町のほうで出しているのが、21億とか出ていますけれども、それは天文学的な数字みたいなもので、よほどの大企業が上士幌町

の事業に共感をし、応援をするという以外は、ちょこちょこ集まってくるんじゃないかなと、これはなかなか難しいだろうと。

加えて、今のコロナの関係がありますから、そうすると、企業のほうの税の支払いできる能力、経営のほうもそう簡単でないだろうから、さらに厳しいという、そういう前提でまずご理解をいただきたいなと、そんなふうに思います。

その上で、企業に町が振り回されるのではないかという心配だというふうに思いますけれども、町が今必要としている事業、しかし、それを町単でやるのにはちょっと荷が重いなということだとか、あるいは国からの支援制度が潤沢でないだとか、そういったことに対して応援してくれる企業はないだろうかということだと思います。

そうすると、企業にとってメリットがなければ、まずしないだろうと。それはもうご理解いただきたいなと。企業が何もこのことによって社会的な評価だとか、あるいは中長期的にこのことによって会社の経営がよくなるだとか、いろんなメリットがあるんだろうと思うけれども、やっぱりそこのところは、企業としてメリット、デメリットというのは考えてのことだろうと思います。

そうでないと、単純に上士幌出身の人が社会貢献といいますか、ふるさとに対する恩返しで寄附する、それはあり得るだろうけれども、本町にとってみれば、そういったところも早々数多くあるというふうには思いませんから、ではどうするかといったときに、町としては、戦略的にやるのは、持続可能な社会目標ですね、開発目標ですね。これらは国際ユネスコのほうで、世界共通の目指す方向として17の項目を挙げております。貧困だとか、あるいは潤沢な教育を受けられるとか、平和のことだとか、あるいは再生可能エネルギーだとか、そういった地球が、世界が後々まで持続するためのそういったことについてのことをやっていくということで、これについて、企業も非常に関心を持っているということがございます。

本町も、そのＳＤＧｓの関係、いわゆる持続可能な開発目標に非常にふさわしい政策あるいは町の資源というものがあるというふうに思っております。再生可能エネルギーなんていうのは、その典型的な例の一つだろうと、そんなふうに思っています。化石燃料を使ってCO_2を排出して、そして地球環境を悪くするということではなくて、無限にあるエネルギーを、それを使うと。

本町としては水力だとか、あるいは家畜ふん尿のバイオガスなんていうのは、多分まだ全国の統計といいますか、データは全て把握しておりませんけれども、家畜ふん尿、牛のふん尿によるバイオガスのプラントでは、日本一でないだろうかなと、こんなふうにひそかに思っております。

これは、社会的に非常に意味のある本町の資源だと。であれば、こういったところに、企業として関心を持っているところがあるとすれば、企業のイメージも含めて、再生可能エネルギーに積極的に力を入れている企業だということと、併せて一緒に事業をするというようなことというのは、十分あり得る話だろうと、そんなふうに考えております。

そのように、ただお金を出すということは、お金を出す意味と使い方と、等々そういったものがしっかり評価されなければ、応援はしてもらえないだろうと。場合によっては、それぞれの会社の持っている技術だとか、そういったものを一緒に使いながら、この町のさらなる発展のために応援をしていただくということはあり得るだろうと。それをもって、企業の利便を図るというふうに言われると、なかなか私どもとしてはつらいし、そういうことではないだろうと。一緒に企業も社会法人といいますか、人格のある、非常に社会的にある活動をしているという前提がございますから、そういうところと一緒にやることについては全然問題ないだろうと。むしろ、町単独でやるということのほうの難しさというのはあるから、連携するということは大事だろうというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　持続可能な社会を目指す再生エネルギーだとか、大枠で合意できることについて、企業の側も町の側も町民も納得できることの事業ならいいと思うんですが、私もいろいろ取り越し苦労をするんですけれども、企業版ふるさと納税は前回の５年間はうまくいかなかったと。それに対して９割ほど減税できると。

それから、私が調べた中では、新たな地方創生交付金の中に、Society5.0タイプですか、それを加えたと。それは別枠で、別枠というか、３億円ほど国がつけたという情報があるんですが、その企業版ふるさと納税並びに民間の活力を活用した事業が、そうすると、先ほど言いました地方創生交付金のSociety事業ですね。新しくつくった事業の該当に推薦されるのに、認定されやすくなるみたいな記事を見たんですよ。

そういうときに、企業の側は企業の側で減税になるということが、それはメリットなんですが、町側にすれば、企業を取り込むことによって、いろんな交付金、地方創生交付金の採択にされるときに押し上げになるという情報も、私、一部そういう情報も見ているものですから、そうすると、企業版ふるさと納税ありきで事業が進むんではないかというのが私の心配するところです。

それと、先ほど言いましたように、ウン百万の世界だよと先ほど答弁されましたけれども、例えば、再生可能エネルギーはなかなか厳しいと思うんですが、スマート農業も私もよく分からないですし、自動運転も今のところまだやるというふうになってはいま

せんが、それに対するお金というのも億単位でかかってくると思うんですよ。そのときに企業が出してあげるよと言ってくれたにしろ、町のこちら側の、町民、それから私も含めて、なかなか理解できないというときに、事業がどんどんそれありきで進むんじゃないかというのが私の心配です。

だから、事業そのものを否定しているわけでもないですし、企業からお金をもらうのは、私はとても納得いかないんですが、そういう意味で、きちんと腰を据えた事業に対して、先ほど言いました持続可能というんで一致できるなら、それはそれとして、企業が良心的に寄附することもそれはあるかもしれないと。それならそれとしていいんですが、やっぱりお互いさまですので、お互いさまいいことがあるけれども、そのいいことが結果的には悪になるんではないか、害になってしまうんではないかということを心配しているんです。その辺について、心配ないのかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　非常に難しい質問だなというふうに思っております。

企業から金を頂くことが悪だと言われると、果たしてどうなんだろうなと。

今、企業が少なくとも、例えばコロナのこういったことも経験をしながら、単なる利益を上げるということだけに没頭している企業だとすれば、最近はそういった企業については、なかなか成長が難しいという評価といいますか、評論をする方もおります。

これから、やっぱり社会とどう向き合うかだとか、あるいは地球環境にどう企業として向き合うか、そういったことを事業としてやるというようなところが、これからはより成長していくんではないだろうか。ですから、来年、再来年ですか、お札が今度は渋沢栄一に変わるということで、そろばんと論語というのが非常に有名で、蛇足になりますけれども、栗山監督がよく選手に読み与えているというような話も聞きましたけれども、いわゆる単なるそろばんだけでなくて、論語、社会貢献ですね。社会的な意味合い、このことを踏まえた経営でなければ成長しないと。社会貢献を視野に入れなければ、その会社についてはなかなか成長していかないというようなことが今一般的になりつつあるということであります。

したがって、山本議員さんの頭にある企業は全部お金もうけだけやっているんだというものがあるかも分からないし、そういうことによって町がおかしくなっちゃうんでないかという心配がありますけれども、そういう今、企業の方針であります。

ＳＤＧｓという話もありましたけれども、企業としては、今、ＥＳＧという頭文字でありますけれども、いわゆる環境と、それから社会、そしてガバメントという会社の投資というようなこと、この辺あたりが会社としても非常に大切な視点として経営の中で

取り組んでいくというようなことでありますから、そういったところがたくさん出てくると、本町としては、今、上士幌町が取り組んでいる環境の問題だとか、あるいはエネルギーの問題だとか、さらに、最新技術の５Ｇのことだとか、こんなことに賛同してくれるところがあるかも分かりません。

ただ、そう簡単ではないと。そう簡単に、一応条例を改正して窓口は開きますけれども、じゃ、来るかといったら、そう簡単でないだろうと、そんなふうに思っています。５か年の目標があっても、その中でもどれだけ行くか、相当町から魅力的な情報発信なり、その町がそのことによって住民の暮らしや、あるいは社会的な意味のあるということがちゃんと提案できなければ、そう簡単にいかないというようなくらい、ハードルがそもそも高いというところにご理解をいただきたいなというふうに思います。

ですから、まず企業が来て、企業が町を駆逐するという前提の前に、町が今やろうとしていることに対して、社会的に企業からどう評価されるかというところのほうが今の段階ではまだまだ大きな課題だということです。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　今回いろいろ質問して、新たに分かったこともありましたので、どうしてもこの計画が３月に認められたというときに、金額が桁を間違えたんじゃないかと思うぐらい、何回も数えても21億円なんですよ。それから、第２期総合戦略の中にも、目玉としてあちこちあちこち農業からいろんなところに５Ｇがどうのこうの出てきたときに、この21億円というのは、町としては集める力があるのかというふうに、私は逆に思っちゃうんですよ。

そのようなときに、町としては、スマート農業もそうだし、自動運転もそうだし、マイクログリットも一応前へは進んではいませんが、そういうことも含めて、いろんなことがあるときに、町はどんと進むのに億単位のお金を企業からもらう努力をするのかと思ったときに、ちょっと待てと。やっぱりきちんと、さっき持続可能なことで言うんであれば、きちんと町民も企業も町の政策的に一致できる、そういうことも含めて、きちんと理解をしながら進んでほしいなという思いで質問させてもらいました。

なかなか厳しいというのは、聞けば納得しました。納得というか、これをやるから、企業がお金をくれるからこの事業を進める、じゃ、国はこれを認めて、地方創生交付金を出しますよとか、そういう事業はやっぱりまずいんではないかという思いで、今回質問させてもらいました。これからも何かあったときには、私も勉強させてもらって、気のついたことについては質問したいと思っています。答弁があればお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　ありませんね。では、最後のご要望ということで。

以上で、２番、山本和子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

（午後　２時３９分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時５７分）

◎報告第２号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長）　日程第９、報告第２号令和元年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　ただいま上程されました報告第２号令和元年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

当該繰越明許費につきましては、令和元年度の一般会計予算でご可決いただきました事業の繰越明許費繰越計算書を調製し、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき報告するものであります。

具体的内容につきましては、令和元年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧願います。

計算書は左欄から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に、全３事業について記載しております。

まず、６款農林水産業費、１項農業費の畜産クラスター関連事業につきましては、本年３月の第１回町議会におきまして、第８号補正予算でご可決いただいているものであります。補正額の全額１億2,404万円を繰り越すものであります。財源内訳は記載のとおりでございます。

次に、８款土木費、２項道路橋梁費の勢多環状線道路側溝補修事業につきましては、当初予算としてご可決いただいているものであり、当初予算のうち4,211万9,000円を繰り越すものであります。財源内訳は、記載のとおりでございます。

最後でありますが、12款諸支出金、１項普通財産取得費の町有財産取得事業につきましては、当初予算としてご可決いただいているものでございまして、当初予算のうち113万1,390円を繰り越しするものであります。財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、３件を合計いたしました翌年度繰越額は１億6,729万390円となっております。

以上、報告第２号についてのご説明とご報告とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより報告第２号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって、報告第２号に対する質疑を終結いたします。

以上で、報告第２号については報告済みといたします。

◎同意第１号から同意第１３号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第10、同意第１号農業委員会委員の任命について、日程第11、同意第２号農業委員会委員の任命について、日程第12、同意第３号農業委員会委員の任命について、日程第13、同意第４号農業委員会委員の任命について、日程第14、同意第５号農業委員会委員の任命について、日程第15、同意第６号農業委員会委員の任命について、日程第16、同意第７号農業委員会委員の任命について、日程第17、同意第８号農業委員会委員の任命について、日程第18、同意第９号農業委員会委員の任命について、日程第19、同意第10号農業委員会委員の任命について、日程第20、同意第11号農業委員会委員の任命について、日程第21、同意第12号農業委員会委員の任命について、日程第22、同意第13号農業委員会委員の任命について、以上13件を一括して議題といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　暫時休憩いたします。

（午後　３時０４分）

○議長（杉山幸昭議長）　再開いたします。

（午後　３時０６分）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、以上13件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中　貢町長　ただいま上程されました同意第１号から同意第13号農業委員会委員の任命について、一括して提案理由と内容をご説明申し上げます。

本案は、全ての農業委員会委員が来る７月19日をもって任期満了となりますことから、その後任の委員として任命したく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によ

り、議会の同意を得ようとするものであります。

任期は令和２年７月20日から令和５年７月19日であります。

それでは、最初に、同意第１号についてご説明申し上げます。氏名、関谷光丸氏であります。住所、生年月日については記載のとおりであります。

なお、13号まで、以下、住所、生年月日については記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

次に、同意第２号についてご説明申し上げます。氏名、早坂均氏。

次に、同意第３号についてご説明申し上げます。大西仁志氏であります。

次に、同意第４号についてご説明申し上げます。須田芳美氏であります。

次に、同意第５号についてご説明申し上げます。髙木裕巳氏であります。

次に、同意第６号についてご説明申し上げます。髙木和也氏であります。

次に、同意第７号についてご説明申し上げます。齋藤哲也氏であります。

次に、同意第８号についてご説明申し上げます。嶋木幸男氏であります。

次に、同意第９号についてご説明申し上げます。菅原研氏であります。

次に、同意第10号についてご説明申し上げます。伊東昌弘氏であります。

次に、同意第11号についてご説明申し上げます。石川信幸氏であります。

次に、同意第12号についてご説明申し上げます。草野秀剛氏であります。

次に、同意第13号についてご説明申し上げます。太田晃氏であります。

以上、同意第１号から同意第13号農業委員会委員の任命について、一括して提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については、議会運用例105条の２の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに同意第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第１号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第２号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第３号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第４号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第５号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第６号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第７号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第８号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第９号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第10号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第11号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第12号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第13号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第５３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長）　日程第23、議案第53号上士幌町ふるさと納税・地方創生基金条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　ただいま上程されました議案第53号上士幌町ふるさと納税・地方創生基金条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

企業版ふるさと納税は、令和２年度の税制改正により、法人税の軽減が最大６割から７割と拡大され、国が認定する地方公共団体の地方創生事業に対する寄附を促す制度となりました。

本町では、企業版ふるさと納税の取組を推進するため、総合戦略事業を地方創生事業とする地方再生計画を国へ申請し、本年３月に認定されたところです。

このたび、関連事業を活用する企業版ふるさと納税寄附金を積み立てるための基金条例を制定するものです。

条例の内容についてご説明いたします。

条例の構成につきましては、全体で７条の構成となっております。第１条では設置を定め、第２条では積立てを定め、毎年度基金として積み立てる額は歳入歳出予算で定めるものとしております。第３条では管理を定め、第４条では運用益金の処理を定めております。第５条では処分を定めており、第１項で、基金は地方創生事業に要する経費に充当する場合に限り処分することができるとしております。第２項では、基金を処分する場合には、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出することとしております。第６条では繰替運用を定め、第７条では委任とし、基金の管理に関して必要な事項は規則で定めるとしております。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、上士幌町ふるさと納税・地方創生基金条例の制定について、その提案理由と内容をご説明いたしました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上

げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって、議案第53号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第１項の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第５４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第24、議案第54号上士幌町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

青木町民課長。

○青木弘彦会計管理者兼町民課長　ただいま上程されました議案第54号上士幌町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

例規集は第６編、財務、第４章、税外収入となります。

今回の改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による、個人番号通知カードの廃止に伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止する必要があることから、手数料条例の一部を改正するものであります。

それでは、資料、議案第54号関係、上士幌町手数料条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、別表第３を改めるもので、表中、個人番号通知カードの再交付に係る項目を削除し、改正後の表のとおりとするものであります。

この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由と内容をご説明申し上げました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第54号について質

疑を行います。質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　確認なんですが、個人番号カードというのはマイナンバーカードだと思うんですが、この個人番号通知カードというのはどういうものだったのか、ちょっと私把握していないので、それがなくなるということは再交付、マイナンバーカードは続くと思うんですけれども、番号通知カードというのはどういうものだったのか確認したいと思いますけれども。すみません。

○議長（杉山幸昭議長）　青木町民課長。

○青木弘彦会計管理者兼町民課長　個人番号通知カード、いわゆる紙のカードなんですけれども、制度が始まったときに、皆さんに書留で郵送された紙のカードとなっています。

それにおきましては、個人番号とあと氏名、住所、生年月日、４情報が入っているんですけれども、そういった紙のカードになっております。

○議長（杉山幸昭議長）　よろしいですか。

ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第54号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第54号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第25、議案第55号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本　章総務課長　ただいま上程されました議案第55号工事請負契約の締結について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

別紙、議案第55号関係資料をご参照願います。

このたび議決を求めます工事請負契約の締結は、まちなか住宅建設工事であり、関係予算については、令和２年３月19日開催の定例議会において議決をいただいたものであります。

工事の概要は、木造平屋建て、２棟６戸の共同住宅、延べ床面積284.34平方メートルの新築工事であります。

工事入札につきましては、令和２年５月25日、午前９時30分に執行し、町内業者を含む４共同企業体での指名競争入札の結果、１回の入札により落札されました。

契約の金額は8,851万7,000円、入札予定価格は9,042万円で、落札率は97.90％であります。

契約の相手方は、市川・秋葉経常建設共同企業体、代表者、帯広市緑ヶ丘２条通り５丁目４番地、株式会社市川組、代表取締役、市川幹雄氏であります。

また、当該工事の工期は、契約締結の日から令和２年11月30日までとしています。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって、議案第55号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第55号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第26、議案第56号財産の取得についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

渡部建設課長。

○渡部　洋建設課長　ただいま上程されました議案第56号財産の取得について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町道の除雪につきましては、企業体に業務委託をし、町が所有する除雪車の貸与と企業体の所有する車両の借上げにより実施しています。

町が所有する車両につきましては、お手元の議案第56号関係、建設機械保有台数一覧をご覧ください。

現在、町では10台の除雪車を所有しておりますが、このうち６台は国の補助を受けて購入してきました。

今回の財産の取得でありますが、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づき、社会資本整備総合交付金の除雪体制の増強を申請し、認められたものでございます。

今回取得する車両は、除雪トラック10トン級６輪駆動、左右どちらにも除雪可能であるアングリングプラウ、路面の削り作業を行うアングリング路面整正装置、路側帯やのり面を除雪する油圧式ワンウェイサイドウィング、ブレードを交換する簡易脱着装置付であります。

見積り合わせにつきましては、５月20日に十勝管内の除雪トラック取扱業者３社を選定し執行しました。

取得の相手方は、帯広市西21条北１丁目３番12号、ＵＤトラックス道東株式会社、代表取締役、金尾泰明氏であります。取得額は6,028万円であります。

車両の財源は、国からの交付金が1,518万8,000円、残りの4,509万2,000円については、過疎債と一般財源になります。

以上、議案第56号財産の取得について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありますか。

６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　昨年度の導入の際にも質問させてもらったのですが、オペレーターが不足ぎみだという昨年度の状況から、今年度の導入に当たってのオペレーターの状況とその後の対策についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　渡部建設課長。

○渡部　洋建設課長　オペレーターの状況ですけれども、依然不足が続いているという状況でございます。

町としましては、これまでも建設機械、除雪機に乗るための資格を取得するための支援としまして、建設機械運転免許等資格取得助成制度というものを設けまして、できる限り支援をしているところでございます。

また、昨年の除雪の契約におきましても、できるだけそういった部分にもお金が使えるようにということも含めまして、最低保障時間の若干の増加を見ているところでございます。

今後も企業体とお話ししながら、できるだけその確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって、議案第56号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第56号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後　３時２７分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時３１分）

◎議案第５７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第27、議案第57号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　ただいま上程されました議案第57号令和２年度一般会計補正予算の

内容を申し上げます。

補正総額は２億8,901万6,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに５特別会計の総額で119億948万1,000円となります。

それでは、補正内容を申し上げます。

議案第57号一般会計補正予算（第３号）でございます。

１ページをご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ２億8,901万6,000円を追加し、総額を100億3,888万4,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページから３ページの第１表のとおりでございます。

第２条では、地方債補正といたしまして、４ページにありますとおり、学校教育施設等整備事業の限度額を690万円から2,030万円に、一般補助施設整備等事業の限度額を1,790万円から5,430万円にそれぞれ変更補正するものでございます。

歳出のうち、追加補正の主なものといたしましては、款総務費における高度情報通信経費194万7,000円、款民生費におけるひとり親世帯臨時特別給付金支給事業120万円、款衛生費における地域医療振興対策事業219万6,000円、款農林水産業費における強い農業・担い手づくり支援事業951万6,000円、同じく農業技術研究センター改修事業１億465万8,000円、同じく畜産飼料作物増産対策事業147万5,000円、款商工費における産業振興対策経費１億860万円、款教育費における上士幌町がんばる学生応援給付金事業402万4,000円、同じく項小学校費における学校ＩＣＴ環境整備事業1,364万円、同じく教育用パソコン端末購入事業1,999万4,000円、同じく特別支援教育支援員設置事業281万2,000円、同じく項中学校費における学校ＩＣＴ環境整備事業990万円、同じく教育用パソコン端末購入事業1,218万4,000円を追加補正をいたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の補正内容についてご提案を申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第57号について質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、９ページから款ごとに一括して質疑を行います。

歳出、総務費について質疑を行います。９ページを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、民生費から衛生費に入ります。

10ページから11ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　11ページの地域医療振興対策事業の219万というのを、前に説明があったか、ちょっと把握していないものですから、その内容と、それから健康管理システム改修事業についての内容について説明をお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　地域医療振興対策事業でございますけれども、こちらは町内の歯科医院で治療機器、内容的にはデンタルスキャナーというレントゲンの機器なんですけれども、こちらを入替えをしたいという申出がございまして、こちらの事業に対する補助事業、要綱で持ってございますので、こちらのほうに２分の１補助という形で今回補正をさせていただくものでございます。

また、下の健康管理システム改修事業につきましては、今年度、新たにふれあいプラザのほうに管理栄養士の職員が増員になったということで、健康管理システムの使用料のライセンスを１名分追加させていただくという内容でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　よろしいですか。ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、農林水産業費に入ります。

11ページから13ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、商工費に入ります。

13ページを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、消防費から教育費に入ります。

14ページから18ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　14ページの上士幌町がんばる学生応援給付金事業なんですけれども、新聞報道に出てから、関係している保護者等で随分と話題になっておりまして、周知とか案内の方法はどうなるんでしょうねということを随分気にされている方がいらっしゃるので、その辺について説明をお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　木下教育委員会教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　上士幌町がんばる学生応援給付金事業につきましては、公開の委員会の中でもご説明をさせていただいておりますが、対象となるお子様の個別案内というのがちょっと難しい状況にありますので、教育委員会内部でも方法をいろいろ検討させていただいておりますが、まず、今回の補正予算、ご可決いただきましたら、早急にホームページのほうでは立ち上げをさせていただき、その中に申請書類等もダウンロードできるような形で対応させていただこうというふうには考えております。

あと、お知らせ広報はちょっと時期の関係がありましたので、７月号になる、６月25日発行の広報のほうに概要等を載せさせていただきまして、期間等もご案内させていただくような形を考えています。

あと、新聞折り込みにつきましても今現在ちょっと検討中で、チラシを、ホームページにも掲載させていただくチラシと同様のもので、裏に例えば給付申請書が印刷されたようなもので、その紙そのものに記入をしてお持ちいただくようなことも可能なような形で対応を考えております。

そのチラシにつきましては、役場庁舎ですとか、公共施設等、いろんな場所に置かさせていただいて、ちょっと密の関係もありますので、集中してこちらのほうに来られるというのも、保護者の皆さんもちょっと心配なところがあるかなというふうに思いますので、ちょっと場所をいろいろ工夫しながら対応させていただくようなことも考えていきたいなというふうに思っています。

あとは、例えば上士幌高校さんですとか、上士幌町出身者の方とかの、何かつてがあるようなところにお知らせするとか、いろんな方法を今検討中なんですけれども、できましたら、親御さんですとか、学生さんご本人の口コミみたいなところもご利用させていただければなというふうに思っていますので、ご協力のほう、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　学校ＩＣＴ環境の関係なんですが、これはＧＩＧＡスクール構想に関わるパソコン１人１台の予算だと思うんですが、これは多分教育委員会からもらったのは白黒だと思うんですが、カラーで、このスケジュールを見ているんですが、20年度について、今年度について、2020年ですね。どんな活用になるのかと。

それから、ＧＩＧＡスクール構想そのものを否定するわけではないんですが、今回はオンライン授業でちょっと話題になりまして、早く購入するということで意味もあるんだろうと思うんですが、オンライン授業そのものは即できるものじゃありませんので、

学校の中でＧＩＧＡスクールとして、これは多分学年によって、年度によって実際に行われていくと思うんですが、その辺について、今年度どこまでこれを、まず買って、６月ですね、入ると思うんですが、それについて、今年度どの程度図るのか。

それから、私よく言うのは、これだけじゃなくて、これからまた質問しようと思うんですけれども、やっぱり今回のコロナ対策の関係では、いろいろ学校の人数そのものが、うちは35人以下学級にしているんですが、人数そのものが多いんではないかと。そういう点について、学校の授業の在り方、パソコンを買えばいいというものじゃないので、授業の在り方そのものは、やっぱり１対１できちんとやるような、学校の中で収まる授業、パソコン１台買って、自宅に持っていってオンラインすればいいというものじゃない。その辺については、どんなふうにこれから方針を持っているのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　ＧＩＧＡスクールの関係ですけれども、今年度については、早めの購入を予定したいなと思っています。導入された段階、１回目、２回目ときっと分かれていくんじゃないかなと思いますけれども、１回目については、小学校６年生と中学校２、３年生プラス教職員と。２回目については、その他の学年というふうに考えています。

ＩＣＴに関しては、１人１台端末が入ってきたとしても、ネット環境がまだ整っていません。整っていないので、早急にはできないと思います。一方で、このコロナがこの秋から冬、冬から春というふうに考えていったときに、当初の予定では令和５年度で整備完了というものが、令和２年度で完了してくださいという状況の中で端末が入ってきています。ですから、学校の中の授業の組立て方として、仮に一斉に１年生から６年生までが同じ時間帯にその端末を動かすとなると、これは恐らく動きが遅くなったり、止まってしまったりする可能性があるということがあります。

したがいまして、そこについては、学校の中で調整を図っていただいて、例えば今後、６年生は今１クラスで40人ほどいるんですけれども、その教室はやっぱり密度が高いということ。プレールーム、一番奥のほうですね。ホールがあるんですけれども、そちらのほうに臨時の教室を開設しています。また、たしか３年生だったと思うんですけれども、そのクラスも教室を移動して、広めの場所で学習環境を整えています。

しかしながら、今後またそういったコロナの拡大だとか、予防の策としては、今では不十分だとなれば、やはり、特別支援の教室も、通常空いているときと空いていないときがあるんですけれども、空いたときに、そちらのほうにクラスの何人かが移動して、そこでオンラインでという学習の方法も可能性としてあると。いろんな方法があるんじ

ゃないかなと思っています。

ただ、使い方としては、今すぐ急に１年生が、確かに１年生の保護者は、今回インターネット環境の調査をしたんですけれども、結構不安がっているのも確かにあります。不安を解消しつつ、そういったものに少しずつ慣れて、自分ができるところから始めれるように、学校も今後研修を重ねていくということで、もう既に３回ほどやっているんですけれども、その準備を進めていきたいなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　令和５年度までのが、準備段階は早まった。ネット環境、そのほうはまだ整わないというので、即は無理だということなんですが、先ほど６年生が人数が多いから分けて対応したりとか、３年生も教室を分けようかという話を今したと思うんですが、その場合に、ネットでつながるかどうのこうのじゃなくて、対応するＴＴも含めて、先生の対応とかどうなのかなと。できるだけなら、対応できるんであれば、科目によっては分けたりとか、そうすると密にならないという、その教室があるんであれば、そのほうがいいのかなという、思うのと。これから質問しようと思ったんですが、教員の関係で予算がすべったり減ったりしているので、その辺で町独自で、これからの問題なんですが、35人ではまだまだ多過ぎるんではないかと。１年生、２年生は20人以下か分かりませんが、その辺も含めて、今後の課題にして、必ずしも教室を分けでオンラインでやればいいとか、小学校１年生も含めて、これからコロナ対策だとオンラインにすればいいというものではなくて、基本的に学校の中で対応できるような、町独自のシステムなり体制を整えていくのがいいのかなと私は思っています。これはオンラインとして、別に学校の中で、授業の中でこれからカリキュラムの中で当然出てくる問題です。それはそれとして、必要もあるのかなというふうに考えています。その辺について、その整備について、これから来年度に向けて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　１つの教室、狭いところから広いところに今やっていると。今後、場合によっては分けていくと。その分けていったときに、じゃ、先生方の定数がどうなっていくのかということだと思うんですけれども、小学校の指導をする場合については、小学校の免許を持っていなければ指導はできませんと。

ただ一方で、幸いなことに、上士幌町については、少人数学級教員で町費で小学校の免許を持っている先生も入ってきていただいています。また、上級免許を持っている場合については、例えば小学校の免許はないんだけれども、音楽の免許を持っている、体育の免許を持っている等々については、その教科だけについては、指導ができて、評価

ができて、そして、評価票も作成できるというようなことがあります。

そういった工夫も当然必要だなと、実際に今行っているんですけれども、そういった工夫もしながら、子供たちの密度が高まらないように進めていければなと考えています。

先生方の中では、上士幌町の場合は、１つの教室の中に教員が１人ということはないです。例えば特別支援の子供たち、仮に１クラスの中に35人が通常級であって、特別支援の子供たちが３人入ったら38人になって結構な量になってしまうんですけれども、教科によっては、その子供の個別指導計画に基づいて、隣の特別支援の教室でやると。ただ、練り合ってやったほうがいいものについては、やはり戻してやっていく。この場合に、先生方が特別支援の子供たちも含めて、全ての子供たちが同じ時間を共有できるようにという工夫については、学年間の調整をしながら進めています。

35人学級、今年から道単費で３年生が35人学級になりました。上士幌町がそれにうまく乗れたということで、今まで町費で対応すべきところを、今回、この後出てくるんですけれども、道費で対応することができたというのも、一つ、児童数というのがある程度安定していると、ここが強みなのかなと思っています。そういったところも含めながら、環境づくりを進めていければなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　１点目は、上士幌町がんばる学生応援の関係ですけれども、一定程度、学生については80名をめどに予算を組んだという部分でありますけれども、先ほどあったように、いかにマンドに対応できるか、それは努力してほしいなと思いますが、上士幌の場合、結構地元の高校等ではなくて、住所を置きながら、管外に行っている高校生が結構いるんじゃないかなというふうに思っております。その部分について、学生という部分では、今全国的に大変だという部分も含めてありますけれども、そういう高校生の部分についての、まずこの給付金等に当たる部分について検討したかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　木下教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　今回のがんばる学生応援給付金の事業につきましては、国のほうからも示されていました、大学生等を応援するというところのポイントもありましたので、取りあえず大学生等という形にさせていただきました。高校生の部分については、検討はさせていただいておりません。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　授業料は、授業等ないんですが、以降生活するという部分に

ついては、一定程度考える必要が今後あるのかなというふうに、状況によりますけれども、あるんじゃないかなというふうに認識しております。

併せまして、15ページの学校ＩＣＴの関係ですが、先に各家庭の設置状況等を含めてアンケート調査したという部分がありますけれども、今、教育長のほうからは、かなり子供たち、すぐ飛びつけない、ちょっと苦慮するよというイメージでお話しされたかと思います。それはそれで、急に、慣れるということ等を含めて、ある程度時間は必要かなと思いますけれども、もし貸出しをするという、例えば遠隔授業等を含めて貸出しをするというルールとか含めて、今からもう検討しているのかどうか。

それから、それを対応する家庭のネット状況、環境といいますか、そういう部分はどうなっているか。そこら辺も含めて、ある程度経験すれば対応できるようになるか、そこら辺ちょっと確認だけさせてください。

○議長（杉山幸昭議長）　木下教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　前段のＧＩＧＡスクールの、今回補正予算で上げさせていただいた部分につきましては、もともと令和元年度補正予算の中で、ＧＩＧＡスクール構想という形で整備をするようにというふうに国のほうから指示があった部分についてなんですけれども、令和５年までの間に、小学生から中学生まで、全て子供たちに一端末というような流れの中で進んできたんですけれども、今回のコロナのこともありまして、国のほうの学びの保証をするという形で予算を前倒しで対応したいということで、それについても、今年度については、まず校内の通信ネットワークの整備と児童・生徒１人１台の端末の整備をまず最優先で取り組みなさいと。

その後の対応として、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備等で、また予算のほうが対応されるような形に流れとしてはなっておりますので、今、１人１台の端末の整備と町内のネットワークの環境整備という形と、あと、かなりの台数の端末を保存をして、すぐに使えるような状態で、いわゆる充電というか、置いておかなければならない設備があるんですけれども、そちらのほうの対応もかなり全国的な取組というところもありますので、かなり大変だということも想定をされましたので、まずはその端末の整備とか校内ＬＡＮの整備のところを重点的に進めようということで、今回、補正のほうの予算に上げさせていただいております。

オンライン学習の環境整備というところでは、国のほうからは、モバイルルーター等の整備を支援するといったような中身ですとか、あと学校と子供たちとをつなぐ遠隔学習機能の強化ですとか、学習オンラインシステムの導入に向けてのフォームというか、そういうのの導入に向けた対応だとか、そのような形での学習環境の整備というところ

は、指示はされているんですけれども、まだ具体にどう進めていくかというところまではいっていないのが現状です。

今、教育長のほうからもご説明させていただきましたが、調査としては小・中学校の保護者に対して、インターネットの環境があるか、ないかだとか、どのような状況で使われているとかということを、今現在調査をさせていただいております。ただ、物があったとしても、それに伴う通信費だとか、そういう問題も今後出てくることが想像されますので、その辺も含めて、今後検討が必要だということで、今、内部でいろいろ調査等をさせていただいている状況であります。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今言われたように、ＧＩＧＡスクールで一定程度、１人１パソコンという部分で、校内ネットワークについては整備されつつあるなという部分はありますけれども、コロナ問題によって、たまたまいいところのテレビ等の放映になるかと思いますけれども、家庭と学校がネットワークになっていると。そういう意味で、遠隔授業も進んでいるという部分もありますけれども、これも先ほど、経験と実際行動しないと分からんものですけれども、適宜タイミングよく、財政の在り方も含めて、取り入れる方向について、方向性をよろしくお願いできればというふうに認識していますんで、もしあればよろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　木下教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　国からの予算措置が現在も事前着手がオーケーだとか、様々なポイントがありながらですが、一応事務担当のほうでもいろいろ様々ケースを想定して、補正のほうの予算も早めに上げさせていただきました。

補正のご可決をいただきましたら、見積り等で準備を進めてまいりたいなというふうに思っていますが、整備にはかなり、先ほどもちょっとご報告しましたが、品物がなかったり、いろいろな様々な条件等がありますので、そこも含め、最大限の取組をさせていただきたいのと、あと国の情報をなるべく早めに取り入れながら、できることから準備をさせていただきたいなというふうに思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか。

小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　先般、インターネット環境、小学校、中学校、全部調べました。98％くらいかな、１人、２人、まだつかみ切れていない部分があるんですけれども、調査したところ、上士幌の小・中学校の世帯数が232です。インターネットの環境

があるか、ないかという問いについては、ありが190で82％、なしというのが39名で17％ほどあります。そのありの中でも、恐らくスマホのみの方が、質問状では38人の20％、そして、端末、Ｗｉ－Ｆｉの環境がそろっていますよというのが157名の83％という数字が出ています。大体十勝管内、１回、新聞報道とかありましたけれども、大体８割くらいになっているのかなという状況になっています。

また、今回、中学生のまなびの広場というのを、端末を使いながら映像で学習する部分も併せて調査をしてみたんですけれども、今回、やっぱり保護者、子供たちがやはり学びの取り遅れというか、遅れた部分を回収していきたいという部分がかなり強かったんじゃないかなと思います。

去年は、まなびの広場という部分では、全校生徒の32％、46名がこのまなびの広場、要するに端末を使って動画の学習をしたということになっていますが、今年度については、全体の80.3％、生徒数にして106名と。今回、子供が申し込むんではないんですが、親のほうに申込みをしていただくんですが、親にもこの端末の使い方だとか、申込みができるように、ただ単に集まってきてもらうんじゃなくて、このスマホを使って、または端末を使って、親も一緒にこういった情報教育の一番最初の部分を学んでもらおうという取組をさせていただきました。やっぱりあの世代の保護者の方は関心が高いなというのが分かりました。特に、中一、中二、中三の保護者を集めた説明会、あえて持ったんですけれども、ほとんど来ていないです。親同士の横のつながりでやり方を覚えただとか、こうやってやると、こうやって使えるんだなということで、保護者に理解していただくことで、子供に使い方も伝わっていくというような、今回形が取れました。

インターネットの環境については今お話ししたとおりなんですけれども、先ほど課長もいったとおり、まだまだ課題はありますが、ただ、できるところから一つ一つやっていかないといけないなという気持ちでいますので、準備は早めに進めていきたいなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、給与費明細書及び地方債に関する調書は、19ページから22ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、事項別明細書の歳入は、６ページから８ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、事項別明細書の総括表は、５ページを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、一般会計補正予算書の１ページから４ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第57号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第３号）の質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第57号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第57号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は６月26日金曜日、午前10時でありますのでご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後　４時０１分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

６　　月　　２６日

令和２年　第４回　上士幌町議会　定例会　会議録

招集年月日	令和２年６月９日			
招集の場所	上士幌町議会議場			
開会・閉会日時及び宣告	開議	令和２年　６月２６日　午前１０時００分	議長	杉山幸昭
	閉会	令和２年　６月２６日　午後　２時　８分	議長	杉山幸昭

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出席　１１名
欠席　　０名
欠員　　－名

○　出席
△　欠席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅刻
早　早退

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	渡部信一	○	7	中村哲郎	○			
2	山本和子	○	8	江波戸　明	○			
3	伊東久子	○	9	斉藤明宏	○			
4	野村恵子	○	１０	馬場敏美	○			
5	早坂清光	○	１１	杉山幸昭	○			
6	小椋茂明	○						

会議録署名議員	２番　山本和子　議員		１０番　馬場敏美　議員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	船戸竜一	議会事務局主査	遠藤裕司
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	竹中貢	建設課長	渡部洋
	副町長	千葉与四郎	教育委員会教育長	小堀雄二
	会計管理者	青木弘彦	教育委員会教育推進課長	木下由季子
	総務課長	杉本章	教育委員会生涯学習課長	須田修
	企画財政課長	杉原祐二	教育委員会幼児教育課長	弦巻佳光
	企画財政課ＩＣＴ推進室長	梶達	農業委員会会長	早坂晴雄
	町民課長	（会計管理者兼務）	農業委員会事務局長	渡辺純一郎
	保健福祉課長	尾形昌彦	消防課長	永谷全功
	農林課長	名波透	代表監査委員	根本広実
	商工観光課長	佐藤泰将		

令 和 2 年 第 4 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第２号）

令和２年６月２６日（金曜日）

日程第　１　諸般の報告
日程第　２　行政報告
日程第　３　（総務文教厚生常任委員会審査報告）
　意見書案第１０号　選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について
日程第　４　（総務文教厚生常任委員会審査報告）
　議　案　第５３号　上士幌町ふるさと納税・地方創生基金条例の制定について
日程第　５　報　告　第　３号　株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告について
日程第　６　報　告　第　４号　株式会社Ｋａｒｃｈの経営状況の報告について
日程第　７　報　告　第　５号　専決処分の報告について
日程第　８　議　案　第５８号　上士幌町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第　９　議　案　第５９号　上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０　議　案　第６０号　上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１　議　案　第６１号　上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２　議　案　第６２号　令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第４号）
日程第１３　監報告　第　３号　例月出納検査報告について
日程第１４　閉会中の継続調査の申出について

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前１０時００分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長）　議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、６月19日午前９時より、委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

１点目は、日程第１、諸般の報告でありますが、伊東久子議員が、北海道町村議会議長会第71回定例総会で自治功労者として表彰されましたので、議会運用例第147条の１の規定による報告と、第147条の２の規定による伝達式を行いますので、ご協力をお願いいたします。

２点目は、日程第14、閉会中の継続審査の申出についての後に、７月19日をもって任期満了となる、早坂晴雄農業委員会会長より退任の挨拶がございますので、ご承知おきお願いいたします。

以上、議会運営委員会の議事運営の報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、諸般の報告を行います。

議会議員の表彰の報告と伝達を、議会運用例第147条の１及び第147条の２の規定により行います。

去る６月16日の北海道町村議会議長会第71回定期総会が、書面開催により終了いたしました。

その中で、本町議会から伊東久子議員が自治功労者に表彰されましたことをご報告申

し上げます。これよりその表彰の伝達を行います。

ここで暫時休憩いたします。

（午前１０時０２分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０４分）

○議長（杉山幸昭議長）　以上が諸般の報告であります。諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の１第１項の規定によりこれを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前１０時０４分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０５分）

◎行政報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第２、行政報告を議題といたします。

説明員より報告の説明を求めます。

佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　第47回北海道バルーンフェスティバル開催中止につきましてご報告申し上げます。

1974年、昭和49年に上士幌熱気球フェスティバルとしてスタートしました北海道バルーンフェスティバルにつきましては、町民の皆様をはじめ町内外の関係機関、諸団体、スポンサー企業等と多くの皆様のご理解とご協力、ご支援を賜る中で、昨年まで46回の歴史を重ね、十勝そして北海道の夏のイベントとして定着しているところでございます。

特にこの間、町内一円及び近隣の町もエリアとして、基幹産業の農家並びに農業機関の皆様の絶大なるご理解とご協力により、開催してきているところでございます。

さて、このたび発生いたしました新型コロナウイルス感染症は、国内、世界的に猛威を振るい、経済的、社会的に大きなダメージをもたらしております。感染状況については、ピークは過ぎたものの、しばらくはこの新型コロナウイルス感染症と共存していかなければならないとされております。このような情勢の中、道内、十勝管内におきまし

て、大小様々なイベント開催中止となっており、町内のイベントも複数が中止になっている状況にございます。

そこで、今年で第47回を迎えます、北海道バルーンフェスティバルにつきましては、約２万人を超える町内最大のイベントであり、町民の安全・安心はもとより、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年は書面開催とはなりましたが、去る５月19日付をもちまして、北海道バルーンフェスティバル組織委員会総会におきまして、正式に開催中止を決定とさせていただいた次第でございます。

なお、夏の大会では過去に開催中止がございましたが、ちょうど10年前、宮崎県で発生いたしました牛の口蹄疫が確認された際の、第37回大会に続いての２度目となります。

以上、今年の第47回北海道バルーンフェスティバル開催中止につきまして、この場をお借りしまして、町民の皆様、議員の皆様への中止のご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、課長のほうからフェスティバルの中止という部分で、これ本当に北海道の中でも、特に上士幌においても非常に伝統ある、本当にまちづくりのひよの核にもなっているイベントだというふうに認識しております。

残念ながら、本当に苦渋の選択で中止したかと思いますけれども、やはり出店に期待している業者なり、また多くのバルーンニスト含めて、地域も含めて、この部分についてはやはり残念だなという認識があるかと思います。

その部分含めて、この影響という部分については、これからまた出てくるかと思いますけれども、本当に課題とかまたその対応について苦慮するかと思いますけれども、今、特に影響等含めて感じている部分についてあれば、一言でもいただければありがたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　今回のバルーンフェスティバル中止に伴いまして、町内事業者への影響は多大であるというふうに認識しております。

先ほど申し上げましたとおり、第37回の大会開催中止のときにも、町内事業者等の影響額調査をしたように記憶がありますが、数千万円の影響が出ていたというところを認識しております。

夏の大会は中止にしたんですが、冬の大会はぜひ開催していこうということで、その

辺は予算拡充で対応していきたいというふうに考えておりますが、夏の大会で直接的に影響を受ける事業者さんもまさにおりますので、少しでもそういったところを、冬で少しカバーできる分はカバーしていきたいなというところで考えております。

なお、夏、毎年Ｔシャツを作ってございますけれども、このＴシャツは今年作っていきまして、その売上げの一部を、このコロナの影響を受けた一部地域還元という形で、具体的にまだ定まっておりませんが、例えばこども園にマスクの配布とかそういったことで、Ｔシャツを作りながら、一方でコロナに対する地域貢献ということでは、実施していきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、状況の報告と影響にある部分を含めて知ることができました。

本当に大変な時期だと思いますけれども、そういう課題含めて、ここで希望言うわけではないんですけれども、ぜひそういう対策含めてお願いできればと思いますし、やはりこの影響についてはきちっと捉まえておくと、そういう教訓も必要だと思います。そんなことも含めて今、報告いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　答弁はよろしいですね。

ほか、ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で行政報告に対する質疑を終結いたします。

これをもって行政報告を終わります。

◎意見書案第１０号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第３、総務文教厚生常任委員会審査報告を行います。

意見書案第10号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長、３番、伊東久子議員。

○総務文教厚生常任委員長（伊東久子議員）　総務文教厚生常任委員会より、付託事件審査報告をいたします。

本委員会に付託されました事件につきましては、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上士幌町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

審査事項、意見書案第10号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出につい

て、令和２年の６月９日に付託を受けております。

審査年月日は、令和２年の６月11日、１回でありました。

審査場所は議場で行いました。

審査の結果、当委員会は、意見書案第10号の審査に当たり、提案議員から趣旨説明を求め、質疑、聴取による審査を行ったところ、全会一致をもって原案可決すべきものと決定したことをご報告申し上げます。

以上で、総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより意見書案第10号に対する討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、意見書案第10号に対する反対の討論を行います。

次に、本案に対する賛成の討論を行います。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について、このことについて、委員長は採択すべきとして決定しましたが、私も委員長採択に同意いたし、賛成討論をさせていただきます。

意見書の趣旨は、現行民法750条についての規制の改正を行い、選択的夫婦別姓制度を法制化するところにあり、平成27年12月16日判決で示された現民法の違法性は示されなかったところです。

しかし、このたびの意見書にある事例等も含めて、女性の社会進出は著しく進んでいます。女性の氏を変更することにおいて、現行の夫婦の同氏制は、夫婦の婚姻前の氏を通称として使用することまでは許されていないものではないとしていますが、この制度のままでは、現行の社会運営の中でも、結婚、婚姻等に係る課題が生じるところです。

さきの最高裁の裁判でも、15名の裁判官のうち５名が現民法においては違憲と判断した裁判官がいます。そのことは、現状の社会背景を捉えている判断でもあり、このことを含めて国会での論議を早期に尽くす必要があると思います。

なお、このような法律の改正を前提とした課題を抱えている意見書の取扱いにおいて、議会は、提案された意見書に示された基本的な課題を理解し、重ねて本案件に対する町民論議の高まりの状況を把握した上で、提案された意見書の取扱いに対応すべき考え方

に立つ必要もあります。

最後に、意見書の提出に関する処理の経過と結果について、議会全体で意見書の提出の事実に感心を持ち、その処理状況を確認し、適宜必要な処置を講じ、住民に対する政治的責任を果たすことが必要です。このような考えの上に、このたび委員長から報告されました意見書の内容を理解し、関係機関に対し、議長名をもって意見書の提出に対し賛成の討論とします。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、意見書案第10号に対する反対の討論を行います。ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、意見書案第10号に対する賛成の討論を行います。ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに討論がありませんので、これをもって意見書案第10号に対する討論を終結いたします。

これより意見書案第10号の採決を行います。

本件は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長）　起立多数であります。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５３号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第４、総務文教厚生常任委員会審査報告を行います。

議案第53号上士幌町ふるさと納税・地方創生基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長、３番、伊東久子議員。

○総務文教厚生常任委員長（伊東久子議員）　総務文教厚生常任委員会より、付託事件審査報告を行います。

本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたし

ましたので、上士幌町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

審査事項、議案第53号上士幌町ふるさと納税・地方創生基金条例の制定について、令和２年６月９日、委員会に付託を受けました。

審査年月日、令和２年の６月11日、１回であります。

審査場所については議場で行いました。

説明員については、竹中町長、千葉副町長、杉原企画財政課長、梶ＩＣＴ推進室長、福原主幹、平岡主幹、老月主査でございます。

審査結果につきまして、当委員会は、議案第53号審査に当たり、町長、副町長、担当課長及び担当職員の出席を求め、質疑、聴取による審査を行いました。

その後、討論を行い、起立採決の結果、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定したことをご報告申し上げます。

以上で、総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第53号に対する討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより議案第53号に対する討論を行います。

まず、議案第53号に対する反対の討論を行います。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　議案第53号上士幌町ふるさと納税・地方創生基金条例について反対討論を行います。

この条例は、企業版ふるさと納税を基金率に活用するための条例であり、反対いたします。

本来、企業の法人税は、国やそれぞれの自治体に納め、国や自治体の税収として福祉、暮らし等の政策に活用されるべきものと考えます。しかし、地方創生事業に民間参画、民間資金の確保を促進するため、2016年度から自治体が計画した地域活性化事業に寄附すると、法人税がそのときには６割軽減される制度としてスタートしましたが、しかし、2019年までの３年間で、3,130件、寄附額総額約66億円と振るわず、軽減の割合が９割に引上げてさらに５年間延長されました。

今回、町が国の認定を受けて企業版ふるさと納税を活用し、その大きな柱としては、１、Society5.0時代を見据えたスマートなまちづくり、２、再生可能なエネルギーを活

用したエネルギー地産地消、３、熱気球のふるさと関係プロジェクト等を掲げて、税金の見込みは約21億円を想定しています。

これらの事業は、総合戦略にも載っている事業ではありますが、町民の総意や合意の下に検討されて進むべきものと考えます。企業納税金ありきで進んでいくのではないかと心配するところです。

以上で反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第53号に対する賛成の討論を行います。

９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　議案第53号上士幌町ふるさと納税・地方創生基金条例の制定に賛成の討論を行います。

企業版ふるさと納税は、正式名称を地方創生応援税制と言い、企業が、地方再生法の認定地方公共団体が実施する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。

企業版ふるさと納税では、企業が、国の認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合に、令和２年度の税制改正にて、これまで最大６割であった税の軽減効果が最大９割に引き上がるなど、地方創生のさらなる充実、強化へに向けた、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税控除割合の引上げ、手続の簡素化など、大幅な見直しが実施されました。

今回の条例制定では、設置目的で、企業版ふるさと納税を財源として地方創生の推進により、誰もが健康で安心、充実して生涯を送ることができるまちづくりを進めていくためとあります。私は、この目的達成のためにこの制度を最大限に活用することを期待し、この条例に賛成の討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第53号に対する反対の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第53号に対する賛成の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに討論がありませんので、これをもって議案第53号に対する討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

本件は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長）　起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎報告第３号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長）　日程第５、報告第３号株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　報告第３号株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定によりご報告いたします。

事業報告書の１ページをご覧ください。

令和元年度第３期事業の概要ですが、大きく３つの事業を柱として実施しております。１つ目には、地域包括ケアの充実事業、２つ目には、生涯活躍の場創設事業、３つ目には、移住希望者募集事業の３事業でありますが、今期は、無料職業紹介事業やふるさと納税推進業務、まなびの広場運営業務を新たに実施しております。

また、起業家支援センター機能を有する施設ｈａｒｅｔａを８月に開設し、独自事業にも取り組んでいるところであります。

次に、２ページには、第４期である今年度令和２年度において、第Ⅱ期総合戦略に示された基本的視点を重点として取組を進めることとしております。引き続き町の委託事業を実施することとしており、事業計画や売上げ目標などが示されております。

３ページの株式の状況でありますが、前期と変更がなく、資本金、株式の内訳など、記載のとおりであります。

次に、４ページ、今期の事業収益・資産につきましては、新たな事業に取り組んだ結果、売上高は大きく増加し、当期純利益が1,572万5,820円となっております。

続きまして、取締役及び監査役の状況、従業員の状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に、今期の事業実績につきましては、６ページから10ページに記載のとおり、各種事業が実施されております。後半にありますとおり、新たな受託事業や独自事業も展開

していくこととしております。

次に、10ページの今期会議体等報告でありますが、株主総会をはじめ６回の取締役会が、記載のとおり開催されております。

なお、事業の打合せのため、定例会議を週１回開催しているところであります。

続きまして、12ページ、13ページの第３期決算報告書、貸借対照表をご覧ください。

記載のとおり、左側の資産の部合計、右側の負債・純資産の部決算合計がそれぞれ4,622万1,346円となり、貸借が一致しております。

次に、14ページをご覧ください。

損益計算書でございます。売上高は、町受託金の5,710万8,018円と、ふるさと納税事業や人材センターなどの売上げ5,552万3,700円を合わせて、１億1,263万1,718円となっております。売上原価は3,469万4,048円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は7,793万7,670円となっております。この金額から、販売費、一般管理費を差し引いた営業利益は1,894万1,687円となっており、ここから営業外収益と起業家支援事業などの補助金収入である特別利益を加え、さらに特別損失を差し引くと、税引前当期純利益が2,311万6,850円となります。法人税、住民税及び事業税を差し引きまして、当期純利益は1,572万5,820円となっております。

続いての販売費及び一般管理費の内訳、16ページの株主資本等変動計算書、次のページの個別注記表はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上を持ちまして、令和元年度株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより報告第３号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　ただいま課長のほうから、細かく経営状況の報告を受けさせていただきました。

地方自治法で定めている、この法に基づいた議会報告という形で、今されていただきましたが、できれば町民サイドに立った場合、これきっと株式会社Ｋａｒｃｈの総会資料かなというふうに認識していますけれども、そんな形で、まず認識についてはそういう形でよろしいでしょうか。それと併せまして……

（「Ｋａｒｃｈじゃないです、株式会社のほうです」の声）

○８番（江波戸　明議員）　大変失礼しました。訂正させていただきます。大変申し訳ありません。

Ｋａｒｃｈの総会……

（「Ｋａｒｃｈじゃなくて、株式会社かみしほろです」の声）

○８番（江波戸　明議員）　すみません。ちょっと勘違いしまして、生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告というふうに認識していますけれども、この地方自治法に基づいた議会報告という認識、重ねてしているところありますが、これきっと総会に基づいた資料を提出していただいたなという認識しております。その分については、資料として大変分かりやすくて、我々についても理解できるかと思いますけれども。

これを受けて、ちょっと僕も不勉強で分からなくなりますけれども、この中で、報告内容については法令で基づいているという部分ありますけれども、きっとこの分については、町がこれを受けて、状況を受けて当然、生涯活躍のまちづくり会社の報告を受けて何らかのコメントをつけたり、この状況について、改めてかみ砕いて議会に報告するのかなと認識したんですけれども、これ、その後の報告の仕方についてどうあるべきか、きっと町の対応してきた考え方についても入らないと、議会報告らしくないんじゃないかなというふうに認識するんですよ。

ただ総会資料だけでありましたら、資料でぽんともらってもそれを認識という分になりますけれども、町の考え方も併せて報告いただければ、意味がちょっと分かってくるかなと思いますけれども、そこら辺についてご質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　ただいま江波戸議員のほうからありました、自治法に基づくという部分でございますけれども、243条の３第２項の規定に基づきまして、いわゆるこの会社、町の出資が50％以上ということで、今回のように報告をさせていただいているということが法の定めでございます。

また、自治法の施行令等によりまして、そこに報告するものとして株主総会等の議案ということで、決算状況等を報告するものということで定められているところでございます。

それで、議員のほうからありました、町のコメントということでございますけれども、そこのところについては法的な決めはないんですけれども、先ほど報告させていただいたように、定期打合せ会議等で、その状況を把握しながら行っているところでございまして、特にこの会社の運営状況につきましては、やはりそこの法人の取組ということが大切でございますので、町のほうとしては状況を把握しているということでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、ありますか。

10番、馬場敏美議員。

○１０番（馬場敏美議員）　今、江波戸議員のほうから出た部分の中で、町の今後の見通し等含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

ただいま報告ありました、当期純利益が1,572万5,820円と出ていますけれども、この数字についてなんですけれども、販売費及び一般管理費が6,279万1,682円計上されています。この中には町の研修派遣の人件費等は含まれていないと思うんですけれども、これとの関係の中で、今後、まだ３年目ということで、経過段階だとは思うんですけれども、その人件費も含めたときにどうなるのかということで、もし、大まかでもいいんですけれども、この販売費及び一般管理費の中にそのものが含まれるとしたら、おおよそこのぐらいになりますみたいなところを知らせていただけるかどうか、もし知らせていただけるのであればお願いしたいなと、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　すみません。今の純利益の部分と人件費を計算した場合どうかというご質問でございますけれども、現状においては、いわゆるこの会社のプロパー職員の方がいらっしゃいます。それは会社の賃金の規定に基づいて支出しているところでございますけれども、大体とんとんになるんではないかというふうに思いますけれども、正確には計算はしていないところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　私も取締役として会議等に参加しておりますので、若干補足させていただきたいと思いますが、今、課長が説明したとおり、町からの研修派遣の関係の人件費をおおよそ考えてみますと、大体、今、課長が言ったようなことになるんですが、状況としては、ご承知のとおり町職員、正職員の派遣と、あと残る３人は地域おこし協力隊という国の制度を使わせていただいて、その方を派遣しているということなんですが、ご承知のとおり、協力隊については３年間の期限でございまして、実際に今年６月末で３年間の任期を終えた協力隊員がおりますけれども、その隊員については、そのまま今度は会社の社員として採用して、引き続き事業推進に当たるということになっている状況でございます。

いずれにしても、将来的にはそういったことが徐々に発生してまいりますから、やはり会社としてもしっかりとした経営方針に基づいて経営をしなきゃならないということになりますけれども。いずれにいたしましても今後もそういった、会社としては町の委託事業だけではなくて、今、独自事業もいろいろと模索をして、具体的に動いてきているということもございますので、そういったところでしっかりと収益も上げる事業も行いながら、しっかりとした会社の経営ができるように、そういったことで進めていく。

私も取締役の立場で、これからも意見反映していきたいと思っていますし、そういう方針で臨んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　10番、馬場敏美議員。

○１０番（馬場敏美議員）　このまちづくり会社については、町長が常々一般の株式会社とは違うんだということで、地域のまちづくりをやっていく、そこを担っている会社なんでということを言われていまして、この３年間の中で少しずつですけれども、その変化が町全体の中で見えてきたのかなと、私もそのように理解しています。

ただいま答弁あったように、人件費含めてちょんちょんということになると、会社の維持というところで非常に厳しいのかなと、そんなふうに思うんですよね。そうなると、やはり町として、何かの支援をしながら継続的にこの会社を支えていかなければならないのかな、そんなふうに思うんですけれども、そういう観点に立ったときに、町の中期的な、まちづくり会社に対する方向性みたいなの現状をどのように考えているか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　現状、この会社が３年たってまいりましたけれども、やはりスタートの時点では、手探りの中でやってきたところも正直あったと思いますが、この事業を重ねる中で、確かにこの事業そのものを、各担当がしっかりと次のステップという、ステップアップさせていくという、非常に前向きな姿勢で取り組んでおりまして、そのことが、しっかりと委託事業は委託事業として実施をすると、それで結果を出していくということはもちろんですけれども、先ほども申し上げたとおり、新たな独自事業もさらに展開していこうと、非常に積極的な動きがございます。

ですからそれぞれの事業も、私自身が見ていても毎年進化をするという、進化という表現がいいかどうか分かりませんけれども、確実に進化を遂げて、次のステップに動いているというふうに、私自身も認識をしているところでございますので、そういう意味ではまだ３年ということでありますけれども、今後、４年、５年に向けては、そういった事業をいろんな反省点に立って、課題も把握をしながら、その課題を克服して、さらにまたステップアップした事業展開にしていこうと。その辺は、会社内部でもそういった議論はされておりますし、ご承知のとおり人材センターなんかも非常に盛んに、町内のいろんなニーズに応えて、作業をやっているということがありますので、その辺、十分踏まえながら、今、中期でここまでということは申し上げられませんけれども、確実に今の既存の事業を拡大、充実させて発展させていくと、その視点に立って今、動いて

いるということについては、ご報告を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　いいですか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　令和元年度の事業報告については、新しい事業も含めて進められておるんですが、この中で、今年度の事業についての説明もあるんですが、委員会の中でも質問させてもらったんですが、今年度の事業にしても委託費は当初予算で議決していますので、その中で今年度できる事業と、それからもう進んでいる事業もあるかと思うんです。その点について、委託事業の精査といいますか、コロナの関係でされているのかどうか質問いたします。

既に動いている事業もありますので、マッチングシステムはかなり精力的に動いているなというふうに感じているんで。例えば、総合講座、塾に向けた感じはちょっと厳しいのかな。その辺についての精査を行われているのか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　ご質問のとおり、やはり今のこの新型コロナの関係で、大勢集めて、いわゆる３密の状態をつくることはできませんので、今のところは実は、その辺の状況を見極めているということでございまして、少なくとも昨年度であれば、７月にも第１期の塾を開催をしてきたという経緯がございますけれども、今年はその辺はもう少し、コロナの状況を把握しなければならないだろうということで、その辺のところ動きを見ながら、動ける段階になれば動いていこうということは、内部的には議論しておりますけれども、そういった意味ではまだ、最初申し上げたとおり、たくさん参加をいただく事業については、今のところはちょっと様子見ということでございまして。

一方では、人材育成事業ですとかそういったものについては、動けるところはどんどん今、実際に活発に動いているという状況でございますので、今段階でこうすることになっているということではありませんけれども、まだ様子見の段階にあるということでのご説明とさせていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　最終的に委託費の関係等も出てくると思うんですが、この中でいろいろな人件費等も含めた形、積算根拠の中にあると思うので、実際に事業が行われなかったりした場合に、このまちづくり会社に対しては損失も出てくるんではないかなという、ちょっと心配もするんですが、委託費をそのまま全部支払うならそれは問題ないんですが、やらなかった事業について、もちろん町に返還しなきゃいけないと思うん

ですけれども、その辺についての見込みと、それから先ほどの馬場議員の質問にもありました、町から出ている、地域おこし協力隊についてはいいんですが、正式に新しく社員に昇格した方がおりますと聞きました。そういうふうになると、社員の経費そのものを生み出す努力しなきゃいけないので、この委託費の中でいろいろ組みながらやっていたと思うんですが、その委託費の関係と、実際に事業を行わなかった場合の金額の流れがこれからどうするのか心配ですが、その辺についてどうなのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　まだ、先ほど申し上げたとおり様子見ということでありますから、年度内にどこまでそういった事業展開ができるかということは、現時点では何とも申し上げられませんけれども。

おっしゃるとおり、状況的に非常に厳しい状況でありますので、当然のことですけれども、事業報告、結果報告受けて、その内容に基づいて精査をし、しかるべき、例えば返還をいただく場合は返還いただく、これは通常の団体もそうでありますけれども、そういった形で進めたいと思っておりますが、議員おっしゃるように、人件費等々の部分もございますので、その辺は十分、行政のほうとしても会社とも協議をしながら、そういったところの精査に当たっていきたいなというふうに思っていますので、現時点では、どうのこうのとちょっと申し上げられませんけれども、十分その辺は把握はもちろんですけれども、会社のほうと協議をしながら、町としての判断をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、ありますか。

７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　この決算書を見せていただいて、３年近く経過して、会社も２部体制を取り、売上高を見ても、内訳見ても、町の売上げが９割以上を占めていた前年と比べたら、かなり会社のていをなしてきたかなというふうに私は見ておるんですけれども、大体50％ぐらいの一般の売上げがあって、努力の成果が見える。私としては、今期が一番第１期というか、今までの変な形じゃなくて、ちゃんとした形で体制も事業も多数生まれてきて、会社のていをなしてきている第１期かなと、私は思っているんですけれども。

今回から、あと半期ごとに業務別の売上高とか、町の受託とか、そういうのをちゃんとした報告書で上げてほしいなという、ちょっと私は思っています。そうでないと、ちょっとここの文章読んでいても、なかなかどの業務がどうなっているのかというのも、大きさも進捗状況もちょっと分かりづらいので、そういった報告書を今後お願いしたい

なというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　そのいわゆる部門ごとのということでございますけれども、町の受託事業につきましては、ご承知のとおり委託事業ですので、その予算ですとか、その事業報告におきまして、幾らの金額で契約し、決算は幾らですという形で、その状況についてはご承知いただけるかというふうに思います。

先ほど、江波戸議員のほうから、じゃ、法的な部分ということでご質問いただきました。一応、法的な部分でいけば、やはり会社の独立性といいますか、そういう経営という部分もありますので、じゃ、その50％出資している部分が、どこまでそこのところにということが、いわゆる町のほうとして、そこに関与できるかというところにもなるんですけれども、そういったことも勘案しまして、法的にはこの報告の部分につきましては、いわゆる株主総会の資料ということで、一応なっているということでございますので、そういった会社の部分につきまして、ご質問といいますか、ご要望のありました件につきましては、会社のほうとも相談しまして提出できるものであればしていくということで、ご了承いただければというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、ありますか。

（発言する声なし）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって報告第３号に対する質疑を終結いたします。

これをもって報告第３号については報告済みといたします。

ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前１０時５４分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時０６分）

◎報告第４号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長）　日程第６、報告第４号株式会社Ｋａｒｃｈの経営状況の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　報告第４号株式会社Ｋａｒｃｈの経営状況の報告につきまして、

地方自治法第243条の３第２項の規定によりご報告申し上げます。

別紙、第２期事業報告書の２ページをご覧ください。

株式の状況ですが、資本金は840万円で、上士幌町をはじめ３つの企業、２つの金融機関で記載の株式を発行しております。

事業収益・資産の状況ですが、2019年度の売上高２億3,922万4,672円、営業利益3,414万8,300円、経常利益3,966万72円、当期純利益2,719万4,972円、純資産3,816万6,732円となっております。

次の取締役・監査役については記載のとおりでございます。

続きまして、３ページの事業内容についてです。

株式会社Ｋａｒｃｈは、地方創生や観光先進国を目指す国の動きや、観光による地域経済の活性化を図るため、観光地域商社として2018年５月28日に設立されました。「新たな価値をビジネスに」を合い言葉に事業を推進しております。

2019年度事業としては、かみしほろ電力事業、昨年４月27日にリニューアルオープンいたしましたナイタイテラスの営業、そしてＤＭＯ事業を中心に事業展開しております。

かみしほろ電力につきましては、酪農家や町内需要家の契約増加によりまして、売上げも堅調に伸びているところでございます。また、ナイタイテラスにつきましては、当初計画を大幅に上回るお客様にご来場いただけ、13万7,000人に達することができました。ＤＭＯにつきましては、昨年８月ＤＭＯ候補法人登録が完了しており、引き続き正式な法人登録に向けて事業展開を進めていくこととなります。

続きまして、４ページの事業計画についてです。

2020年度売上げにつきましては、新たに道の駅が加わり、売上げベースで４億7,000万円を見込んでおります。内訳につきましては、道の駅、ナイタイテラス、かみしほろ電力と、それぞれ記載のとおりとなってございます。

今期は、新型コロナウイルス影響により、かなり厳しい運営が強いられることとなりますが、そのような中でも利益を出しながら、地域経済発展に寄与することとされております。

続きまして、決算報告書の説明となります。

６ページ及び７ページの第２期決算報告書の貸借対照表をご覧ください。

記載のとおり、６ページの資産の部合計、７ページの負債・純資産の部合計の決算額、それぞれ7,312万7,785円で貸借が一致しております。

次に、８ページ、損益計算書につきましては、先ほどの事業収益・資産の状況にご説明いたしましたが、その内訳はこちらとなってございます。

次に、９ページ、販売費及び一般管理費の計算内訳、たな卸資産の計算内訳は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、10ページ、株主資本等変動計算書につきましては、資本金は840万円で変動なし、利益余剰金につきましては、当期純利益2,719万4,972円分が増となっております。純資産の合計につきましては、当期首残高1,097万1,760円より当期純利益分2,719万4,972円分が増額変動となり、株主資本合計の当期末残高は3,816万6,732円でございます。

続いて、11ページ、個別注記表は記載のとおりでございます。

続きまして、12ページから14ページにかけては、ナイタイテラス、道の駅のメニューについて、参考として添付させていただいております。

以上をもちまして、株式会社Ｋａｒｃｈの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより報告第４号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、株式会社Ｋａｒｃｈの計算等含めて、経営状況について報告いただきました。

ＫａｒｃｈもDMOの候補になったという部分で、一つの話題になったという部分ありますけれども、これからDMOについては観光づくり推進法人という形で、３年に１回のチェックもあったり、いかに地域の観光に主体的に対応できるか、そういうことが試されるという部分になるんだと思いますけれども、今回、町のほうも３件ほどの委託調査、先般頂いたんですけれども、こういうことを含めて、本当に対応できる人材の確保という部分についてこの報告の中で見えなかったもんですから、そういう部分と、DMOに向かっていくとしたらどのような行程で考えているか、ちょっとこの報告書の中でも見えなくて、当面ナイタイ、それから道の駅の営業等について主体が置かれるかと思うんですけれども、そこら辺について当面の見込み、DMOにという部分ですごくそれを売りにしていますから、そういう部分を含めてちょっと確認したいと思いますけれども、それについて町のほうで考えている部分についてと、それから方向性、共有している部分ありましたら、ぜひ報告をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　ただいまのDMOに関しましてですが、まさに観光地経営を行っていくそのかじ取り役が、この株式会社Ｋａｒｃｈが担っていくということの動きで、昨年DMO候補法人登録に申請をして登録になったと。

今後につきましては、正式なDMOの登録に向けて動くということで、DMOの登録

にはそれぞれ要件がございますが、その要件をクリアするためにも、今年も事業展開をしていくわけですけれども、今年についても地方創生推進交付金を活用しながら、事業を展開することとなっております。

昨年、委託の話もございましたが、今年も委託業務を発注をしております。主な委託業務については５つございますが、１つは、DMOとしてのマーケティング調査、２つ目に町内旅行商品、体験商品、販売システム構築、３つ目に再生可能エネルギー100%まちづくりガイドコースの作成、これは、本町、バイオガスがございますので、そういったエネルギーの地産地消を含めたガイドコースも含めて、造成していこうという内容になっております。

４点目に観光人材創出事業、これは、本町で必要な人材を確保することで、まちづくり会社と連携をしながら行っていくことで考えておりますが、募集活動やプロモーションについては株式会社Ｋａｒｃｈが行うと、地域での人材マッチングについては活躍のまちが行っていくといった内容のものでございます。５点目は、道の駅を拠点とした観光プロモーション事業と、こういった５つの委託業務で今年行っていくということで考えておりますが、この総事業費が約3,100万ぐらいになりますけれども、２分の１は国の地方創生推進交付金を頂きながら行っていくと。

ただ、今年のコロナの状況によりまして、一部、計画どおり進まない部分も出てきておりますので、その辺は軌道修正をしつつ、地方創生交付金についても変更をかけながら行っていかざるを得ないという状況になっております。

それで、先ほど江波戸議員のほうからもありました、これを担っていく人材の確保というところで、先日の常任委員会のほうに参考人で若杉社長に来ていただいた中で、その辺の人材確保の点についても答弁されていたかと思いますが、道の駅、ナイタイ等々の人材については、今、シェフを含めて確保できていますけれども、なかなかこうった事業の人材の確保がしきれていないといった答弁もあったかと思いますが、いずれにしても、このＫａｒｃｈの観光地経営を担っていくという重要な役割は、本町にとっても重要なところでございますので、この辺については、Ｋａｒｃｈのほうでもしっかり人材を確保しながら、進めていっていただきたいといふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　ただいま課長のほうからも報告の詳細についていただきました。

やはり人材が一つ、特に観光については人材が、やはりまちづくりの中核にならざる

を得ないというふうに僕は認識していますし、上士幌町のよさをきちっとその人材が知って、展開していくということも必要だなと思います。

そんなことを含めて、やはり先ほどもあったように、当面は人的な支援とか含めて対応していますし、今のところ財政的には黒字という形で出していますけれども、やはりかなりこの１年間、道の駅、それから前に、国側の松田先生からの講演の中でも、３年間の分は伸びていくけれども、その後どうなるかというのはやはり大事なことだよと。

その点検も含めて、我々も見ていこうと思いますけれども、本当に一つの町のシンボル的な施設でありますし、関わっている観光については、町の主体的な基幹的な産業でありますから、そんなこと含めて、また町のほうでもきちっと対応していただきたいと思いますし。特に今回、このコロナの影響で、休業の保障というものも出てくると思います。そんなこと含めて、町の財政にはこのことについても影響してくる部分もあったりしますから、そんなこと含めて少しでも自立に向けた対応と、それから観光の一つの本当に大きな推進役という部分も含めて、町としても注視しながら支援していただければと思います。

ここで、質問でこんなことを言ってもいいかどうかは別にしましても、そういう期待感は町民にたくさんあると思いますので、その点、今の報告受けながら感じましたんで、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　江波戸議員、答弁はいいですか。

佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　ただいま議員のほうからもありましたとおり、町民の関心も非常に高いというところも、当然、認識をしているところでございます。

道の駅、３年間はお客は来るかもしれないですけれども、それ以降が厳しいというところで、先日、札幌の寒地土木研究所の松田先生にも実はお越しをいただいて、いろいろ運営のアドバイス等いただいたところでございますけれども、今後ともそういった先生のアドバイスも受けながら、町もＫａｒｃｈにただ任せるのではなくて、その辺、Ｋａｒｃｈとも協議、連携を取りながら進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　人材確保の関係でも今、ご意見がありました。

非常にこの時代、優秀な人材を確保するというのは非常に難しい部分があるわけでありますけれども、そういった中でも、会社としてもしっかりと今、そういった人材確保に向けて様々な動きをしております。

昨年度、私も実は社長さんとご一緒して動いた経過がありますけれども、そういった点については、行政としてお手伝いできるものはしっかりとお手伝いをさせていただいて、できるだけそういった人材確保に向けてもお互いに協力し合って、動けるようなことだったら今年度もさらに進めていきたいなと思っておりますので、ご報告させていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、ありますか。

７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　すみません、４ページ目のところで、ナイタイテラスの売上げについて、この前、若杉さんから消費税分云々というご説明があったんですけれども、その部分、先ほどちょっと伺ったところで、やはり説明に誤解があるのであれば、全議員に言っておいてもらいたいなと思いまして、改めて質問させていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　売上げの関係で、この間の総売上げの合計に合わないというところかと思いますが、別紙資料の３ページ目のところになるかと思いますけれども、かみしほろ電力については、売上げは１億1,700万、ナイタイテラスについては、指定管理料を除いて7,464万円、これに指定管理が1,034万円です。今、その分は口頭で申し上げます。1,034万円です。町の受託事業が、ＤＭＯ関係等々で記載のとおり2,650万円、これを足すと1,000万合わないという話がこの間の質問だったかと思いますが、若杉社長のほうで、消費税分という答えをしていたかと思いますが、再度、私のほうもＫａｒｃｈのほうに確認をいたしまして、その内訳については消費税分ではなくて、違う分の売上げがあるということで確認しておりますので報告いたしますが、約1,000万分の内訳として、910万円ほどが、実は国のマイクログリッド事業、町と株式会社が一緒になってやっている分がありまして、この売上げが910万円入っているそうです。

当然、この分の支出が出てくるわけですけれども、この支出については、議案の資料の９ページ目、販売費及び一般管理費の計算内訳の下から４番目、業務委託費に1,523万2,149円、この中に支出分が入っているそうです。約910万の売上げに対して支出は約850万ほどだそうです。その差引き約50万ほどがＫａｒｃｈの売上げにはなっているということの確認です。

先ほどの1,000万のうち、910万がこのマイクログリッド分ですが、残りは約60万円が旅行業の売上げになっているとのことです。あと40万ほどについては雑収入ということになっておりまして、それらを足しまして、先ほどの３ページ目の総売上高２億3,922万4,672円の合計になるということでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　中村議員、いいですか。

ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって報告第４号に対する質疑を終結いたします。

これをもって報告第４号については報告済みといたします。

◎報告第５号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長）　日程第７、報告第５号専決処分の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

（午前１１時２４分）

○議長（杉山幸昭議長）　再開いたします。

（午前１１時２４分）

○議長（杉山幸昭議長）　専決処分の報告をお願いいたします。

佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　ただいま上程されました報告第５号専決処分の報告について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

令和２年５月15日に発生しました公用車駐車場における車両物損事故について、地方自治法第180条第１項の規定により、令和２年６月10日付で専決処分を行い、相手方と示談の合意について取り交わしたところでありますが、損害賠償の額の決定及び和解について、同条第２項に基づき議会に報告するものでございます。

専決処分の内容につきましては、専決処分書をご参照願います。併せて報告第５号関係の資料、事故発生状況略図もご参照ください。

１の賠償の相手方は記載のとおりであります。

２の事故の概要でありますが、令和２年５月15日午後４時35分頃、商工観光課職員が、役場庁舎北側の公用車駐車場から車両を移動させるため後退した際に、後方に駐車していました相手方の車両後部に接触し、破損させたものでございます。

和解の内容でありますが、（１）損害額、町の損害額は、11万8,932円とする。相手

方の損害額は、10万3,741円とする。内訳は、車両修理代９万541円、代車補償料１万3,200円であります。（２）過失割合、町の過失割合は100％とする。（３）損害賠償額、町の損害賠償額は、相手方の損害額の100％である10万3,741円とする。（４）決裁の方法、町は相手方に10万3,741円を支払う。（５）その他、今後本件に関しては異議申立てをしないこととする。

なお、当課職員に対しては安全運転及び車両管理について注意を促し、再度、徹底を図ってまいります。

以上、報告第５号をご説明させていただきました。ご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより報告第５号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって報告第５号に対する質疑を終結いたします。

以上で、報告第５号については報告済みといたします。

◎議案第５８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第８、議案第58号上士幌町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

青木町民課長。

○青木弘彦町民課長　ただいま上程されました議案第58号上士幌町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

例規集は、第６編財務、第３章町税となります。

今回の改正理由につきましては、令和２年度税制改正に基づく地方税法等の一部改正に伴い、上士幌町税条例等の一部を改正するものであります。

改正する条例は、上士幌町税条例（昭和29年条例第１号）、上士幌町税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）、同じく（平成29年条例第２号）、（平成30年条例第21号）、（令和元年条例第11号）となります。

資料は、議案第58号関係１の一部改正の概要及び議案第58号関係２の新旧対照表をご参照ください。

それでは、一部改正の概要資料を基にご説明させていただきます。

なお、資料に記載されております法は地方税法、令は地方税法施行令、条例は上士幌

町税条例となります。

まず、（１）個人町民税についてです。

１と２につきましては関連がありますので、併せて説明させていただきます。

非課税範囲及び所得控除の改正として、非課税措置対象者にひとり親を加え、30万円の所得控除を適用するものであります。

ひとり親とは、次の要件の全てを満たす者で、（１）婚姻歴の有無及び性別にかかわらず、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者であること。（２）前年の合計所得金額が寡夫と同等の所得制限である135万円以下であること。（３）住民票の続柄の欄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」の記載がないことであります。

この規定は、令和３年度以後の年度分から適用することとなります。

次に、３、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の改正についてです。

農業を営む個人が飼育した免税対象飼育牛を、家畜市場等において売却した場合の、所得に係る個人町民税の所得割を課さないこととする特例の適用期限について、令和３年度までとなっているものを３年間延長し、令和６年度までとするものです。

この規定は、条例公布の日から施行することとなります。

２ページ、（２）固定資産税です。

１、納税義務者の改正として、みなし所有者の対象を拡大します。

現在、災害により所有者が不明な場合については、使用者を所有者とみなして固定資産税を課すこととしていますが、今回の改正では、市町村が調査を尽くしても所有者が明らかとならない固定資産に使用者がいる場合については、災害の有無にかかわらず、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことができるとするものです。

この規定は、令和３年度以後の年度分から適用することとなります。

次に、２、現所有者の申告の改正として、現所有者の申告が義務化されます。

登記簿上の所有者が死亡した場合、相続人等の現所有者は、自分が現所有者であると知った日の翌日から３月を経過した日までに、自分の住所、氏名等について町長に申告しなければならないこととなります。

この規定は、条例公布の日以後に現所有者であることを知った者について適用することとなります。

次に、３、再生可能エネルギー発電設備に係る特例の改正として、減額割合を改定します。

特定再生可能エネルギー発電設備のうち、中小水力発電設備について、当該設備に係

る固定資産税の軽減率を、現行の３分の２から４分の３に改定するものです。

この規定は、令和２年４月１日から令和４年３月31日までの間に新たに取得されたものについて、取得年の翌年度分から３年度分適用することとなります。

３ページ、（３）町たばこ税です。

軽量な葉巻たばこの課税方式の改正として、重量比例課税方式を適用している葉巻たばこのうち１グラム未満の軽量なものにつきましては、本数課税方式を適用するものです。

この規定は、令和２年10月１日から段階的に施行することとなります。

次に、（４）還付加算金等についてです。

還付加算金の割合等について、国税に準じ割合の引下げを行うものです。還付加算金については現行は特例基準割合、これは平均貸付割合年0.6％に１％加えたものであり、令和２年は年1.6％となっています。改正案では、還付加算金特例基準割合となり、平均貸付割合年0.6％に0.5％を加えたものとなり、年1.1％となります。

以下、延滞金における徴収の猶予を受けた者と納期限の延長を受けた者に関して、同様の率となります。

この規定は、令和３年１月１日から施行することとなります。

最後に（５）その他として、法等の改正に伴い、その他所要の規定の整備並びに引用条項及び文言の整理を行うものであります。

以上、提案理由と内容をご説明申し上げました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第58号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第58号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第９、議案第59号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

青木町民課長。

○青木弘彦町民課長　ただいま上程されました議案第59号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

今回の改正理由につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に基づく地方税法等の一部改正に伴い、上士幌町税条例の一部を改正するものです。

資料は、議案第59号関係１の一部改正の概要及び議案第59号関係２、新旧対照表をご参照ください。

それでは、一部改正の概要資料を基に説明させていただきます。

まず、（１）個人町民税についてです。

新型コロナウイルス感染症に係る税額控除の特例の創設等ということで、コロナの影響によりイベントを中止した主催者等に対する払戻請求権を放棄した者へ寄附金控除が適用されます。

中止された文化芸術・スポーツイベント等について、その入場料金等の払戻しを受けないことを選択した場合は、当該金額を寄附したものとみなし、税額控除を適用するものです。

要件としては次の２点です。（１）対象となるイベント等は、主催者等が文化庁又はスポーツ庁に申請をし、指定を受けたものに限ること。（２）払戻しを受けないことを選択した参加者は、対象イベントの主催者等にその旨を連絡し、当該者から指定行事証明書及び払戻請求権放棄証明書を受け取り、確定申告を行うことであります。

この規定は、令和３年度及び令和４年度分に適用することとなります。

次に、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期間が延長されます。

住宅ローン控除の適用期限について、最長、令和15年度までとなっているものを１年間延長し、令和16年度までとするものです。

この規定は、令和３年度以後の年度分から適用することとなります。

（２）固定資産税についてです。

中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例の改正として、軽減対象資産を拡充します。

コロナの影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、中小企業が策定した認定先端設備等導入計画に基づき新規に設備投資した事業用家屋又は構築物に係る固定資産税を軽減し、税額を零とするものです。

この規定は、令和２年４月30日から令和３年３月31日までの間に新たに取得されたものについて、取得年の翌年度分から３年度分適用することとなります。

（３）軽自動車税についてです。

軽自動車税の環境性能割の改正として、環境性能割の臨時的軽減措置の期間を延長します。

コロナの影響に対する経済対策として、自家用軽自動車に係る環境性能割の税率を１％分軽減する特例の期間を６月延長し、令和３年３月31日までに取得したものを対象とします。

この規定は、条例公布の日から施行することとなります。

（４）徴収の猶予についてです。

コロナの影響により、事業等に係る収入に減少があった場合における町税の徴収を猶予するものです。

令和２年２月以降の１月以上の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて一定程度減少した場合は、徴収を１年以内の期間に限り猶予するものであります。

特例として、（１）担保は、不要とする、（２）延滞金は、免除するものです。

この規定は、令和２年２月１日から令和３年１月31日までに納期限が到来する町税に適用することとなります。

以上、提案理由と内容をご説明申し上げました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第59号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第59号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第10、議案第60号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　ただいま上程されました議案第60号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第７編民生、第３章国民健康保険をご参照願います。

提案の理由でありますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和２年３月31日に公布され、同年４月１日に施行されたことに伴い所要の改正を行うものであり、大きく３点の改正を行うものであります。

１点目は、国民健康保険税における基礎課税分の賦課限度額の引上げ、２点目は、低所得者の保険税負担を軽減するため、５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得基準を変更すること、３点目に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となる世帯に対する減免の規定を制定するために、上士幌町国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

次に、改正条文の内容についてご説明いたします。

別紙資料の議案第60号関係の上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第２条２項において、国民健康保険税基礎課税額の課税限度額の医療分について、現行の61万円から63万円に改正し、同条第４項において、介護納付金分について16万円を17万円に改正するものであります。

次に、２ページをご覧ください。

第21条第１項第２号において、課税の軽減判定所得額のうち５割軽減について、軽減基準所得の算出における１人当たりの額28万円を28万5,000円に改定し、同条第１項第３号で２割軽減対象については、１人当たりの額51万円を52万円に改正することで、対

象者の拡大を行うものであります。

次に、附則の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の第４項において、長期譲渡所得の控除の対象に租税特別措置法第35条の３第１項を加え、低未利用土地等を譲渡した場合には、新たに特別控除ができることとするものであります。

３ページをご覧ください。

第５項については、引用条項の整理となります。第14項の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例についてでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる世帯で、令和元年度及び令和２年度分の、令和２年２月１日から令和３年３月31日の普通徴収の納期限の保険料について、保険税の減免の規定を行うものであります。

また、附則の施行期日等、第１項においては、施行期日を公布の日からといたします。ただし、附則第４項及び第５項については、令和３年１月１日から施行するとするものであります。附則の第２項では、附則第４項及び第５項及び附則に１項を加える改正規定を除き、令和２年４月１日から適用するとするものであります。

なお、この改正内容につきましては、本年６月に、上士幌町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認の答申を頂いておりますことを申し添えます。

以上、上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　国民健康保険税の限度額等に引上げについての質問をしたいと思います。

限度額につきましては、ここ数年毎年のように上がっているわけですが、全体的な広域化に関する関係で３点質問したいと思うんですが、広域化になり、激変緩和がされてきましたが、2020年でこの緩和措置はなくなるんではないかというふうに情報もあるんですが、そうすると、町の保険税に影響が出てくるのかと。

それから、２点目は、保険者支援制度がずっと導入されまして、いろんな形で町が数百万もらっているんですが、その中で、健康増進に関わる施策についてはいいんですが、抑制につながるようなことについてはしていないのかどうかと。それは多分、それも結構厳しく判断すると、支援金の対象にもなると思うんで、その辺についての活用の仕方

についての考えについて。

それから、３点目は、今後の保険料についてなんですが、今回の限度額については、現在ある中で、上げれば保険料上げなくてもいいということなんですが、あと、基金との関係でも質問したいと思うんですが、基金は大体4,000万ほどあるという２月の資料の中で見ているんですが、この中から精算する分ですね、29、30に関わったものについて払うのを、令和２年、今年度から基金を崩しながら５年間で返していくと、その総額が約3,950万ほどになるんではないかと。

そうすると、基金を崩していって、基金4,000万ぐらいしかないので、基金で対応できるのかという不安ですね。それも含めて基金の関係、それから料金等も含めて国の激変緩和についても多分、道を通じて来るものが来なくなるんではないかと。そうすると、これからの保険料の見通しというのはどういうふうになるのかということで、広域化になってからの心配があるんで、その辺について、知り得る範囲で答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　毎年、最近ここ数年、限度額がほぼ毎年上がり続けているという部分でございますけれども、こちらの背景につきましては、社会保険の保険料との均衡を加味いたしまして、国のほうで限度額を定めてきているということで、国民に対して公平な制度内容を進めているという背景の下での改定でございます。

激変緩和の関係でございますけれども、当初、３年間というようなお話で進んできておりまして、今後どうなるかという部分は、今、議論されているというようなことに感じておりまして、今後、国の動向、道の動向を踏まえながら、意見反映等を踏まえて対応してまいりたいなというふうに思います。

新制度の関係なんかにつきましても、本町におきましても、非常に職員、努力されておりまして、また、町民の皆さんも非常にご協力的に健康増進に向けての努力をしていただいておりまして、非常に成果が上がってきているという状況にございまして、これは引き続き同じような取組を行って、より皆さんに健康になっていただくとともに、保険料の低減に向けた努力をしてまいりたいなというふうに思います。

次、今後の保険料の関係なんですけれども、北海道に一本化されたということで、今後においては、北海道のどこの地域においても、同じような所得の状況だとか家族の状況の方については、どこにいても同じ保険料にしていくという、大きな目的がございまして、今後、全道同じような国民健康保険税の賦課の体系に変わっていくということが、目指すことになっております。

ですから、うちの町においては、現在４方式ということで、固定資産税の割合の分を

加味した状況になっておりますけれども、今後、北海道の統一方式といたしましては、こちらをなくして、３方式になっていくということで進めるということになってございますので、その部分も併せて、今後の保険料の在り方については検討を進めていくという状況にございます。

また、基金につきましても、そういう保険料の見直し、それから将来的な在り方も踏まえた中で、どのように基金が推移して、うちの町の保険料の賦課の形をどんなふうに組み立てていくかというのは、もう総合的に判断した上で皆さんともお話をして、町民のほうにもご理解を得ながら進めていくというような形になろうかというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　広域化になって３年たって、これからが本格的な多分、いろんな形で保険料等について町民への負担が来るんではないかなと思って、今回、質問させてもらいました。

その点で、法定外繰入をしちゃいけないとか、それから子供の均等割については、本当に国のほうで安くするようにしなさいということで要望を上げているんで、そういうことも含めて、国にきちんと言っていかないと、このまま行ったらもう、この３年間はよかったけれども、これからはどんどん道内で統一すると、多分、保険料は上がっていく可能性は高いと。基金はさっき言いましたように、多分、基金も底をつくと思うんですよ。その辺について、国への要望等についてどんなふうな形で、町村会でも上げていると思うんですが、その辺について質問して、質問についてはこれで終わりますけれど。

○議長（杉山幸昭議長）　尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　国への要望等につきましては、北海道で行っております国保の担当者会議等における意見の上申、反映だとか、あとは町村会を通しての意見具申等を実施しておりまして、今後、町民の方に負担にならないような保険制度に向けて、町としても、行政側としても発信をしているという状況にございます。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第60号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、議案第60号に対する反対の討論を行います。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　国民健康保険税条例改正についての反対討論を行います。

今回の改正につきましては、国の税法に変わるものであり、中には減免等の特例もありますが、限度額引上げが含まれるために反対いたします。

医療分は、61万円から63万円に、介護納付金は、16万から17万円、合計３万円引上げになります。後期高齢者支援金を合わせますと、限度額は95万から98万となります。上士幌町のこの間の引上げ状況につきましては、限度額以外は平成23年度から引上げは行っておりませんが、限度額は毎年のように引上げられています。今後、質問でもお話ししましたが、税率等の引上げも必要になってくるんではないかと心配されます。

北海道全体の広域化の問題では、平成30年度から広域化になり今年は３年目ですが、今後、激変緩和措置がどうなるのか、統一料金に向け、町は料金はどうなるのか不透明です。広域化そのものについては今でも反対ではありますが、国や道の各種支援策や子供の均等割の廃止、法定外繰入に対するペナルティーをしない等求めていきながら、町独自の施策の充実も必要です。

以上、町の税率の引上げにならない努力も評価しながらも、限度額引上げで町民負担が増えるために反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第60号に対する賛成の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第60号に対する反対の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第60号に対する賛成の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに討論がありませんので、これをもって議案第60号に対する討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本件は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長）　起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

（午前１１時５８分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◎議案第６１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第11、議案第61号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長　ただいま上程されました議案第61号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第７編民生、第４章介護保険をご参照願います。

提案の理由でありますが、別紙議案第61号の１関係、上士幌町介護保険条例の一部改正についてにより、改正概要のご説明をいたします。

１の改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険や国民年金等の減免等を行うことが閣議決定され、介護保険の減免等を行った場合には財政支援が行われることとなりました。

本町においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少となる世帯に対する減免の規定をするために、上士幌町介護保険条例の一部改正を行おうとするものであります。

次に、２の改正の概要であります。

（１）介護保険料の減免及び財政支援についてですが、介護保険法に基づき、新型コロナウイルスの影響で収入が下がった方に対して、一定の要件の下に減免したときには財政支援が行われることとなりました。

（２）減免の申請では、財政支援の対象となる減免の基準について、減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、減免申請ができなかったやむを得ない理由があるときは、遡って減免を行うことも考えられるということが示されました。現行の本町の介護保険条例では、普通徴収の方は納期限前７日までに、特別徴収の方は対象年金給付月の前々月の15日までに申請することとなっていることから、条例を改正し、対

応するものであります。

改正の内容でありますが、議案第61号関係の２、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

附則の第６条に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による、介護保険の第１号保険料の減免として、令和２年２月１日から令和３年３月31日までの納付期限のものについての減免の規定を加えるものであります。

なお、施行期日は、公布の日からとするものであります。

以上、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第61号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第61号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉山幸昭議長）　暫時休憩します。

（午後　１時０４分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時０４分）

◎議案第６２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第12、議案第62号令和２年度上士幌町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長　ただいま上程されました議案第62号令和２年度一般会計補正予算の内容を申し上げます。

補正総額は１億1,740万1,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに５特別会計の総額で120億2,688万2,000円となります。

それでは、補正内容を申し上げます。

議案第62号一般会計補正予算（第４号）であります。

１ページをご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億1,740万1,000円を追加し、総額を101億5,628万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページから３ページの第１表のとおりでございます。

第２条では、地方債補正といたしまして、４ページにありますとおり、緊急自然災害防止対策事業の限度額を、7,760万円から１億260万円に変更補正するものでございます。

歳出のうち、追加補正の主なものといたしましては、款総務費における地域新ＭａａＳ創出推進事業3,025万円、同じく関係人口創出・拡大事業696万3,000円、款農林水産業費における畑作構造転換事業3,916万4,000円、款商工費における商店街活性化対策事業889万3,000円、款土木費における勢多環状線道路側溝補修事業2,592万7,000円、同じく橋梁長寿命化修繕事業500万円を追加補正をいたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の補正内容についてご提案申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第62号を一括して質疑を行います、質疑ありますか。

５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　８ページの地域新ＭａａＳ創出推進事業について質問させていただきます。

委員会で協議ということで説明を受けている部分もありますけれども、本会議ということの中で、予算ということで正式に提案がありましたので、質問させていただきますが、まず、この事業の概要について説明をいただきたいことと、あと国のほうでこの事業の募集があって、それに上士幌町として提案をしているということで、その事業費を

今回、予算ということで提案されていると思うんですけれども、これ確認ですけれども、国の予算が、副町長が事業提案したものが採択にならなければ、この予算を執行されないということで理解していますけれども、そういうことでよろしいか、まず２点伺います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　ただいまご質問いただいた件ですけれども、事業につきましては、委員会等でもご説明行っておりますけれども、改めて申し上げますと、地域新ＭａａＳ創出推進事業という経済産業省が所管する事業に、事業申請を行っているものでございます。

ＭａａＳ、改めてになりますが、モビリティー・アズ・ア・サービスの略でございまして、自家用車を除く全ての移動サービスをＩＣＴ推進技術、情報通信技術を活用してつなぐことにより、誰でもが自由に移動できる世界を目指すという、そういった概念でございます。

今回、町として事業申請を上げている内容といたしましては、今、走っております町内の福祉バス、特に今、利用が少ない路線に関しまして、これをデマンド化するですとか、仮想のバス停を設けて、より皆さんの家の近いところで乗り降りができるようにする、そういったことを今、盛り込んでおります。またその空き時間、福祉バスの予約がない時間、逆に空き時間が分かるということによって、その時間を例えば、商店さん、スーパーさんからの配送サービスに福祉バスを使うことができないかと、そういった内容で事業提案をしております。

もう１点は、自家用有償、今、上士幌町のタクシー会社１社ございますけれども、なかなか日中、いつでも行けるタクシーの台数が非常に限られる。これ人材的な問題ですけれども、非常に人数が限られているというところで、ここで今、自家用有償の、これは道路運送法が今、大きく変わろうとしておりますので、観光客ですとか、運行自体もタクシー会社が担うことができるという法律改正に動いておりますので、この辺りを情報通信技術を活用して、今のタクシーと福祉バスの間をつなぐものとして、どの世代でも使えるものとして、自家用車サービスの検証を進めたいという内容になっております。

２点目のご質問ございました、事業申請が通らなかった場合、採択にならなかった場合というのは、基本的にはこの事業は断念をして、事業採択があった場合のみに執行させていただくということで予算計上を行っております。

○議長（杉山幸昭議長）　５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　分かりました。そういうことで、今、ご説明もありましたけれ

ども、地域の交通サービスの利便性の向上を図るための、いろいろ調査、検討をしていく事業だということで理解しました。

そういう中で、高齢化だとか免許返納だとかという時代で、非常に利便性を図っていくということはこれから求められることと思っています。そうした中で、国のほうの事業に手を挙げているということですが、不採択になった場合に、この予算は当然いずれかで、どうしてもそのときは減額ということになるかと思うんですけれども、事業費は別にして、町単独でもこうした事業の検討をしていこうということは、考えていらっしゃるのかどうなのか、その辺、伺いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　ただいまのご質問の件でございますけれども、先ほど申し上げた、例えば福祉バスをデマンド化する、またバーチャル、仮想のバス停を立てるですとか、その空き時間を活用して配送予約を入れる、そういったシステムを構築するというのは、なかなか大きな多額の経費が要しますので、町の単独予算で行うとかはなかなか難しいというふうに思っておりますので、この辺のシステム構築の予算というのは、補助事業の採択があった場合のみということで考えておりますが。

今回、もう一つのテーマとしておりますのは、高齢者の方にぜひ電話ではなくて、タブレットなんかを貸与して、それはもちろんこちらが高齢者の方に分かりやすい、簡単に予約できるというものを構築するということは大前提でございますけれども、そういったタブレットを使って予約を入れる、そういったことも一つテーマとして検証したいと思っております。

また、これはバスの予約だけではなくて、例えば今コロナの状況でいろんな情報を瞬時に高齢者の方にお伝えしたい。スマホを持っている方はいろんな方法があるかと思うんですけれども、そういうのを持っていない方にタブレットを貸与して、瞬時に高齢者の方でも情報を収集できるようにしたい、そういったこともＩＣＴ推進室のほうで検討しておりますので、それはまた別途、単独予算になりますのか、ほかの補助金になるのか分からないですけれども、事業を検証するための予算を改めて協議させていただきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　11ページの商工振興費のところで、商店街活性化対策事業費とありまして、これは道の駅のオープンに伴う商店街等飲食店支援事業と中元売出しの拡大ということで認識しておるんですけれども、道の駅のオープンに伴う商店街飲食店支援事業というのは、道の駅６月11日にオープンしておりますので、この間、２週の土日

を既に経過しているということで、この事業が２週行われているという状態の中で、現在における経過というのを説明していただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤商工観光課長。

○佐藤泰将商工観光課長　今回、補正の中に入っている一つが、今おっしゃったとおり、道の駅オープンに伴う商店街等飲食店支援事業ということで、中身は、道の駅でクーポンを配るという形で、今回この事業については、既存の予算で動いていいということでお認めいただいたことに、改めて配慮いただきましたことにありがとうございます。

実際に動き出しております。基本的には土日配布を予定をしておりますけれども、６月８日、９日、町民限定プレオープンをした際の平日も含めまして、先日の土日含めて６回配布をしてきております。今週末土日ございまして、あと２回配布を予定をしておりまして、全部で８回配る予定をしておりますが、トータルで8,000部を配る予定をしておりまして、今まで６回分で約5,418部ということで配っております。残り2,600をあした、あさってで配ることとしております。

換金のほうについては、商工会のほうで行っていただいておりますけれども、まだ換金のほうはそれほど進んでおらず、１割にもまだ満たないと。今回、このクーポンの利用については、土日に限定で配っているんですけれども、平日も使えるということで７月31日まで期間を見ておりまして、それを終えた段階で改めて具体的な実績が出てくるのかなということで考えております。

そこでいろいろ検証しつつ、次の事業展開を考えていく必要があるのかなというふうに考えておりますが、実際に商工観光課職員が道の駅で配っておりますけれども、それなりの手応えを感じているとということで認識しております。

また、商店街にもかなり管外ナンバーの車が走っているような状況で、飲食店にもかなりバイクなり車が止まっているという状況は確認をしております。

本当に、事業が終わった段階で、具体的に見えてくるのかなと思いますけれども、商店街のある個店に行ったときに、別件で行った際に、今までにない車の流れの動きがあるよねと、これはやはり道の駅だよねということの意見も聞きました。そういったことで、それなりの効果は表れてくるだろうということで、担当は今、押さえておりますけれども、また具体的な結果については改めて、議会のほうにも報告したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　地域新ＭａａＳ創出事業について質問したいと思います。

この事業は、実行委員会が申請をして、そのお金が国の補助金という形で戻ってくる事業だというふうに説明書に書いてあるので、それでいいのかと。

それで、この実行委員会というのは、前にありました横文字でちょっと言いづらいんですが、その実行委員会がずっと続いているのが、昨年もその前もやっていますが、その団体が引き続き今回も申請団体になっているのかと。

それと、先ほど早坂議員からも質問がありました、この事業が採択されない場合のことなんですが、実証実験等については多分、厳しいかと思うんですが、地域交通計画の中のこれは令和２年度中に作成しなきゃいけないんですが、その中に、実証実験も含めて計画そのものは11月ぐらいに素案というか大体できて、来年の２月には完成しなきゃいけないという、これ補助金もらってやっていますが、その事業との関係でこの実証実験とかできなくても、この地域交通計画ですか、これはつくらなきゃいけないんではないかと、その辺についてどういうふうにするのかと。

それから、以前から私も一般質問等取り上げたんですが、この中では、例えば高齢者の車の返納についてもどうするのかというときには、その中でいろいろ高齢者向けの対策も考えると。その辺も含めて計画されているんだろうと思うんですが、このＭａａＳ事業との関係、もしＭａａＳ事業採択されれば全ていろいろできるんですけれども、なかった場合についても計画そのものはつくらなきゃいけないと、その辺の関係について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　まず、では地域新ＭａａＳ創出推進事業の関係の質問に対してお答えをさせていただきます。

この事業につきましては、議員おっしゃったとおりでして、民間企業と実行委員会を置く、その実行委員会のほうで事業申請を行っておりまして、そういった民間企業と自治体、地域が一緒に組んで、実行委員会に対して国が補助を行うというものになっておりますので、町の予算としましては、最終的に実行委員会のほうに国からの補助がなされた場合に、その補助金分を町のほうにお戻しする、そういうような形の予算組みをさせていただいております。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　ご質問の地域交通計画の関係でございますけれども、ご承知のとおり、昨年度、計画素案ということで調査を行ってきているということで、今年度は、道路運送法に基づく法定協議会で、地域の皆様と協議会を設立いたしまして、その中で行うという形で、その法定協議会の中で計画を練るということで、この補助金を運輸省のほうから頂いているという形になります。

その中の、今、行う部分としては、実証実験という想定もありますけれども、現在の

交通体系の中で、こういう効率的な部分もあるよねというようなことを話し合うということで、実際にそれを試すという部分は、本当に限られた感じになってしまうということでございます。先ほど室長のほうからあったように、この創出事業があればうまく連携して、計画もいいデータが得られるんではないかということで期待をしているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　先ほどちょっと質問し忘れたんですけれども、実行委員会というのは、以前から民間企業も含めているんですが、その団体名、前ちょっと資料を見ても見つからなかったので、同じ団体なのかいろんな会社が入っています、その辺の企業については、どういう企業が入っているのかを教えていただきたいのと。

先ほどの、もともとこの事業は自動運転バスも考慮に入れた形での、そもそもそこから始まったのかなという、昨年、その前の実験も含めて思っているんですが、その自動運転バスそのものは今回は保留にしまして、町の社会福祉関係のバスを利用するということも含めているんですが、それも含めた形で、それが国からの補助金がなかった場合には、やはり計画はつくらなきゃいけないと思うんですよ。

先ほど言いました、どういうふうに高齢者、移動するかとか、福祉バスを使うのか、タクシーを使うのか、そのものは実証実験あれば一番いいんですが、なくてももともと地域交通計画そのものはその計画をつくるのが目的なので、それ自体はきちんとやらなきゃいけないんではないか、その辺について確認をしたいと思います。その中でいろんな形の、一般質問させてもらったいろんなやり方があるんではないかと、自転車をこいでいく方法もあるだろうし、乗合バスに乗るとかいろんなことがある中で、必ずしも実証実験ができればいいんですけれども、なくてもそれ自体はやらなきゃいけないんではないか、その辺について再度確認いたします。

あと先ほどの民間企業の団体、ちょっと最初あったと思うんですけれども、探しても見つからなかったのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　実行委員会に関しては議員おっしゃるとおりで、以前から自動運転バスの実証実験等々を進めております実行委員会と同様のものでございます。

ですので、自動運転バスを所有されております、株式会社ＴＫＦさんですとか、昨年度の自動運転バスと貨客混載で配送サービスの実証を行ったときにご協力いただいた、株式会社ＭａａＳ　Ｔｅｃｈ　Ｊａｐａｎさんですとか、あと本町の関係でいえば生涯

活躍のまち、これは人材の募集等々のところで今回、例えば自家用有償のドライバーを募集するときに連携ができればと思っているんですが、生涯活躍のまちかみしほろ、こういったところは実行委員会のメンバーとなっておりまして、これは昨年までと同様でございます。

計画の部分ですが、今、杉原課長のほうからも答弁あったと思うんですけれども、やはり実証実験の中で、こういったシステム的なところを構築して新たなＩＣＴ技術を使ってというのは、やはり非常に大きな予算が必要となりますので、この部分は、なかなかこの事業採択にならないと難しいんではないか。ただ、今おっしゃられたように、じゃ、そこまでお金をかけないで、この路線もっとこうあったほうがいいよねとか、例えばもうちょっと今どこ走っているのかを、例えばモニター１つつけてターミナルで見える化したほうがいいよねとか、それほど予算をかけずに、もしできるような検証がこの中にある部分もありますので、こうったところは計画と連携してできればと思いますが、今回、補助事業として申請している中の、いろんなＩＣＴ技術を活用するシステムを構築してという部分は、この補助事業が採択されないと難しくなるということは、ご理解いただければと。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　８ページの、目でいえば６の企画費の中で２点ほど、質問の回数が決まっていますんで、端的にお答え願いたいと思いますけれども。

１点目は、おでかけ確保対策の、これは予算の組替えしていますから、きっと何かの理由があったと思うんですけれども、今回、負担金、補助及び交付金に委託費から変わっている、大きな金額では変わっていますけれども、この交付金等を受ける場合、どのような事業主体がこれを受けるようになるのか、ちょっと分かりかねますんで、前の説明の段階もこれちょっと出てこなかった課題かなと思いますけれども、まずこれ１点目。

それから、併せて地域新ＭａａＳ創出推進事業、3,025万の部分でありますが、今１点目は、イノベーションチャレンジ実行委員会という部分で、ここに関わりを持ちながらこの事業を進めていくという部分と、それから、先ほどの２名の質問の中でも採択されたらやるという部分で、本当これ急いでいない事業かなという認識をしながらちょっと見させてもらったんですけれども。やはり逆にいえば地域の足を守るということは、かなり急いでやらんとならんことかなと、それも効率的にやらんとならんという部分で、３年間自動運転バスの運行を、このイノベーションチャレンジ実行委員会等含めてやった部分ですけれども、今回、ここの中に急に消えてしまったのが自動運転バスです。こ

れについて、僕たちもその効果、一生懸命広報とかいろんな部分で宣伝していて、将来、農村まで自動運転バスが走るような、何となくそういうイメージ持っていたんですけれども、ここで消えてしまったと、これはどうしたのかなというふうな、非常に懸念される部分でありますし。

国の地方創生交付金使ったりしていてという部分で、町の財政負担はないと言いつつも、やはり地域の足を守るという部分では３年間の部分の総括、きちっと整理しておかないとならないよなと思いますし、我々もそれどうなったって聞かれたら、どうなったと言いづらいというのもありますから。これも説明ちょっとお願いしながら、考え方を知らせてほしいと思います。

それともう一つ、本事業を実行する理由ですけれども、先ほど国の採択状況という部分で、本当、急いでいないなというイメージも半分持ちながら、ただやはり先ほど言ったとおり、そういう施設の地域の足を守るということですから、その部分を含めてぜひ対応してほしいなと思いますけれども。

今、ちょっと噂で聞いて、そうかという部分で聞いた部分では、自動運転バス今、技術センターの駐車場に止まっていますよね。あれどうして止まっているんだというのは、ちょっと聞かれて僕も確認しに行ったら確かにありました。ですから、そういう関係を含めて、どういうふうにこのイノベーションチャレンジ実行委員会と含めて、あれが今あそこにあるのかなという部分と、それから改めてこの新ＭａａＳで今の福祉バス、この運行状況に対応するというふうになっていますけれども、これについてちょっと全く不可解な部分がありますんで、それについて詳細に説明お願いできればと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原企画財政課長。

○杉原祐二企画財政課長　まず、１点目のおでかけ確保対策、８ページの予算でございますけれども、議員ご指摘のとおり、これ組替えでございます。この理由といたしましては、国土交通省のほうに申請する際に、町、または先ほど申しました法定協議会、地域の公共交通活性化の協議会のいずれかで申請してくださいという形でありました。今年度、町が町長名で申請いたしまして、指定化の採択の際に要綱が変更になり、この協議会が補助団体になりますということになりました。

したがいまして、この協議会で国土交通省からの補助金を受けるというやり方で、この計画策定を行っていくという形で、今回、組替えをさせていただいたということで、ただし、国の補助金ですので精算払いになります。したがいまして、町で補助金を出しまして、特定財源の歳入をご覧いただきたいと思いますけれども、一番下の諸収入で返還金という形で、協議会に国からの補助金が入りましたら、それを町の会計に戻入する

という形でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　１点、誤解があるのかなと思うところで、前提としてお話ししておきたいのは、補助前提でやりますというのは急いでいないということではなくて、今、皆さんにもちろんこの交通の利便性を高める、本当に行きたいときに、好きなときに移動ができるというのは非常にやらなくてはいけないこと、喫緊の課題だと思っておりますし、それを今、例えばそういったＩＣＴ技術を活用しないで、タクシーを縦横無尽に走らせてということであれば、非常に多額のお金がかかってしまうというところで、ここをＩＣＴ技術を活用して、既存の交通を使いながら構築していこうというのが、このＭａａＳの事業でございます。

そして、ただシステムを構築していくというのも、まだまだ技術的にお金が非常にかかるというところなので、ここを急ぎ町の単独予算で2,000万、3,000万というお金を要してというのは、私もまだ難しいと判断をしておりますので、何とか国のほうのこの採択も、今、国のほうでは全国で７から８という非常に狭き門というふうに言われておりますので、ここにただ事業として上士幌町で今困っていること、ＩＣＴ技術で解決ができるんではないかということを検証したいという内容を提案して、何とか採択していただこうというところで申請を行っているということは、ご理解いただければと思います。

自動運転バスに関してでございますけれども、昨年まで自動運転バスの、一番最初は公道じゃないところで、公道を封鎖する形で、役場の周辺を自動運転バスの走行を行って、昨年はナンバーを取得しまして団地とスーパーの自動運転バスによる運行、ドライバーを使わないで２種免許を持った人が乗らないで運行するという、これ厳密には日本で２番目だったんですけれども、実際にああいう公道を、閉鎖された空間じゃないところを走るというのは、日本で初めての取組だったわけですけれども。

そこにただ単に人を乗せるのではなくて、事前にスーパーのアプリからお買物ができて、それを重いお米ですとか、２リットルのペットボトルですとか、そういったものを先にお買物できて、自動運転バスが乗る人と一緒に運んでくれればいいよねというところで、その配送サービスの実証も行った。

こういった実証を行って、非常にやはり車ももちろん町が所有しているものではございません。今回の実行委員会に入っていただいています民間企業の方が所有されている車でございます、非常に高価な車です。また、毎年のメンテナンスとかも通常の電気自動車とも異なりますので、非常に多額のお金がかかっております。これは、民間企業の方のご協力があって行っております。その中で町も指定寄附で、自動運転バスの検証と

いうところで、ふるさと納税で応援いただいたお金を、町としてもその分を活用させていただきながら補助を行って、実証実験がジャパンイノベーションチャレンジという、そういった実証実験が行えたということが現状でございます。

実証実験時点では、町が補助しているお金より相当大きなお金がかかっているんですが、そこは民間企業の支援によって昨年まで行われてきているというところでございます。

そして、今年度がなぜ、地域新ＭａａＳ創出推進事業の中から自動運転バスの実証の部分が消えてしまっているのかということですけれども、今回のこの福祉バス、またその福祉バスの空き時間を活用して配送を行うというところで、ぜひさらにこれを自動運転バスでやったらどうなんだろうということの検討も行いました。

ただ、申し上げているように、まだ自動運転バス自体が、お金だけじゃなくて法的にも非常にかなり条件の制限、また、警察からの指導も受けながら行わなければならないというところで、昨年は、実施期間も非常に３日間という限られた期間ではあったんですけれども、今回、やはりそういう一種イベント期間という形ではなくて、ある程度10月から12月という３か月の中で、長期間にわたって実証を行いたいというところ。そして、また３か月、今からシステム構築していきますと、どうしてもちょっと冬にかかってしまうとというところでいうと、なかなか雪道の問題もまだ技術的にクリアされていないという部分がございますので、今回は経費的な全体の予算を、もう国のほうのアップは3,000万と決まっていますので、この中で構築していくのが難しかった、技術的に。また、これはちょっと国のほうのことにもなるんですけれども、まだまだ法改正ですとか、自動運転バスが保険の問題ですとか、自由自在に走れるというところは、我々が思っているペースよりも若干遅れて整備、我々が思っているスピードよりは遅れているのかなというところが現状でございます。

現在、自動運転バスのほうが技術センター、シェアオフィスと共通に使わせていただいている駐車場のところに保管がされております。それは、実行委員会のメンバーでありますます所有者の方が、実はバス自体も東京のほうで倉庫で保管をされていたんですけれども、その倉庫代だけで本当に月数十万という、もちろんちょっとこちらとは考えつかないようなところでのお金がかかっているといったところで。

今後、町としても全てを諦めたわけではなくて、もちろん町の財源を投入する、ふるさと納税の指定寄附であっても、町の財源を投入していくというのは、なかなか難しい判断があるかと思うんですけれども、ただ、メンテナンスはこちらで、委員会のときもお話しましたけれども、こちらの事業者さんでできるようになるとか、経費の部分で詰

められる部分ができれば、この実証は行っていきたい。まずは民間企業の方のご支援も改めて集めていきたいというところで、自動運転バスの活用を全て諦めているわけではございませんので。そういったところで、今一旦、こちらのほうにちょっと町が許可した上で、あそこに保管しているという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、自動運転バスの話が出てきたんですけれども、それを運行するとしたら、また新たな予算組みが必要になってきたり、町の負担という部分も当然出てきたり、人的な支援もしていかなきゃならないとかあるんで。やはりここはきちっと、本当に町民の足を確保するという前提ですから、きちっとしていく必要性が、僕は線引きする必要があるんだと思うんですよね。

今、保管料が高いからこっちに持ってきてちょっと預かっているって、そういう問題では僕はないと思うんですよ、この自動運転バスの関係は。我々の足と、その自動運転バスを預かる分、全く意味合いが違いますから。

それから自動運転バスの保管と管理運営含めて、かなりお金がかかるという部分が今ちょっと話ししていましたけれども、確かにそういうことも含めて、選択肢としてはやはりそういうこともきちっと整理して、町民どういうふうになるかという部分も、全線走らせるのか、農村部までちゃんと走らせるかと、やはり実証の結果、ある程度整理していかんならんと思うし、まだそれを諦めていないとかそういう問題じゃなくて、チャレンジするんだったらもっと具体の計画、これを僕は必要だと思うんですよね。

ですから、本当に市街地をいろいろな車を走らせている人にとって、何か邪魔くさいなとかっていう話も僕聞くんですけれども、そういうことでなくて、やはり町としては、その自動運転バスについては、しっかりと計画の中で対応していくという。

それからもう一方、現実問題、福祉バスでやるということ、僕はかなり現実的な問題だと思うんですね。やはり人的な部分で農村の部分の効率性、乗客、利用者というのは年々変わっていきますし、農村の形成によっても乗ったり乗らんかったりとかありますし。たしか先ほど、貨物と人の混乗したりですね、それから貨物を届けるとか、そういうことも含めて今まで実施をしていますけれども、今回のこの実証の仕方として、このイノベーションチャレンジ実行委員会とどういう関わりを持つのか、まず。きっと、何となく自動運転バスの部分でいくと、どこにお金流れたかちょっと僕分からないんですけれども。これもまたどこかに外注と協力を得ながらという部分にかなりお金流れちゃうのかな、3,000万何がしですから。それもちょっとお金の流れの部分、もしこれがチャレンジできた予算が確保、国の採択された場合、ちょっとその辺だけ確認したいと思

いますんで、説明お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　諦めないと言ったのは言葉で、ただただ諦めないと言っているわけじゃなくて、検証することを諦めないという意味ですので、例えば今、路線バスで拓殖バスさん、十勝バスさんで大きな補助を出しております。ぬかびら線に限れば800万、コロナの状況でもっと増えるかもしれません。また、今、福祉バスでは二千数百万というお金を投じております。

その中で、昨年の調査において、時間帯によってはもう空気を走らせているような時間帯があったというのも現実でございます。じゃ、そこに二千数百万、補助路線でございますけれどもぬかびら線に800万払っておいてそこに3,500万、じゃ、それを自動運転バスが同じ範囲か、範囲以下の経費でやれるという段階が検証で見えたんであれば、それはもう自動運転バスであれば、今、拓バスさん、勝バスさんもそうですけれども、上士幌タクシーさんでも人材、大型２種免許を持った人が本当にいない、探せないという課題があるわけですから、そこがまず解決できるという、そっちの優位性があるわけなので、そこは今かかっている経費と比較して、それを上回れるような対策が取れるということが分かったんであれば、そっちに切り替えるということを目指すという意味の、諦めないで検証していくという意味でございます。

イノベーションチャレンジ実行委員会に今回の3,025万円の補助金ですか、委員会の資料の中で、実行委員会の中でどういった経費で積み上げているかというのは、資料でお配りをしておりますけれども、もちろんシステムの構築というのは、なかなか町内業者に発注することは難しい内容になりますので、その部分に関しては首都圏の特に実行委員会に入っている企業さんにお願いするという部分になります。

ただ、今回の福祉バス、また福祉バスの空き時間を使った配送サービス、こちら当然、行っていただくのは今、福祉バスのサービスを行っている上士幌タクシーさんを想定しております。上士幌タクシーさんとしても、今、福祉バスの空き時間を使って行って、それにどれぐらいの経費がかかるというのを検証してもらいますし、それを今、スーパーさんにヒアリングしたところ、今、無償でそういった配送のサービスを行っていると、ただ、それはもう限界に近いと。じゃ、そこに幾らまでかけて、この上士幌タクシーさんにその配送を委託することができるんですかと。もし、スーパーさんだけじゃなくても、そういうことであれば薬屋さん、金物屋さん、ほかの人たちも一緒に乗って、これぐらいのお金で配送サービスやってくれるんなら、我々もお金出しますよ、そことのペイできるかという検証、そういう検証をしたいということでございます。

上士幌タクシーさんには、自家用有償サービス、これは今、福祉団体のＮＰＯ法人ですとか自治体しか頭が取れないようになっているんですけれども、これは道路運送法が変わるという大前提でございますけれども、そういった民間のタクシー会社、運行の実際のノウハウを持ったところが自家用有償制度に関わることができるようになると今、法改正で。それを前提にした実証実験でございますので、この自家用有償サービス、もちろん人材に関しては町のそういった協力してくれるところ、特にちょっとシルバー人材を想定しているでんすけれども、そういった方への支払いはございますけれども、運行管理に関しては、町内の上士幌タクシーさんに担っていただければということで協議したところ、前向きな回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　ちょっと私の聞いている範疇では、若干の答弁漏れがあるのかなという気がして、ちょっと打合せしておったんですけれども……

ちょっと待ってください。再開します。

梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　失礼しました。

自動運転バスの保管に関してでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、この実行委員会に入っていただいている、株式会社ＴＫＦさんの所有のものになります。実行委員会でこれまで共に取組をやってきているところがございますが、実際に、所有者の方は町に買ってくれということではなくて、ぜひバスをいろんな今後の実証のときに使ってくださいということで、町に対しての非常に前向きな申出をいただいておりますので、町としては大変ありがたい話でございますので、そういった意向を踏まえまして、今あそこの保管場所を提供して、保管をさせていただいているという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今年度、実証実験、自動運転バスのやるのかどうかをもうちょっと確認したり、その後、修理とか運行するためのチェック機能とか、その対応という部分についても予算かかるけれども、そういう部分についても協力するという認識、やるとしたらですよ、なのか。町の予算は関わらないよという部分をちょっと確認しておかないとならないし。一番問題は、北海道、ラインの運行維持とかそういうラインの関係とか、それもあると思うんですが、やはり冬道、冬の対策というのをちょっとまだ実験されていないとか。

もう一方言えば、この自動運転バスというのは、かなり世界的に進んできているんだ

なという、近い将来、認識しておかなならんという分がありますから、あえてチャレンジするのがいいのかどうかも、やはり町として判断する時期じゃないかなと僕は認識します。

こんなことを含めてちょっと回答いただきたいと思いますけれども、まずあそこに、ありがたいとか贈呈してもらうとか、そういう問題じゃなくて、やはり町民の足を守るためにという部分で、そこら辺、将来の自動運転バス含めて、先ほどの循環福祉バスについては、僕は本当に今の現状に合わせてどういうふうにするかというのを、検証するのは大事だと思いますけれども、それにしてもちょっとお金かかり過ぎていると、資料でやってあるでしょうと言われても、中身書いていないもんですから、大まかに項目別には分かりますけれども、そんなことを含めてしっかり説明、ちょっと僕も聞き漏らしているかもしれませんけれども、そんなことを含めてちょっとご説明、最後に３点目ですからお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　自動運転バスに関して、そうですね、検証を進めていくことは、今年度も引き続き進めていきますけれども、現状、あのバスを使って実走に向けた走行を行うだとか、昨年やった貨客混載の実証を行うですとか、あれを走らせるためのプログラムを作るだとか、そういった経費は、今年度の今、提案させていただきます国の補助事業の中には盛り込んではおりません。

なので、議員おっしゃられたような、例えば今、冬道の実証とかはまだやっていないんじゃないかとか、そういうことをもし検証したいという場合は、別途、なかなか町の予算で、今、進めていくのは難しいというふうに我々も判断しておりますので、民間企業の支援を頂くのか、別途補助金を探すのかということで、改めてそういった自動運転バスの検証を予算をかけて検証する際には、また改めて別途協議をさせていただきます。

今回の実証実験の、国の補助事業になりますけれども、この委員会での資料で提出している内容を読み上げさせていただきますけれども、福祉バスのデマンド化に係る費用につきましては、実験の準備段階、オンデマンド交通のシステム導入に150万円、アプリの構築費用で200万円、高齢者へのタブレットの貸与で160万円、実際の実証実験を行う際の現地のオペレーションスタッフの業務に50万円、システム利用費用が50万円で、その後の分析の、これはおっしゃったような検証にかかる費用でございますけれども、こちら200万円ということで、990万円を計上しております。

また、自家用有償に関する費用でございますけれども、自家用有償を行うオペレーションスタッフの業務に125万円、配送業務委託、これは上士幌タクシーさんが想定され

るかと思いますが74万円、また、既存のシステム利用に関する部分が50万円、最終的なデータ分析、課題示唆取りまとめ。データ分析というのは、どういうところに自家用有償が使われて、どういう移動をしたかというのを、車にそういったシステムをつけて、データを取って分析するという作業ですね、これはなかなか町の職員がやるとか、そういうのは難しいことになりますので、こういったものは業務委託をさせていただいて、専門の会社のほうでデータ分析を行ってもらう、そういった費用が40万円となっております。

このさらに詳細な中身となりますと、なかなかここでご説明申し上げるのは難しいので、また個別に質問いただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　江波戸議員、ほかはいいですか。

じゃ、２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　あと１回ありますので。

私は、このＭａａＳの関係なんですけれども、どれがいいかというのは、私の側からなかなか言いづらいことですので、ただ、もともと３年前には自動運転ありきなのかなと若干思ったり、実行委員会を組みながらやる中では、やはり町民の中には自動運転大丈夫なんだろうかというのはありますね。そのときに、今回いろいろと検討した結果、実証実験としての自動運転ではなく、福祉バス等やった形で何かいい方法はないだろうかというのは、それは新たないろいろ検討した結果の実証だと思うんですよ。

だから、私自身は、例えばそれが国の補助金が来ようと来まいが、いろんな形で補助金来て実証実験できたら一番いいと思うんですが、なくてもどういう形が一番いいのかというのは、町民のいろんな団体含めて、もちろんタクシー会社も含めて、あとはまちづくり会社も含めて、いろんな形で総合的に判断した結果、いい方法選べばいいと私は思っています。

ただ、自動運転はやはりなかなか抵抗ありますね。だから今回、福祉バスも活用しながらやるというんでは、少しは実態としては町民のニーズに合いつつあるのかなという、私はそういう判断をしています。ですから、自動運転がそこに置いてあるから気になる、やはり企業が関わってきて、どこかの名前、さっき言いましたが、企業がそのバスを提供して貸すとか何とかなってくると、あまりそこにいっちゃうと、いずれバスを町が買うんではないかみたいな、町民はそういう誤解もあったりするので、やはり何が一番いいかということは、町民のニーズと、それからお金のことも含めて進んでいくのがいいのかと。

ただ、先ほど言いましたが、最終的には国の補助金もらいながら、地域交通計画を来

年度つくらなきゃいけないと思うんです。それは補助金もらっている関係上は。その中では、実際この実証実験ができることを前提でつくっているように思ったんで、あのときに質問したんですが、そうじゃなくて、もしそれが国からの補助金がないにしろ、やはりできることをきちんと、いろんな形で高齢者が農村からも糠平、あっちからもいろんな形で足の確保をするように、先ほど言いました免許返納の関する新たな補助金制度もあってもいいですし、そんなふうに総合的に判断した結果、最終的に来年の３月にはいい計画ができるように私は思っています。その点について再度確認いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　ありがとうございます。

いろいろ答弁が重なってしまうので、要点だけをもう一度再確認でお伝えしますが、このＭａａＳの取組に関しては、とにかく町民の方々の足、来訪者も含めてですけれども、その利便性をＩＣＴ技術を活用して便利にする、かつそこで今行っているサービスよりもコストがかからない形を目指すというのが、このＭａａＳの取組でございます。そこに自動運転バスを用いるのが一番得策なのか、いろんな解決につながるのか、今の福祉バスを少し、そういったＩＣＴ技術で予約ができるとか空き時間が見えるようにするとか、そういったことをしたらいいんじゃないかとか。

逆に今回の検証にも、予算は出てきませんけれども検証に入れたいということで、今、日本郵便さんに協議しているのは、じゃ、１人、２人スーパーから乗って帰るだけなら、例えば日本郵便さんの郵便配達に、１人助手席に乗せてもらったらいいんじゃないのとか、ちょっとそんな協議もしています。それは多分、この中にも組み込んではいますけれども、予算は出てきません。それは法律の客荷混載というところの、道路運送法上の改正がなされて、日本郵便さんがやってくれるといえばすぐにできることですので、そういった、もちろんいろんなケースを考えていますし、こういった実証を進める上で、ＩＣＴ推進技術をどうしても用いてシステムを構築するとなると、非常に多額のお金がまだまだかかるというのが現状ですので、ここに関しては、ふるさと納税の寄附の応援を頂いたり、民間企業の応援を頂いたり、できることがあれば国の補助金なんかを活用して、町の一般財源をなかなか伴わないようにしたいという、そういうところで整理をいただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、補正予算に関して。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　９ページの12の地域振興対策費、これの関係人口創出・拡大事業の部分で、ちょっと確認だけさせてください。

この中で、11の役務費で広告費が約240万、大きく出ているんですけれども、広告費ってどんなイメージかなって、ちょっとこんだけのイメージって分からないものですから、まずこの１点と。

それから、スキルビジネスパーソンという部分と、それから勝毎にもそのような話ちょっと記事化してましたけれども、僕はこの関係人口という部分について、うちの町もこのシェアオフィスを活用した場合でも約500万の財源措置をしながら、収入150万ぐらい見て、350万ぐらいはどうしても町の負担という当初予算かなと思っているんですけれども、やはり予算をかけたからには、来てくれた人がただ来てくれるんじゃなくて、その結果を残してほしいなという意味で、すごくこの考え方って僕はいいなと思っているんですよ。

ただ、この人ってどういう形になるのかなとか、こういう人はどうやって呼ぶのかなという部分はきっと、いろんな担当者含めて町総ぐるみで知恵を絞ってきてもらうんだと思うんですけれども、まず、これについてめどがあるのかどうか。こういう人が来てくれるのかなとか、そういう会社との連携は取れているのかなとか、そういうちょっと後ろ盾がないと、これ課題としておおむね100％、10分の10の国費ですから、その意味では効果的な財源かと思いますけれども、そこら辺についてちょっと教えていただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　関係人口創出・拡大事業についてですけれども、こちらも委員会のほうでご説明をしましたが、かみしほろシェアオフィスを拠点にして、ただあそこを都会の企業の方に使ってもらう、ただ箱貸しとして使ってもらうのではなくて、そこに来た方々と上士幌町の生産者さん、事業者さんのビジネスの拡大につながるようなことをマッチングをしたいというのが、この事業の趣旨でございます。

議員おっしゃるとおり、じゃ、そういった大企業の中で兼業・副業を考えている方だとか、フリーランスでも、さらにそういった地方の生産物の拡大につなげて、ビジネスにつなげたいと思っている方をどこでつかまえるのかというところは、非常におっしゃるとおりで、どこで見つけてくるのかということがあるかと思います。

それで、我々としては、まず大事なのは今まで生産者さんとか事業者さん側で、助けてください、人がいませんということは、これまでもあったと思うんですけれども、じゃ、そこに明確に、その人たちが何をやれば、ちゃんとビジネスとして関われるのかということは、あまり明確ではなかったのかなと思います。なので、それぞれの生産者さん、事業者さんに入っていただいて、まずそこをちゃんとヒアリングをしっかりした上

で、こういったマーケティングの能力が足りない、販路を開拓するに足りない、単純にデザインの能力が足りない、そういった人材が足りないというところを明確化して、それをしっかり発注書みたいな形にして、ホームページ等を作ってそこに投げ込みたい。

それはちゃんと、こちらで足りていない人材の業務化して、それをビジネスとしてやってもらえるという形をまず見える化する。これが向こうの食いつきのよさも生むのではないかなと、まずそこはしっかりやっていきたいというところと。

じゃ、先方でどういったところにアプローチをしていくのかというところですけれども、これまで三菱総研さんの丸の内プラチナ大学というところの逆参勤交代でお越しいただいた企業さんですとか、今、町が入居しているＷｅＷｏｒｋに入っている企業さんですとか、既に持っているネットワークはあるんですけれども、なかなかそれだけで充足できない部分もございますので、先ほど質問いただいた広告費の部分を計上させていただいております。239万8,000円、ここで例えばＳＮＳですね、フェイスブックなんかは割とどういう職種についていて、どういう年代でというターゲット広告、首都圏にお住まいのある一定の従業員以上の企業にお勤めの、そういう方であるということを把握した上で、その方たちに届く広告を打つ打ち方があるんです。そういったターゲット広告でこの239万8,000円は使っていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　前に、委員会でしゃべった部分以外にも新たな情報というふうに聞かせてもらって、そういうことが大事だなという部分、認識しながら、今、聞かせていただきましたけれども、この事業というのはやはり継続していかなきゃならないという気がするんですよ。

１年間で、今年度の令和２年度で完結するようなことじゃなくて、これから続けていかんならんというのがありますけれども、ここの部分については国費10分の10ですから、この次、国費が当たるかは別にしても、町単で続けていくような計画があるかどうか確認して終わっていきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　今回、国の事業で、先ほど申し上げた、立ち上げに係るホームページの作成ですとか、ターゲット広告をまずつかまえるために打っていくだとかというところで、大きくお金がかかりますので、その部分を事業申請させていただいたということで採択いただきましたんで、国費を使ってという分。

もちろんこの事業継続して行ってまいりますし、また生産者さん、事業者さんもなかなか、まだ今いろいろつてを使って、声がけをさせていただいているんですけれども、

こういうプロジェクトを始めましたと言っても、多分、様子見される事業者さんや生産者さんも多いんじゃないかなと思っておりますので、議員おっしゃられたとおり、今回のこの取組の国費で今回１年間やれる中で、成功事例を１つでも２つでもつくることは、次につながるのかなと思っておりますので。

もちろんマッチングイベントまでは企画しますけれども、その中でさらに、じゃ、ビジネスとして本当にこの生産者さんの業務が、関係人口として来ていただいた企業の、兼業・副業を目指している方に発注できたという事例を、本当に１つでもいいので何とか成し遂げて、それをさらにホームページ等で紹介することによって、関わっていただく地元の事業者さん、生産者さんというのも巻き込んでいきたいな、次年度以降はそういう予定でおります。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第62号に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第62号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎監報告第３号の上程、報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第13、監報告第３号例月出納検査報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

根本広実代表監査委員。

○根本広実代表監査委員　監報告第３号例月出納検査報告について、その結果をご報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づきまして実施しているものでございます。

今回の報告は、令和２年３月分、４月分、５月分の例月出納検査結果を報告するもの

でございます。

検査の対象につきましては、一般会計及び５特別会計の現金の出納状況でございます。

提出されました各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上、監報告第３号の監査結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧を願います。

以上で、監報告第３号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第14、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに決定いたしました。

◎農業委員会会長退任挨拶

○議長（杉山幸昭議長）　ここで、農業委員会会長の任期満了により、退任することとなりました早坂晴雄会長から、退任挨拶の申出がございますので、発言を許します。

農業委員会会長、早坂晴雄君。

○早坂晴雄農業委員会会長　ただいま杉山議長から発言の機会を与えていただきましたこと、心から感謝申し上げます。

平成17年７月より５期15年にわたり農業委員を務め、そのうち平成26年７月から農業委員会会長の立場で議会に携わり、理事者をはじめ議員の皆様方にご指導とご支援を賜

り、職務を全うすることができたこと、厚くお礼申し上げます。

農業を取り巻く環境は、農業就業人口の減少と高齢化の加速、担い手の不足等により厳しい状況になりつつありますが、皆さんの総力で、本町の大切な資源である農地を守り続けていっていただきたいと心より願っております。

最後になりますが、議員の皆様、町理事者、職員の皆様のご活躍とご健康をご祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

令和２年第４回上士幌町議会定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が６月９日から18日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、令和２年第４回上士幌町議会定例会を閉会いたします。

（午後　２時０８分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員